

資料編

資料編

1	組織関係	資-1
1-1	防災関係機関一覧表	資-1
1-2	みどり市災害対策本部条例	資-7
1-3	みどり市防災会議条例	資-8
1-4	みどり市防災会議委員	資-10
1-5	みどり市職員動員計画	資-11
2	災害危険区域関係	資-19
2-1	災害危険区域一覧	資-19
2-2	砂防指定地	資-20
2-3	急傾斜地崩壊危険区域指定	資-21
2-4	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	資-22
2-5	山腹崩壊危険地区	資-34
2-6	地すべり危険区域	資-36
2-7	崩壊土砂流出危険区域	資-37
2-8	災害危険区域に関する類似用語の説明	資-41
2-9	みどり市水防重要箇所	資-42
3	被害状況等報告関係	資-43
3-1	被害状況等報告一覧	資-43
4	通信関係	資-76
4-1	防災行政無線一覧表	資-76
4-2	全国消防団波（153.35MHz）無線一覧表	資-78
4-3	災害時優先電話一覧	資-80
4-4	群馬県地方通信ルート	資-81
5	相互応援協定等締結一覧	資-82
5-1	災害時相互応援協定（基本法）	資-82
5-2	消防相互応援協定書（消防組織法第21条）	資-92
5-3	災害時覚書	資-96
5-4	その他協定書	資-100
5-5	大規模災害時における防災関係機関の活動拠点	資-111
6	自衛隊応援要請関係	資-118
6-1	災害派遣要請書（県知事あて）	資-118
7	応急活動関係	資-119
7-1	避難関係	資-119
7-2	物資供給関係	資-154
7-3	輸送・交通関係	資-173
7-4	衛生関係	資-175
7-5	遺体収容関係	資-176
7-6	ボランティア関係	資-177
7-7	文化財関係	資-178
8	応急復旧関係	資-183
8-1	災害救助基準	資-183

8－2	災害応急対策業務に関する基本協定	資-190
9	復旧・復興関係	資-200
9－1	激甚災害法に基づく特別財政援助の対象	資-200

1 組織関係

1-1 防災関係機関一覧表

1 一部事務組合・事務委託等

機関名	所在地	防災担当部署	電話	F A X
桐生市消防本部	〒376-0027 桐生市元宿町13-38	警防課	0277-47-1704	0277-46-4666
桐生みどり消防署	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美1912-6		0277-77-1177	0277-47-1177
大間々新里分署	〒376-0102 みどり市大間々町桐原247		0277-73-1555	0277-73-1555
黒保根東分署	〒376-0306 みどり市東町荻原188		0277-97-2609	0277-97-2609
桐生市清掃センター	〒376-0122 桐生市新里町野461	庶務課	0277-74-1010	0277-74-1011
桐生市斎場	〒376-0013 桐生市広沢町5-4746-5		0277-54-1204	0277-54-1206
桐生地域医療組合 桐生厚生総合病院	〒376-0024 桐生市織姫町6-3	総務課	0277-44-7171	0277-44-7170

2 群馬県の機関

機関名	所在地	防災担当部署	電話	F A X
総務部危機管理課	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1		027-226-2244	027-221-0158
桐生警察署	〒376-0026 桐生市清瀬町1-16	警備課	0277-43-0110	
桐生警察署 大間々分庁舎	〒376-0102 みどり市大間々町桐原1563		0277-72-0110	
笠懸町交番	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美1483-6		0277-76-2218	
赤城駅前交番	〒376-0101 みどり市大間々町大間々2394-5		0277-73-0303	
浅原駐在所	〒376-0114 みどり市大間々町浅原1531		0277-72-3920	
沢入駐在所	〒376-0301 みどり市東町沢入531		0277-95-6440	
花輪駐在所	〒376-0307 みどり市東町花輪246		0277-97-2404	
桐生行政県税事務所	〒376-0011 桐生市相生町2-331	総務振興係	0277-54-4482	0277-52-4580
桐生保健福祉事務所	〒376-0011 桐生市相生町2-351		0277-53-4131	0277-52-1572
桐生土木事務所	〒376-0011 桐生市相生町2-331		0277-53-0121	0277-52-2904
桐生森林事務所	〒376-0011 桐生市相生町2-331		0277-52-7373	0277-54-5132
東部環境事務所	〒373-0033 太田市西本町60-27		0276-31-2517	0276-31-7410
東部農業事務所	〒373-0033 太田市西本町60-27		0276-31-3824	0276-31-8388
東部教育事務所	〒373-0033 太田市西本町60-27		0276-31-7151	0276-31-7101

3 災害時相互応援市町

機関名	所在地	防災担当部署	電話	F A X	備考
山形県 高畠町	〒992-0392 東置賜郡高畠町大字高畠436	総務課	0238-52-1111 0238-52-3744	0283-52-1543	
桐生市	〒376-8501 桐生市織姫町1-1	共創企画部 防災・危機管理課	0277-46-1111 0277-46-1151	0277-43-1001	
太田市	〒373-8718 太田市浜町2-35	総務部 危機管理室	0276-47-1111 0276-47-1916	0276-47-1888	
館林市	〒374-8501 館林市城町1-1	総務部 安全安心課	0276-72-4111 0276-47-5114	0276-72-3297	
栃木県 足利市	〒326-8601 足利市本城3-2145	総合政策部 危機管理課	0284-20-2222 0284-20-2247	0284-20-2273	
栃木県 佐野市	〒327-8501 佐野市高砂町1	行政経営部 危機管理課	0283-24-5111 0283-20-3056	0283-22-9104	
栃木県 日光市	〒321-1292 日光市今市本町 1	企画総務部 総務課	0288-22-1111 0288-21-5166	0288-21-5137	
埼玉県 八潮市	〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1	生活安全部 危機管理防災課	048-996-2111 内線804	048-995-7367	
茨城県 水戸市	〒310-8610 水戸市中央1-4-1	市民協働部 防災・危機管理課	029-224-1111 029-232-9152	029-233-0523	

4 消防団相互応援市

機関名	所在地	消防団担当部署	電話	F A X
桐生市消防本部	〒376-0027 桐生市元宿町13-38	総務課	0277-47-1701	0277-46-4666
太田市消防本部	〒373-0063 太田市烏山下409-1	消防総務課	0276-33-0200	0276-33-0302
伊勢崎市消防本部	〒372-0031 伊勢崎市今泉2-895	総務課	0270-25-3511	0270-26-9995

5 指定地方行政機関

(*印は勤務時間外の連絡先)

機関名	所在地	防災部署	電話	F A X
関東財務局 前橋財務事務所	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1	総務課	027-221-4491 027-896-2001*	027-224-4426
関東地方整備局	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1	防災室	048-600-1333 内線2165	048-600-1376
高崎河川国道事務所	〒370-0841 高崎市栄町6-41	河川管理課 道路管理第二課 防災課 *情報連絡員	027-345-6041 内線331・441 027-345-6043 内線441 027-354-6044 内線208 027-345-6070	027-345-6091 027-345-6093 027-345-6094 027-345-6099
桐生国道維持出張所	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美1485-1		0277-76-2523	0277-76-2315
渡良瀬川河川事務所	〒326-0822 足利市田中町661-3	流域治水課(出水) 管理課(地震等) 砂防調査課(土砂災害)	0284-73-5558 0284-73-5557 0284-73-5559	0284-73-6215 0284-73-5571 0284-73-5572
桐生出張所	〒376-0004 桐生市小梅町1-7		0277-44-3724	0277-43-1498
大間々砂防出張所	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1204		0277-72-1664	0277-72-1669
群馬労働局 桐生労働基準監督署	〒376-0045 桐生市末広町13-5		0277-44-3523	0277-44-1331
ハローワーク桐生	〒376-0023 桐生市錦町2-11-14		0277-22-8609	0277-22-5014
東京管区气象台 前橋地方气象台	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1	防災業務担当	027-896-1220	027-896-1164
関東森林管理局 群馬森林管理署	〒371-8508 前橋市岩神町4-16-25	総務企画部 企画調整課	027-210-1150	—
関東農政局 群馬県拠点	〒371-0025 前橋市紅雲町1-2-2	地方参事官室	027-221-1181	027-221-7015

6 陸上自衛隊

(*印は勤務時間外の連絡先)

機関名	所在地	防災担当部署	電話	F A X
第12旅団				
司令部	〒370-3503 北群馬郡榛東村大字新井1017-2	第3部防衛班	0279-54-2011 内線2286・2287*2208	0279-54-2011 内線2239
第12高射特科隊		情報班	0279-54-2011 内線2430・2433	

7 指定公共機関

機関名	所在地	防災担当部署	電話	F A X
日本郵便株式会社 大間々郵便局	〒376-0199 みどり市大間々町大間々 1477		0277-72-4411	0277-73-4508
(桐生郵便局)	〒376-8799 桐生市巴町2-1113		0277-45-2495	
(藪塚本町郵便局)	〒379-2399 太田市大原町610-1		0277-78-2131	0277-78-2883
(笠懸郵便局)	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美 1502-4		0277-76-2050	0277-76-9679
(笠懸鹿郵便局)	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿3132-5		0277-77-1041	0277-77-1040
(大間々南郵便局)	〒376-0101 みどり市大間々町大間々 467-4		0277-73-6920	0277-73-6921
(花輪郵便局)	〒376-0307 みどり市東町花輪244		0277-97-2401	0277-97-2805
(沢入簡易郵便局)	〒376-0301 みどり市東町沢入962-1		0277-95-6727	
東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社	〒370-8543 高崎市栄町6-26	鉄道事業部 安 全企画ユニット	027-320-7126	027-320-7127
N T T 東日本株式会社 群馬支店	〒370-0827 高崎市高松町3	災害対策室	027-321-5660 平昼 027-325-7999 休夜	027-330-3008
株式会社N T T ドコモ 群馬支店	〒370-0829 高崎市高松町13	株式会社ドコモ C S 群馬支店 ネットワーク部 エリア品質担当	027-393-6414	027-393-6423
東京電力パワーグリッド 株式会社 太田支社	〒373-0026 太田市東本町56-39	カスタマーセン ター	0120-99-5222 027-898-3646 休夜	0276-22-4111
独立行政法人水資源機構 渡良瀬川総合管理所	〒376-0303 みどり市東町座間564-6	管理グループ	0277-97-2131	0277-97-3035
日本赤十字社群馬県支部 みどり市地区	〒376-0192 みどり市大間々町大 間々1511	社会福祉課	0277-76-0975	0277-76-9089

8 指定地方公共機関

機関名	所在地	防災担当部署	電話	F A X
一般社団法人 桐生市医師会	〒376-0027 桐生市元宿町1863-1		0277-47-2500	0277-22-2422
桐生瓦斯株式会社	〒376-0035 桐生市仲町3-6-32	導 管 管 理 セ ン タ ー	0277-44-8141	0277-22-0117
大間々ガス協同組合	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1099-2		0277-72-1719	0277-72-1719
東武鉄道株式会社 赤城駅	〒376-0101 みどり市大間々町大間々2445-3		0277-72-1138	
上毛電気鉄道株式会社	〒371-0016 前橋市城東町4-1-1	鉄道部 運転指令	027-231-3597 027-231-9916	027-231-9920
わたらせ渓谷鐵道株式会社	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1603-1	総務経理課 指令（休夜）	0277-73-2110 0277-72-1373	0277-73-3121 0277-72-1373
待矢場両堰土地改良区	〒373-0063 太田市烏山下町402-1	事務局長	0276-33-7181	0276-31-3291
大間々用水土地改良区	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1549		0277-73-5599	0277-72-2500
岡登堰土地改良区	〒379-2301 太田市藪塚町1265		0277-78-4729	0277-78-4753
藪塚台地土地改良区	〒379-2301 太田市藪塚町1867-7		0277-78-5695	0277-78-5636
阿左美沼土地改良区	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美2887-33		0277-76-4481	0277-76-1660
早川土地改良区	〒376-0194 桐生市新里町武井693		0277-74-2217	0277-74-1338
勢多郡東村土地改良区	〒376-0307 みどり市東町花輪237		0277-47-7724	0277-47-7725

9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	所在地	防災担当部署	電話	F A X
新田みどり 農業協同組合	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿235-2		0277-30-8511	0277-30-8611
笠懸支店	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿235-2		0277-76-2511	0277-76-8458
大間々支店	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1524		0277-72-2323	0277-73-0651
黒保根東支店	〒376-0141 桐生市黒保根町水沼26-7		0277-96-2121	0277-96-2768
桐生広域森林組合	〒376-0011 桐生市相生町3-560-5		0277-55-0077	0277-55-0071
わたらせ森林組合	〒376-0307 みどり市東町花輪237		0277-97-2126	0277-97-2127
みどり市商工会	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1549		0277-73-6611	0277-72-2588
笠懸町商工会	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿3003-1		0277-76-2507	0277-76-7814
みどり市社会福祉協議 会本所	〒376-0101 みどり市大間々町大間々1511		0277-47-7066	0277-72-4051
笠懸支所	〒379-2395 みどり市笠懸町鹿2952		0277-76-4111	0277-76-2828
東支所	〒376-0307 みどり市東町花輪114-3		0277-97-2828	0277-97-3738
関東開発株式会社 桐生競艇場	〒379-2398 みどり市笠懸町阿左美2887	総務部	0277-76-2411	0277-76-2639

1-2 みどり市災害対策本部条例

平成18年3月27日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、みどり市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

1-3 みどり市防災会議条例

平成18年 3 月 27 日

条例第 2 0 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号)第 1 6 条第 6 項の規定に基づき、みどり市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の事務をつかさどる。

- (1) みどり市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) みどり市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 群馬県の知事の部局内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 群馬県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部局内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 市の消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- 6 委員の定数は、別に定める。
- 7 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び災害対策に関し識見のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年 3 月27日から施行する。

1-4 みどり市防災会議委員

区分	職名	備考
会長	みどり市長	
条例第3条第5項第1号	関東地方整備局渡良瀬川河川事務所長	
〃 〃	関東地方整備局高崎河川国道事務所 桐生国道維持出張所長	
〃 第2号	桐生みどり振興局長（桐生行政県税事務所長）	
〃 〃	桐生保健福祉事務所長	
〃 〃	桐生土木事務所長	
〃 第3号	桐生警察署長	
〃 第4号	みどり市副市長	
〃 〃	みどり市危機管理監	
〃 〃	みどり市総務部長	
〃 〃	みどり市政策企画部長	
〃 〃	みどり市市民部長	
〃 〃	みどり市保健福祉部長	
〃 〃	みどり市産業観光部長	
〃 〃	みどり市都市建設部長	
〃 〃	みどり市教育部長	
〃 第5号	みどり市教育長	
〃 第6号	みどり市消防団長	
〃 第7号	独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所長	
〃 〃	日本郵便株式会社薮塚本町郵便局長	
〃 〃	日本郵便株式会社大間々郵便局長	
〃 〃	一般社団法人桐生市医師会長	
〃 〃	N T T 東日本株式会社群馬支店長	
〃 〃	東京電力パワーグリッド株式会社太田支社長	

1-5 みどり市職員動員計画

				1. 災害時：災害警戒本部 震災時震度 4									
部	班	課等	時間帯	勤務時間内					勤務時間外				
			庁舎	笠懸	大間々(教育)	農林業センター	東	教育	笠懸	大間々(教育)	農林業センター	東	教育
危機管理監				1					1				
総務部長				1					1				
総務部	防災総務班	防災危機管理課		6					6				
	機動班	総務課		1					1				
		財政課											
	(競艇事業局)	競艇事業局		1					1				
	(会計局)	会計局											
	(議会事務局)	議会事務局											
	(監査委員事務局)	監査委員事務局											
	部 計			9					9				
政策企画部長				1					1				
政策企画部	機動班	企画課											
		地域創生課											
		秘書課											
	部 計			1					1				
東支所	東支所長						1						
	東市民班	東市民生活課						1					
	支所計						2						
市民部	市民部長		1						1				
	総務班	税務課		1					1				
	機動班	納税課		1					1				
		市民課											
		保険年金課											
		SDGs推進課											
	部 計			3					3				
保健福祉部	保健福祉部長				1					1			
	総務班	社会福祉課				1				1			
	機動班	介護高齢課				1				1			
		こども課											
		子育て相談課				1				1			

		健康管理課										
		スポーツ振興課										
	部　　計			4					4			
産 業 観 光 部	産業観光部長				1					1		
	総務班	農林課			1					1		
	機動班	商工課			1					1		
		観光課										
		農業委員会事務局										
	部　　計				3					3		
都 市 建 設 部	都市建設部長				1					1		
	総務班	都市計画課			1					1		
		建設課			1					1		
		建築住宅課										
		簡水下水道課										
	部　　計				3					3		
	教育部長					1					1	
	総務班	教育総務課				1					1	
		給食センター										
		学校教育課				1					1	
		各施設(学校)										
		社会教育課										
		各施設(社会教育施設)										
		文化財課										
		各施設(博物館)										
		富弘美術館										
部　　計					3					3		
職員総計			13	4	6	2	3	13	4	6	2	3
消 防 団	消防団本部団員											
	消防団員（分団詰所集合）											
	団　　計											

				2. 災害時：災害対策本部 (1 号動員)									
部	班	課等	時間帯	勤務時間内					勤務時間外				
			庁舎	笠懸	大間々(教育)	農林業センター	東	教育	笠懸	大間々(教育)	農林業センター	東	教育
危機管理監				1					1				
総務部長				1					1				
総務部	防災総務班	防災危機管理課		6					6				
	機動班	総務課		4					4				
		財政課		4					4				
	(競艇事業局)	競艇事業局		2					2				
	(会計局)	会計局		2					2				
	(議会事務局)	議会事務局				1				1			
	(監査委員事務局)	監査委員事務局				1				1			
	部 計			19	2				19	2			
政策企画部長				1					1				
政策企画部	機動班	企画課		3					3				
		地域創生課		3					3				
		秘書課		2					2				
	部 計			9					9				
東支所	東支所長						1					1	
	東市民班	東市民生活課						2				2	
	支所計						3				3		
市民部	市民部長			1					1				
	総務班	税務課		5					5				
	機動班	納税課		2					2				
		市民課		4	3				4	3			
		保険年金課		3					3				
		SDGs推進課		3					3				
	部 計			18	3				18	3			
保健福祉部	保健福祉部長				1					1			
	総務班	社会福祉課			5					5			
	機動班	介護高齢課			4					4			
		こども課			3					3			
		子育て相談課			2					2			
		健康管理課			5					5			
		スポーツ振興課			3					3			

	部 計			23					23		
産 業 観 光 部	産業観光部長				1				1		
	総務班	農林課			4				4		
	機動班	商工課			2				2		
		観光課			3				3		
		農業委員会事務局			1				1		
	部 計				11				11		
都 市 建 設 部	都市建設部長				1				1		
	総務班	都市計画課			3				3		
		建設課			4				4		
		建築住宅課			3				3		
		簡水下水道課			3				3		
	部 計				14				14		
	教育部長					1					1
	総務班	教育総務課				2					2
		給食センター				1					1
		学校教育課				3					3
		各施設(学校)									
		社会教育課				2					2
		各施設(社会教育施設)	3	1		1		3	1		1
		文化財課	1				1				
		各施設(博物館)	1				1				
		富弘美術館				2				2	
		部 計		5	1		3	9	5	1	
職員総計		51	29	25	6	9	51	29	25	6 9	
消 防 団	消防団本部団員										
	消防団員（分団詰所集合）										
	団 計										

				3. 災害時：災害対策本部 (2号動員)震災時震度5弱・5強										
部	班	課等	時間帯	勤務時間内					勤務時間外					
			庁舎	笠懸	大間々	農 林 業 セ ン タ ー	東	教育	笠懸	大間々	農 林 業 セ ン タ ー	東	教育	
危機管理監				1						1				
総務部長				1						1				
総 務 部	防災総務班	防災危機管理課		6						6				
	機動班	総務課		7						7				
		財政課		7						7				
	(競艇事業局)	競艇事業局		3						3				
	(会計局)	会計局		3						3				
	(議会事務局)	議会事務局				2					2			
	(監査委員事務局)	監査委員事務局				2					2			
	部 計			27	4					27	4			
政策企画部長				1						1				
政 策 企 画 部	機動班	企画課		6						6				
		地域創生課		6						6				
		秘書課		3						3				
	部 計			16						16				
東 支 所	東支所長							1					1	
	東市民班	東市民生活課						4					4	
	支所 計							5					5	
市 民 部	市民部長			1						1				
	総務班	税務課		9						9				
	機動班	納税課		4						4				
		市民課		7		5				7		5		
		保険年金課		6						6				
		SDGs推進課		5						5				
	部 計			32	5					32	5			
保 健 福 祉 部	保健福祉部長					1					1			
	総務班	社会福祉課				9					9			
	機動班	介護高齢課				7					7			
		こども課				5					5			
		子育て相談課				3					3			
		健康管理課			1	10					1	10		
		スポーツ振興課				6					6			

	部 計		1	41				1	41			
産 業 観 光 部	産業観光部長				1					1		
	総務班	農林課			7					7		
	機動班	商工課			4					4		
		観光課			5					5		
		農業委員会事務局			2					2		
	部 計				19					19		
都 市 建 設 部	都市建設部長				1					1		
	総務班	都市計画課			5					5		
		建設課			7					7		
		建築指導課			5					5		
		簡水下水道課			6					6		
	部 計				24					24		
	教育部長						1					1
	総務班	教育総務課					4					4
		給食センター					1					1
		学校教育課					6					6
		各施設(学校)										
		社会教育課					3					3
		各施設(社会福祉施設)	5	2		1		5	2		1	
		文化財課	2					2				
		各施設(博物館)	1					1				
		富弘美術館				2					2	
		部 計		8	2		3	15	8	2		3
職員総計		84	52	43	8	15	84	52	43	8	15	
消 防 団	消防団本部団員											
	消防団員（分団詰所集合）											
	団 計											

				4. 災害時：災害対策本部 (3号動員) 震災時震度6弱以上									
部	班	課等	時間帯	勤務時間内					勤務時間外				
			庁舎	笠懸	大間々	農林業センター	東	教育	笠懸	大間々	農林業センター	東	教育
危機管理監				1					1				
総務部長				1					1				
総務部	防災総務班	防災危機管理課		6					6				
	機動班	総務課		13					13				
		財政課		14					14				
	(競艇事業局)	競艇事業局		6					6				
	(会計局)	会計局		5					5				
	(議会事務局)	議会事務局			4					4			
	(監査委員事務局)	監査委員事務局			3					3			
	部 計			45	7				45	7			
政策企画部長				1					1				
政策企画部	機動班	企画課		12					12				
		地域創生課		12					12				
		秘書課		5					5				
	部 計			30					30				
東支所	東支所長						1					1	
	東市民班	東市民生活課						8				8	
	支所 計						9					9	
市民部	市民部長			1					1				
	総務班	税務課		17					17				
	機動班	納税課		7					7				
		市民課		13	9				13	9			
		保険年金課		11					11				
		SDGs推進課		10					10				
	部 計			59	9				59	9			
保健福祉部	保健福祉部長			1	1				1	1			
	総務班	社会福祉課		18	17				18	17			
	機動班	介護高齢課		14	14				14	14			
		こども課		13	10				13	10			
		子育て相談課			6					6			
		健康管理課		1	20				1	20			
		スポーツ振興課			11					11			

	部 計	1	79				1	79			
産業 観 光 部	産業観光部長				1				1		
	総務班	農林課			13				13		
	機動班	商工課			7				7		
		観光課			10				10		
		農業委員会事務局			4				4		
	部 計			35					35		
都 市 建 設 部	都市建設部長				1				1		
	総務班	都市計画課			10				10		
		建設課			14				14		
		建築指導課			9				9		
		簡水下水道課			11				11		
	部 計			45					45		
	教育部長						1				1
	総務班	教育総務課					8				8
		給食センター					1				1
		学校教育課					12				12
		各施設(学校)	6	5		1		6	5		1
		社会教育課					5				5
		各施設(社会福祉施設)	9	3		1		9	3		1
		文化財課	4					4			
		各施設(博物館)	4	1				4	1		
		富弘美術館				4				4	
	部 計		23	9		6	27	23	9		6 27
職員総計			158	104	80	15	27	158	104	80	15 27
消 防 団	消防団本部団員										
	消防団員（分団詰所集合）										
	団 計										

※職員動員計画については、本編に定める基準によるが、災害の程度により変更になる場合もある。

2 災害危険区域関係

2-1 災害危険区域一覧

危険区域		笠懸町地内			大間々町地内			東町地内			計		
重要水防箇所		河川	箇所	延長m	河川	箇所	延長m	河川	箇所	延長m	河川	箇所	延長m
		1	2	1,600							1	2	1,600
砂防指定地		溪流	箇所	面積ha	溪流	箇所	面積ha	溪流	箇所	面積ha	溪流	箇所	面積ha
		1	2	3	9	12	7.5	9	12	12	19	26	22.5
急傾斜地崩壊 危険区域		箇所			箇所			箇所			箇所		
					14			10			24		
山地災害危険地区（民有林）	山腹崩壊 危険地区	箇所			箇所			箇所			箇所		
					24			46			70		
	地すべり 危険地区	箇所			箇所			箇所			箇所		
								5			5		
	崩壊土砂 流出危険 区域	箇所			箇所			箇所			箇所		
					45			112			157		
	計	箇所			箇所			箇所			箇所		
					66			151			217		

2-2 砂防指定地

平成31年4月1日現在

幹川名	溪流名	指定年月日	告示 番号	所在地	指定 区分	指定 延長 (m)	計 (ha)	他法令規則等
利根川	早川	H04.12.25	2061	笠懸町西鹿田	標柱		0.04	
利根川	早川	H16.12.02	264	笠懸町西鹿田	標柱		2.618	
渡良瀬川	渡良瀬川	S29.06.22	1141	大間々町大間々	標柱		0.16	
渡良瀬川	小平川	S37.12.10	3008	大間々町小平	標柱	420.0	0.72	一級河川
渡良瀬川	塩沢川	S37.12.10	3008	大間々町塩沢	線	364.0	1.35	
渡良瀬川	マミ穴沢	S40.09.06	2557	大間々町小平	線		0.03	
渡良瀬川	湯沢川	S40.09.06	2557	大間々町下神梅	線		0.09	土石流危険溪流
渡良瀬川	入山沢川	S40.09.06	2557	大間々町浅原	線		0.85	土石流危険溪流・一級河川
渡良瀬川	吉之入川	S40.09.06	2557	大間々町浅原	線		0.07	土石流危険溪流
渡良瀬川	湯沢川	S43.08.30	2446	大間々町下神梅	線		1.01	
渡良瀬川	吉之入川	S43.11.20	3418	大間々町浅原	線		0.76	
渡良瀬川	狸穴川	S43.11.20	3418	大間々町小平	標柱		0.8	
渡良瀬川	狸穴川	H02.01.30	112	大間々町小平	標柱	269.8	0.86	土石流危険溪流
渡良瀬川	茂木川	H05.08.11	1688	大間々町小平	氷柱	229.0	0.8	土石流危険溪流
渡良瀬川	渡良瀬川	S08.07.21	229	東町小夜戸	線	300.0	1.78	一級河川
渡良瀬川	樋之入川	S24.05.06	396	東町座間	標柱	1050.0	2.57	土石流危険溪流・一級河川
渡良瀬川	横川川	S27.01.29	62	東町草木	標柱	320.0	0.97	
渡良瀬川	谷頭沢	S27.01.29	62	東町神戸	標柱	185.0	0.29	土石流危険溪流
渡良瀬川	桑平木沢	S27.01.29	62	東町神戸	標柱	460.0	1.07	土石流危険溪流
渡良瀬川	堀田川	S27.05.14	553	東町座間	標柱	650.0	1.8	
渡良瀬川	堀田川	S29.07.02	1221	東町座間	標柱	360.0	1	
渡良瀬川	樋之入川	S30.11.18	1321	東町座間	標柱		0.19	
渡良瀬川	草木川	S31.09.29	1537	東町草木	標柱		0.87	
渡良瀬川	谷頭沢	S32.09.07	1100	東町神戸	標柱	420.0	0.5	
渡良瀬川	桜木沢	S35.06.01	1008	東町小中	標柱	200.0	0.43	
渡良瀬川	湯舟沢	S43.11.20	3418	東町花輪	標柱		0.7	土石流危険溪流

2-3 急傾斜地崩壊危険区域指定

令和6年4月1日現在

整理 番号	区域名	所在地	字	指定年月日	告示番号
1	川面（川面B）	大間々町高津戸	川面	S48.11.13	710
2	狸原	大間々町小平	狸原	S48.11.13	711
3	上桐原	大間々町桐原	瀬戸ヶ原、沢ノ入、中井、矢畑	S53.12.26	897
4	塩原神社	大間々町塩原	高松、下ノ谷戸、中村	S54.12.11	910
5	中神梅	大間々町上神梅	西山、馬場、道西	S56.11.27	917
6	細谷戸	大間々町小平	細谷戸、宮前	S56.11.27	917
7	上桐原(A)	大間々町桐原	手振山、北原、中井	S58.3.8	167
8	浅原	大間々町浅原	岡貝戸、落内	S61.2.7	68
9	高津戸	大間々町高津戸	要害、山際、岩崎	S63.4.22	333
10	上の台	大間々町桐原	宮原、瀬戸ヶ原	H4.3.3	162
11	塩原神社北	大間々町塩原	高松、中村	H5.6.4	474
12	上桐原(追加)	大間々町桐原	久保、宮岡	S63.4.22	333
13	下ノ台	大間々町塩原	上ノ台	H26.12.26	398
14	町営住宅一B	大間々町高津戸		H27.12.8	376
15	下小中	東町小中	野岸、砂原、桜木坂	S53.12.26	897
16	阿入	東町小中	阿入、阿入沢	S55.9.16	621
17	花輪	東町花輪	中居、愛宕、上野、三嶋	S61.2.7	68
18	宿	東町沢入	西、宿、後山、上橋場	S63.4.22	333
19	高橋	東町荻原	笠作、高橋、宮原、上ノ原	H1.8.22	747
20	三ヶ郷	東町花輪	城、前原、駒戸	H5.1.26	61
21	関守	東町荻原	ゴンズイ、忍野	H6.11.22	646
22	小夜戸	東町小夜戸	猪ノ原、上ノ原、桃ノ沢、大谷戸、小貝戸	H6.11.22	646
23	八沢	東町草木	漆久保、押奈幸、八沢	H13.1.12	38
24	東宮	東町沢入		H28.12.26	342

出典：群馬県地域防災計画 資料編（令和7年3月）

2-4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
1	K1611	小夜戸	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
2	K1612-1	花輪-1	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
3	K1612-2	花輪-2	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
4	K1612-3	花輪-3	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
5	K1613	三ヶ郷	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
6	K1614-1	栃原-1	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
7	K1614-2	栃原-2	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
8	K1615	阿久沢	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
9	K1616-1	下小中-1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
10	K1616-2	下小中-2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
11	K1617-1	小中-1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
12	K1617-2	小中-2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
13	K1618	腰越	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
14	K1619	下小池	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
15	K1620-1	上小池-1	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
16	K1620-2	上小池-2	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
17	K1621	柱戸	東町座間	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
18	K1622	八沢	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
19	K1623	東宮	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
20	K1624-1	宿-1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
21	K1624-2	宿-2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
22	K1625-1	向沢入-1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
23	K1625-2	向沢入-2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
24	K1626-1	見沢向-1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
25	K1626-1	見沢向-2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○		R3.3.31	121
26	K1627	石坂	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
27	K1628-1	高橋-1	東町荻原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
28	K1628-2	高橋-2	東町荻原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
29	K1629-1	関守-1	東町荻原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
30	K1629-2	関守-2	東町荻原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
31	K1630	柏ヶ谷1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
32	K1631	平2	東町座間	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
33	K1632-1	黒坂石9-1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
34	K1632-2	黒坂石9-2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
35	K1633	石坂1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
36	K1634-1	名越2-1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
37	K1634-2	名越2-2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
38	K1635	押手3	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
39	K1636	見沢向1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
40	K1637	横川4	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
41	K1638	柱戸1	東町座間	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
42	K1639-1	原7-1	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
43	K1639-2	原7-2	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
44	K1640	原9	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
45	K1641-1	三ヶ郷3-1	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
46	K1641-2	三ヶ郷3-2	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
47	K1642	大平17	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
48	K1643	栃原1	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
49	K1644	三ヶ郷2	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
50	K1645	荒神山	笠懸町阿左美	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
51	K1646	沢田	笠懸町阿左美	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
52	K1647	稲荷山	笠懸町阿左美	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
53	K1648	山際	笠懸町鹿	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
54	K1650	琴平山	笠懸町阿左美	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
55	K1651	堀上	笠懸町阿左美	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
56	K1652-1	馬見岡-1	笠懸町西鹿田	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
57	K1652-2	馬見岡-2	笠懸町西鹿田	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
58	K1653	吹上1	笠懸町鹿	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
59	K1654	清水5	笠懸町鹿	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
60	K1655	堀上1	笠懸町阿左美	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
61	K1656	山際イ	笠懸町鹿	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
62	K1658	高津戸	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
63	K1659-1	町営住宅-A	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
64	K1659-2	町営住宅-B	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
65	K1660	戸沢	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
66	K1661-1	上桐原(A)-1	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
67	K1662-1	上桐原-1	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
68	K1662-2	上桐原-2	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○		R3.3.31	121
69	K1663	瓜久保(A)	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
70	K1664-1	瓜久保(B)-1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
71	K1664-2	瓜久保(B)-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
72	K1664-3	谷田	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
73	K1665-1	細谷戸-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
74	K1665-2	細谷戸-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
75	K1666-1	狸原-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
76	K1666-2	狸原-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
77	K1666-3	狸原-3	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
78	K1667	三本木	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
79	K1668	塩原神社	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
80	K1669	塩原神社北	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
81	K1670	下の台	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
82	K1671-1	中神梅-1	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
83	K1671-2	中神梅-2	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
84	K1671-3	中神梅-3	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
85	K1671-4	中神梅-4	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
86	K1671-5	中神梅-5	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
87	K1672	穴原	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
88	K1673-1	浅原-1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
89	K1673-2	浅原-2	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
90	K1673-3	浅原-3	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
91	K1674	上神梅	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
92	K1675	塩沢	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
93	K1676-1	貴船神社前-1	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
94	K1676-2	貴船神社前-2	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
95	K1676-3	貴船神社前-3	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
96	K1677	瀬見	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
97	K1678	北原口	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
98	K1679-1	町営住宅-1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
99	K1679-2	町営住宅-2	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
100	K1679-3	町営住宅-3	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
101	K1680-1	川面(B)-1	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
102	K1680-2	川面(B)-2	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
103	K1680-3	川面(B)-3	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
104	K1681	上の台	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
105	K1682-2	遠ノ久保-2	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
106	K1683-1	折ノ内3-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
107	K1683-2	折ノ内3-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
108	K1683-3	折ノ内3-3	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
109	K1683-4	折ノ内3-4	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
110	K1683-5	折ノ内3-5	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
111	K1684	舟原2	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
112	K1685-1	寺前6-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
113	K1685-2	寺前6-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
114	K1686	浅原2	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
115	K1687	塩沢12	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
116	K1688	上ノ台1	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
117	K1689-1	上ノ台2-1	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
118	K4030-1	阿入-1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
119	K4030-2	阿入-2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
120	K4030-3	阿入-3	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
121	K4030-4	阿入-4	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
122	K4031	楡沢4	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
123	K4032-1	楡沢6-1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
124	K4032-2	楡沢6-2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
125	K4033	萩平1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
126	K4034	萩平2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
127	K4035	萩平3	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
128	K4036	平仁手2	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
129	K4037	平仁手3	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
130	K4038	平仁手4	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
131	K4039	平仁手7	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
132	K4040	臼木1	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
133	K4041	阿久沢1	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
134	K4042	足越1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
135	K4043	足越2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
136	K4044	柏ヶ谷2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
137	K4045	暮坪1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
138	K4046	暮坪2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
139	K4047	釜抜1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
140	K4048	袖丸1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
141	K4049	袖丸2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
142	K4050	袖丸3	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
143	K4051	袖丸4	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
144	K4052	袖丸7	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
145	K4053	腰越1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
146	K4054	平3	東町座間	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
147	K4055	黒坂石3	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
148	K4056	足渡1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
149	K4057	足渡4	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
150	K4058	石坂2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
151	K4059	石坂3	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
152	K4060-1	名越1-1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
153	K4060-2	名越1-2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
154	K4060-3	名越1-3	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
155	K4060-4	名越1-4	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
156	K4061	宿4	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
157	K4062	宿5	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
158	K4063	押手1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
159	K4064	押手2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
160	K4065	押手4	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
161	K4066	春場見1	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
162	K4067	春場見2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
163	K4068	春場見3	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
164	K4069	西2	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
165	K4070	沢向1	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
166	K4071	寒沢平1	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
167	K4072	曲久保1	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
168	K4073	原5	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
169	K4074	原10	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
170	K4075	横川1	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
171	K4076	横川2	東町草木	急傾斜地の崩壊	○		R3.3.31	121
172	K4077	横川3	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
173	K4078	寒沢1	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
174	K4079	上草木	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
175	K4080-1	横川5-1	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
176	K4080-2	横川5-2	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
177	K4081	蕨平	東町草木	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
178	K4082	西3	東町沢入	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
179	K4083	諸沢2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
180	K4084	小池5	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
181	K4085	原8	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
182	K4086-1	宿1-1	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
183	K4086-2	宿1-2	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
184	K4087	宿2	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
185	K4088	柳平2	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
186	K4089	柳平3	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
187	K4090	柳平4	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
188	K4091	柳平5	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
189	K4092	三ヶ郷4	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
190	K4093	中野11	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
191	K4094	中野12	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
192	K4095	中野13	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
193	K4096	中野14	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
194	K4097	松島1	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
195	K4098	下小夜戸1	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
196	K4099	大畑3	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
197	K4100	大畑4	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
198	K4101	大畑6	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
199	K4102	大畑7	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
200	K4104	大畑9	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
201	K4105	石見1	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
202	K4106	石見2	東町小夜戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
203	K4107	牛沢1	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
204	K4108-1	大平14-1	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
205	K4108-2	大平14-2	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
206	K4109	大平15	東町小中	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
207	K4110	三ヶ郷1	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
208	K4111	中野10	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
209	K4112	宿7	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
210	K4113	中井4	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
211	K4114	中井5	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
212	K4115	中井6	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
213	K4116	中井1	東町花輪	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
214	K4117-1	関守1-1	東町荻原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
215	K4117-2	関守1-2	東町荻原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
216	K4118	関守2	東町荻原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
217	K4120	関守4	東町荻原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
218	K4121	関守5	東町荻原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
219	K4122	向山	笠懸町西鹿田	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
220	K4123	清水4	笠懸町鹿	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
221	K4124	馬見岡1	笠懸町西鹿田	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
222	K4125	岩宿1	笠懸町阿左美	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
223	K4126-1	川面-1	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
224	K4126-2	川面-2	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
225	K4127-1	小友1-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
226	K4127-2	小友1-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
227	K4128-1	小友2-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
228	K4128-2	小友2-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
229	K4129	小友3	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
230	K4130	小友4	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
231	K4131-1	小友5-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
232	K4131-2	小友5-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
233	K4132-1	小友6-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
234	K4132-2	小友6-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
235	K4133	小友8	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
236	K4134-1	小友9-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
237	K4134-2	小友9-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
238	K4135	猿橋1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
239	K4136	猿橋2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
240	K4137	茂木1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
241	K4138	茂木2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
242	K4139	茂木3	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
243	K4140-1	茂木4-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
244	K4140-2	茂木4-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
245	K4140-3	茂木4-3	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
246	K4141	茂木7	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
247	K4142-1	茂木8-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
248	K4142-2	茂木8-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
249	K4143	茂木9	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
250	K4144	茂木10	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
251	K4145-1	茂木13-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
252	K4145-2	茂木13-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
253	K4146	茂木14	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
254	K4147	茂木15	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
255	K4148-1	茂木16-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
256	K4148-2	茂木16-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
257	K4149	茂木17	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
258	K4150	小友11	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
259	K4151	狸原2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
260	K4152	狸原3	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
261	K4153	狸原6	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
262	K4154	狸原7	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
263	K4155	瀬見1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
264	K4156	瀬見2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
265	K4157	瀬見3	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
266	K4158-1	瀬見4-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
267	K4158-2	瀬見4-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
268	K4159-1	瀬見5-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
269	K4159-2	瀬見5-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
270	K4160	瀬見6	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
271	K4161	瀬見7	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
272	K4162-1	瀬見8-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
273	K4162-2	瀬見8-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
274	K4163	瀬見9	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
275	K4164	折ノ内1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
276	K4165-1	折ノ内2-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
277	K4165-2	折ノ内2-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
278	K4166	舟原3	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
279	K4167	舟原4	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
280	K4168	寺前1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
281	K4169	寺前2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
282	K4170	寺前3	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
283	K4171	寺前4	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
284	K4172	寺前5	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
285	K4173	寺前7	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
286	K4174	三本木8	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
287	K4175	三本木9	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
288	K4176-1	三本木11-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
289	K4176-2	三本木11-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
290	K4177	長尾根2	大間々町長尾根	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
291	K4178	長尾根3	大間々町長尾根	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
292	K4179-1	宮前2A-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
293	K4179-2	宮前2A-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
294	K4179-3	宮前2A-3	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
295	K4180-1	宮前3-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
296	K4180-2	宮前3-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
297	K4181	入山1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
298	K4182	胡桃貝戸1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
299	K4183-1	胡桃貝戸2-1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
300	K4183-2	胡桃貝戸2-2	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
301	K4183-3	胡桃貝戸2-3	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
302	K4184-1	胡桃貝戸3-1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
303	K4184-2	胡桃貝戸3-2	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
304	K4185-1	胡桃貝戸4-1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
305	K4185-2	胡桃貝戸4-2	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
306	K4186	浅原1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
307	K4187-1	浅原3-1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
308	K4187-2	浅原3-2	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
309	K4187-3	浅原3-3	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
310	K4187-5	浅原3-5	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
311	K4187-6	浅原3-6	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
312	K4187-7	浅原3-7	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
313	K4188	浅原4	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
314	K4189	浅原5	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
315	K4190-1	浅原6-1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
316	K4190-2	浅原6-2	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
317	K4191	浅原7	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
318	K4192	浅原8	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
319	K4193	塩沢1	大間々町長尾根	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
320	K4194	塩沢2	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
321	K4195-1	塩沢3-1	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
322	K4195-2	塩沢3-2	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
323	K4195-3	塩沢3-3	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
324	K4196-1	塩沢4-1	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
325	K4196-2	塩沢4-2	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
326	K4197	塩沢5	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
327	K4198	塩沢6	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
328	K4199	塩沢7	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
329	K4200	塩沢8	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
330	K4201	塩沢9	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
331	K4202	塩沢10	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
332	K4203-1	塩沢11-1	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
333	K4203-2	塩沢11-2	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
334	K4203-3	塩沢11-3	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
335	K4204	上ノ台3	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
336	K4205	高松1	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
337	K4206-1	中村14-1	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
338	K4206-2	中村14-2	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
339	K4207-1	中村15-1	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
340	K4207-2	中村15-2	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
341	K4208	中村16	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
342	K4209-1	上ノ台4-1	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
343	K4209-2	上ノ台4-2	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
344	K4209-3	上ノ台4-3	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
345	K4210-1	塩原1-1	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
346	K4210-2	塩原1-2	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
347	K4211	塩原2	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
348	K4212-1	下の台1-1	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
349	K4212-3	下の台1-3	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
350	K4212-4	下の台1-4	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
351	K4212-6	下の台1-6	大間々町塩原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
352	K4213	下神梅1	大間々町下神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
353	K4214	川面1	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
354	K4215-1	川面2-1	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
355	K4215-2	川面2-2	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
356	K4216	権現山1	大間々町高津戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
357	K4218-1	下桐原1-1	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
358	K4218-2	下桐原1-2	大間々町桐原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
359	K5254	清水イ	笠懸町鹿	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
360	K5255	清水ロ	笠懸町鹿	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
361	K5256	鹿の川イ	笠懸町阿左美	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
362	K5257	上神梅イ	大間々町上神梅	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
363	K5258	塩沢イ	大間々町塩沢	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
364	K5259	浅原イ	大間々町浅原	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
365	K5260	小友7	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121
366	K5261-1	茂木11-1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
367	K5261-2	茂木11-2	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
368	K5262	狸原4	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
369	K5263	狸原5	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
370	K5264	狸原1	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
371	K5265	瀬見	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
372	K5266	瀬見口	大間々町小平	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
373	K7183	牛沢2	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
374	K7184	牛沢3	東町神戸	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 31	121
375	203- I -016	西寺ノ入沢	笠懸町阿左美	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
376	309- I -501	高橋沢	東町荻原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
377	309- I -502	松ノ木沢	東町荻原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
378	309- I -503	房川	東町荻原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
379	309- I -504	中井沢	東町荻原	土石流	○		R3. 3. 31	121
380	309- I -505	堤沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
381	309- I -506	不動沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
382	309- I -507	童神沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
383	309- I -508	寺ノ沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
384	309- I -509	唐沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
385	309- I -510	中野不動沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
386	309- I -511	中ノ沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
387	309- I -512	駒戸沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
388	309- I -513	前原沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
389	309- I -514	平沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
390	309- I -515	栃原沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
391	309- I -516	阿久沢	東町花輪	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
392	309- I -517	大豆久保沢	東町小中	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
393	309- I -518	谷頭沢	東町神戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
394	309- I -519	小池沢	東町神戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
395	309- I -520	草木沢	東町草木	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
396	309- I -521	深井戸沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
397	309- I -522	竹の久保沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
398	309- I -523	宮の沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
399	309- I -524	後山沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
400	309- I -525	神戸谷戸沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
401	309- I -526	向沢入沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
402	309- I -527	見沢向沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
403	309- I -528	ナラトチ沢	東町沢入	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
404	309- I -529	座間沢	東町座間	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
405	309- I -530	樋之入沢	東町座間	土石流	○		R3. 3. 31	121
406	309- I -531	小夜戸川	東町小夜戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
407	309- I -532	下の沢	東町小夜戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
408	309- I -533	鹿生沢	東町小夜戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
409	309- I -534	ヒル沢	東町小夜戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
410	309- I -535	樽沢	東町小夜戸	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
411	484- I -001	荒神沢	笠懸町阿左美	土石流	○	○	R3. 3. 31	121
412	501- I -501	桐原沢	大間々町桐原	土石流	○	○	R3. 3. 31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
413	501-I-502	沢之入沢	大間々町桐原	土石流	○	○	R3.3.31	121
414	501-I-503	根岸川	大間々町下神梅	土石流	○		R3.3.31	121
415	501-I-504	北下神梅沢	大間々町下神梅	土石流	○	○	R3.3.31	121
416	501-I-505	下西川沢	大間々町下神梅	土石流	○	○	R3.3.31	121
417	501-I-506	西川沢	大間々町下神梅	土石流	○		R3.3.31	121
418	501-I-507	湯沢川	大間々町下神梅	土石流	○		R3.3.31	121
419	501-I-508-1	滝ノ沢-1	大間々町上神梅	土石流	○	○	R3.3.31	121
420	501-I-508-2	滝ノ沢-2	大間々町上神梅	土石流	○	○	R3.3.31	121
421	501-I-509	北上/台二ノ沢	大間々町塩原	土石流	○	○	R3.3.31	121
422	501-I-510	八王子沢	大間々町塩原	土石流	○	○	R3.3.31	121
423	501-I-511	下八王子沢	大間々町塩原	土石流	○	○	R3.3.31	121
424	501-I-512	岩久保沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3.3.31	121
425	501-I-513	中山沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3.3.31	121
426	501-I-514	吉之入沢	大間々町浅原	土石流	○		R3.3.31	121
427	501-I-515	上吉之入沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3.3.31	121
428	501-I-516	狸原沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
429	501-I-517	三本木沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
430	501-I-518	東鍾乳洞沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
431	501-I-519	鍾乳洞沢	大間々町小平	土石流	○		R3.3.31	121
432	501-I-520	狸穴沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
433	501-I-521	高貝戸沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3.3.31	121
434	501-I-522	細貝戸沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3.3.31	121
435	501-I-523	中曽根沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3.3.31	121
436	501-I-524	金屑沢	大間々町高津戸	土石流	○	○	R3.3.31	121
437	501-I-525	東高津戸沢	大間々町高津戸	土石流	○	○	R3.3.31	121
438	309-II-501	関場沢	東町荻原	土石流	○	○	R3.3.31	121
439	309-II-502	東関場沢	東町荻原	土石流	○	○	R3.3.31	121
440	309-II-503	下高橋沢	東町荻原	土石流	○	○	R3.3.31	121
441	309-II-504	湯船沢	東町花輪	土石流	○	○	R3.3.31	121
442	309-II-505	長久保沢	東町花輪	土石流	○		R3.3.31	121
443	309-II-506	矢木沢	東町花輪	土石流	○	○	R3.3.31	121
444	309-II-507	下阿久沢	東町花輪	土石流	○	○	R3.3.31	121
445	309-II-508	鍋割沢	東町花輪	土石流	○	○	R3.3.31	121
446	309-II-509	中ノ沢	東町花輪	土石流	○	○	R3.3.31	121
447	309-II-510	臼木沢	東町花輪	土石流	○	○	R3.3.31	121
448	309-II-511	上臼木沢	東町花輪	土石流	○	○	R3.3.31	121
449	309-II-512	柏ヶ谷沢	東町小中	土石流	○	○	R3.3.31	121
450	309-II-513	下之沢	東町小中	土石流	○	○	R3.3.31	121
451	309-II-514-1	袖丸沢-1	東町小中	土石流	○	○	R3.3.31	121
452	309-II-514-2	袖丸沢-2	東町小中	土石流	○	○	R3.3.31	121
453	309-II-515	阿入沢	東町小中	土石流	○	○	R3.3.31	121
454	309-II-516	北大平沢	東町小中	土石流	○		R3.3.31	121
455	309-II-517	牛沢	東町神戸	土石流	○	○	R3.3.31	121
456	309-II-518	桑平木沢	東町神戸	土石流	○	○	R3.3.31	121
457	309-II-519	寒沢川	東町草木	土石流	○	○	R3.3.31	121
458	309-II-520	八沢	東町草木	土石流	○	○	R3.3.31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
459	309-Ⅱ-521	境沢	東町草木	土石流	○	○	R3.3.31	121
460	309-Ⅱ-522	上境沢	東町草木	土石流	○	○	R3.3.31	121
461	309-Ⅱ-523	名越沢	東町沢入	土石流	○	○	R3.3.31	121
462	309-Ⅱ-524	楡沢川	東町沢入	土石流	○	○	R3.3.31	121
463	309-Ⅱ-525	西石坂沢	東町沢入	土石流	○	○	R3.3.31	121
464	309-Ⅱ-526	石坂沢	東町沢入	土石流	○	○	R3.3.31	121
465	309-Ⅱ-527	足渡戸沢	東町沢入	土石流	○		R3.3.31	121
466	309-Ⅱ-528	鳥渚沢	東町沢入	土石流	○	○	R3.3.31	121
467	309-Ⅱ-529	横川	東町草木	土石流	○	○	R3.3.31	121
468	309-Ⅱ-530-1	東の沢-1	東町座間	土石流	○	○	R3.3.31	121
469	309-Ⅱ-530-2	東の沢-2	東町座間	土石流	○		R3.3.31	121
470	309-Ⅱ-531	小野沢	東町座間	土石流	○	○	R3.3.31	121
471	309-Ⅱ-532	下小夜戸沢	東町小夜戸	土石流	○	○	R3.3.31	121
472	309-Ⅱ-533	大畑沢	東町小夜戸	土石流	○	○	R3.3.31	121
473	309-Ⅱ-534	茂木沢	東町小夜戸	土石流	○	○	R3.3.31	121
474	309-Ⅱ-535	分の久保沢	東町小夜戸	土石流	○	○	R3.3.31	121
475	309-Ⅱ-536	上の久保沢	東町小夜戸	土石流	○	○	R3.3.31	121
476	501-Ⅱ-501	北上ノ台一ノ沢	大間々町塩原	土石流	○	○	R3.3.31	121
477	501-Ⅱ-502	上ノ台沢	大間々町塩原	土石流	○	○	R3.3.31	121
478	501-Ⅱ-503	塩原沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3.3.31	121
479	501-Ⅱ-504	スガキ沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3.3.31	121
480	501-Ⅱ-505	入の山沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3.3.31	121
481	501-Ⅱ-506	北入の山沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3.3.31	121
482	501-Ⅱ-507	上塩沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3.3.31	121
483	501-Ⅱ-508	北上塩沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3.3.31	121
484	501-Ⅱ-509	上東塩原沢	大間々町塩原	土石流	○	○	R3.3.31	121
485	501-Ⅱ-510	東塩原沢	大間々町塩原	土石流	○	○	R3.3.31	121
486	501-Ⅱ-511	下東塩原沢	大間々町塩原	土石流	○	○	R3.3.31	121
487	501-Ⅱ-512	中浅原沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3.3.31	121
488	501-Ⅱ-513	上浅原沢-1	大間々町浅原	土石流	○	○	R3.3.31	121
489	501-Ⅱ-514	入山沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3.3.31	121
490	501-Ⅱ-515	入山沢川	大間々町浅原	土石流	○	○	R3.3.31	121
491	309-Ⅱ-516	月下沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3.3.31	121
492	309-Ⅱ-517	瀬見沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
493	309-Ⅱ-518	北瀬見沢	大間々町小平	土石流	○		R3.3.31	121
494	309-Ⅱ-519	次石沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
495	309-Ⅱ-520	上次石沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
496	309-Ⅱ-521-1	奥猿沢-1	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
497	309-Ⅱ-521-2	奥猿沢-2	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
498	309-Ⅱ-522	茂木沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
499	309-Ⅱ-523	前茂木沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
500	309-Ⅱ-524	小友沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
501	501-Ⅱ-525-1	南檜沢-1	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
502	501-Ⅱ-525-2	南檜沢-2	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
503	501-Ⅱ-526	落合沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
504	501-Ⅱ-527	上巢沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121

番号	箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 区域 の指定	特別警 戒区域 の指定	指定 年月日	告 示 番 号
505	501-Ⅱ-528	南狸原沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
506	501-Ⅱ-529	東次石沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
507	501-Ⅱ-530	東小平右沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
508	501-Ⅱ-531	折ノ内沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
509	501-Ⅱ-532	下折ノ内一ノ沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
510	501-Ⅱ-533	下折ノ内二ノ沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
511	501-Ⅱ-534	南三本木沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
512	501-Ⅱ-535	長尾根南沢	大間々町長尾根	土石流	○		R3.3.31	121
513	501-J-501	北下神梅沢上ノ沢	大間々町下神梅	土石流	○	○	R3.3.31	121
514	501-J-505	塩沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3.3.31	121
515	501-J-506	塩沢川	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3.3.31	121
516	501-J-507	上東塩原沢一ノ沢	大間々町塩沢	土石流	○	○	R3.3.31	121
517	501-J-508	上東塩原沢二ノ沢	大間々町塩原	土石流	○	○	R3.3.31	121
518	501-J-509	浅原一ノ沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3.3.31	121
519	501-J-510	浅原二ノ沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3.3.31	121
520	501-J-511	浅原三ノ沢	大間々町浅原	土石流	○	○	R3.3.31	121
521	501-J-512	木の宮沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
522	501-J-513	西狸原沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
523	501-J-514	小平川-2	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
524	501-J-519	東次石沢上ノ沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
525	501-J-520	次石沢東一ノ沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
526	501-J-521	次石沢東二ノ沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
527	501-J-522	北瀬見沢東ノ沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
528	501-J-524	東小平右沢下ノ沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
529	501-J-525	細入沢川	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
530	501-J-526	折ノ内沢上ノ沢	大間々町小平	土石流	○	○	R3.3.31	121
531	501-J-527	長尾根一ノ沢	大間々町長尾根	土石流	○	○	R3.3.31	121
532	501-J-528	長尾根二ノ沢	大間々町長尾根	土石流	○		R3.3.31	121
533	501-J-529	長尾根三ノ沢	大間々町長尾根	土石流	○		R3.3.31	121
534	501-J-530	長尾根四ノ沢	大間々町長尾根	土石流	○	○	R3.3.31	121
535	501-J-531-1	長尾根五ノ沢-1	大間々町長尾根	土石流	○	○	R3.3.31	121
536	501-J-531-2	長尾根五ノ沢-2	大間々町長尾根	土石流	○	○	R3.3.31	121
537	501-J-533	北高津戸沢	大間々町高津戸	土石流	○	○	R3.3.31	121
538	501-J-534	北高津戸沢下ノ沢	大間々町高津戸	土石流	○	○	R3.3.31	121
539	309-新-001	名越沢2	東町沢入	土石流	○	○	R3.3.31	121
540	210	阿久沢	東町花輪	地すべり	○		R3.3.31	121
541	309-001	関守	東町荻原	地すべり	○		R3.3.31	121
542	309-002	荻原	東町荻原	地すべり	○		R3.3.31	121

出典：群馬県地域防災計画 資料編（令和7年3月）

2-5 山腹崩壊危険地区

番号	地区番号	位置		危険度
		町	大字・字	
1	212-001	東町	沢入 峠向	B
2	212-002	東町	沢入 峠	B
3	212-003	東町	沢入 名越沢	C
4	212-004	東町	小中 倉本	C
5	212-005	東町	小中 平仁手向	C
6	212-007	東町	小中 山中山	B
7	212-008	東町	小中 峰久保	B
8	212-009	東町	小中 犬目	C
9	212-010	東町	小中 小中山	B
10	212-011	東町	沢入 小畑	C
11	212-012	東町	沢入 石坂	A
12	212-013	東町	沢入 山梨子	C
13	212-014	東町	沢入 山梨子	C
14	212-015	東町	沢入 尾沢	C
15	212-016	東町	沢入 白井平	C
16	212-017	東町	沢入 奥小屋	B
17	212-018	東町	沢入 畑ノ平	C
18	212-019	東町	沢入 椀名条	B
19	212-020	東町	沢入 陣場平	B
20	212-021	東町	沢入 奥小屋	B
21	212-022	東町	小中 コブキ	B
22	212-023	東町	小中 久々戸	B
23	212-024	東町	小中 桜木坂	C
24	212-025	東町	花輪 城	B
25	212-026	東町	小夜戸 梅ノ木平	B
26	212-027	東町	神戸 釜戸	C
27	212-028	東町	草木 下草木	C
28	212-029	東町	沢入 向沢入	A
29	212-030	東町	草木 田黒山	B
30	212-031	東町	小中 小中山	B
31	212-032	東町	小夜戸 狩生	B
32	212-033	東町	花輪 椽坂	C
33	212-034	東町	座間 樋ノ入	B
34	212-035	東町	沢入 菅仁田	B
35	212-036	東町	萩原 岩下	B
36	212-037	東町	座間 柱戸北山	C
37	212-038	東町	萩原 ワミ	C
38	212-039	東町	座間 柱戸南	B
39	212-040	大間々町	小平 小友	C
40	212-041	大間々町	小平 桧沢	B
41	212-042	大間々町	小平 越沢	B
42	212-043	大間々町	小平 茂木	C
43	212-044	大間々町	小平 中道	A
44	212-045	大間々町	小平 瀬見	A
45	212-046	大間々町	浅原 瓜久保	A
46	212-047	大間々町	浅原 釜ノ渕	A
47	212-048	大間々町	塩原 高松	B
48	212-049	大間々町	塩原 上ノ台	B
49	212-050	大間々町	塩原 上ノ台	C
50	212-051	大間々町	塩原 上ノ台	C

51	212-052	大間々町	桐原 手振山	B
52	212-053	大間々町	上神梅 小垂	B
53	212-054	大間々町	塩沢 笹久保	C
54	212-055	大間々町	高津戸 川久保	A
55	212-056	大間々町	塩原 桜木	B
56	212-057	大間々町	小平 小友	C
57	212-058	大間々町	下神梅 中道	C
58	212-059	大間々町	上神梅 向山	B
59	212-060	大間々町	小平 向平	B
60	212-200	東町	神戸 見沢	B
61	212-201	東町	沢入 吉ノ沢	B
62	212-202	東町	神戸 桑平木	C
63	212-203	東町	沢入 大龍	B
64	212-204	大間々町	小平 茂木	B
65	212-205	東町	座間 滝ノ上	C
66	212-206	東町	沢入 入奥小屋	B
67	212-207	東町	草木 井戸向	C
68	212-208	東町	座間	B
69	212-209	大間々町	浅原 高名木	C
70	212-210	大間々町	塩原 上ノ台	A

出典：群馬県地域防災計画 資料編（令和7年3月）

2-6 地すべり危険区域

番号	地区番号	位置		危険度
		町	大字・字	
1	309-1	東町	荻原 関守	B
2	309-2	東町	荻原 荻原	B
3	309-3	東町	沢入 石坂	C
4	309-4	東町	沢入 黒坂石上流	C
5	309-5	東町	沢入 楡沢	C

出典：群馬県地域防災計画 資料編（令和7年3月）

2-7 崩壊土砂流出危険区域

番号	地区番号	位置		危険度
		町	大字・字	
1	212-1	東町	沢入 楡沢	A
2	212-2	東町	沢入 ナカノハタ	B
3	212-3	東町	沢入 大名	C
4	212-4	東町	沢入 大名	B
5	212-5	東町	沢入 峠	C
6	212-6	東町	沢入 峠向	B
7	212-7	東町	沢入 吉沢	B
8	212-8	東町	沢入 ホウズキ久保	B
9	212-9	東町	沢入 名越沢	B
10	212-10	東町	沢入 尾沢入	C
11	212-11	東町	沢入 入奥小屋	B
12	212-12	東町	花輪 倉本	C
13	212-13	東町	花輪 平仁手	C
14	212-14	東町	小中 追付橋	C
15	212-15	東町	小中 柏ヶ谷	B
16	212-16	東町	小中 釜坂	C
17	212-17	東町	小中 西矢塚	B
18	212-18	東町	小中 西矢塚	A
19	212-19	東町	草木 八沢	B
20	212-20	東町	草木 柿木沢	B
21	212-21	東町	草木 井戸向	B
22	212-22	東町	沢入 深井戸	A
23	212-23	東町	沢入 竹ノ久保	A
24	212-24	東町	沢入 竹ノ久保	A
25	212-25	東町	沢入 後山	A
26	212-26	東町	沢入 大竜	B
27	212-27	東町	沢入 向沢入	B
28	212-28	東町	沢入 小畑	B
29	212-29	東町	沢入 穴ノ久保	A
30	212-30	東町	沢入 ナラトチ	B
31	212-31	東町	沢入 見沢向	C
32	212-32	東町	沢入 笹平	A
33	212-33	東町	沢入 藤川畑	A
34	212-34	東町	沢入 川ヲス刈	A
35	212-35	東町	沢入 足渡戸	B
36	212-36	東町	沢入 加藤畑	B
37	212-37	東町	沢入 加藤畑	C
38	212-38	東町	沢入 インカガ沢	B
39	212-39	東町	花輪 矢詰	A
40	212-40	東町	花輪 高平	A
41	212-41	東町	花輪 神原	A
42	212-42	東町	花輪 阿久沢	B
43	212-43	東町	花輪 阿久沢	B
44	212-44	東町	花輪 畑平	C
45	212-45	東町	花輪 津谷	C
46	212-46	東町	花輪 栃原	B
47	212-47	東町	小中 腰越	A
48	212-48	東町	小中 竈場	A
49	212-49	東町	小中 バッタリ沢	B
50	212-50	東町	神戸 下牛沢山	A

番号	地区番号	位置		危険度
		町	大字・字	
51	212-51	東町	神戸 上小池	B
52	212-52	東町	座間 柱戸北山	A
53	212-53	東町	荻原 セキバ	A
54	212-54	東町	荻原 高橋	B
55	212-55	東町	荻原 宮原	B
56	212-56	東町	荻原 宮原	A
57	212-57	東町	花輪 湯舟平	A
58	212-58	東町	花輪 月見沢	B
59	212-59	東町	花輪 城	B
60	212-60	東町	花輪 前原	B
61	212-61	東町	小夜戸 清水	A
62	212-62	東町	小夜戸 宮添	B
63	212-63	東町	小夜戸 ヒル沢	A
64	212-64	東町	小夜戸 七久保	A
65	212-65	東町	小夜戸 坂上	A
66	212-66	東町	座間 樋ノ入	A
67	212-67	東町	草木 八沢	B
68	212-68	東町	草木 八沢	B
69	212-69	東町	花輪 上野	B
70	212-70	東町	座間 栃沢	B
71	212-71	東町	花輪 愛宕	B
72	212-72	東町	座間 赤仁田沢	B
73	212-73	東町	荻原 菅ノ沢	A
74	212-74	東町	座間 柱戸南	B
75	212-75	東町	座間 柱戸山	B
76	212-76	東町	座間 柱戸南	B
77	212-77	東町	沢入 イボ沢	A
78	212-78	東町	座間 掛巣沢	A
79	212-79	東町	小中 腰越	C
80	212-80	東町	小中 小中	B
81	212-81	東町	座間 小野沢	A
82	212-82	東町	小中 下替戸	B
83	212-83	東町	沢入 向沢入A	B
84	212-84	東町	小中 足越	C
85	212-85	東町	沢入 小嶽	B
86	212-86	東町	草木 千ノ平	B
87	212-87	東町	花輪 三嶋	B
88	212-88	東町	花輪 中居	B
89	212-89	東町	沢入 神戸谷戸	C
90	212-90	大間々町	小平 大荷場	A
91	212-91	大間々町	小平 大荷場	A
92	212-92	大間々町	小平 出入	C
93	212-93	大間々町	小平 下出	B
94	212-94	大間々町	小平 間ノ沢	A
95	212-95	大間々町	小平 越沢	B
96	212-96	大間々町	小平 桧沢	C
97	212-97	大間々町	小平 孫	B
98	212-98	大間々町	小平 下出	B
99	212-99	大間々町	小平 狸原	C
100	212-100	大間々町	小平 青梅ヶ窪	C
101	212-101	大間々町	小平 台ノ入	C
102	212-102	大間々町	小平 掛ノ入	A
103	212-103	大間々町	小平 掛ノ入	C

番号	地区番号	位置		危険度
		町	大字・字	
104	212-104	大間々町	小平 新井橋	B
105	212-105	大間々町	小平 瀬見	A
106	212-106	大間々町	浅原 田ノ入	B
107	212-107	大間々町	浅原 田ノ入	B
108	212-108	大間々町	浅原 落内	B
109	212-109	大間々町	長尾根 下山	B
110	212-110	大間々町	塩沢 入ノ山	B
111	212-111	大間々町	塩沢 松山	C
112	212-112	大間々町	塩沢 下ノ台	C
113	212-113	大間々町	塩沢 上ノ台	B
114	212-114	大間々町	上神梅 芦ノ沢	B
115	212-115	大間々町	上神梅 野中	A
116	212-116	大間々町	上神梅 野中	B
117	212-117	大間々町	下神梅 七曲り	B
118	212-118	大間々町	下神梅 南山	B
119	212-119	大間々町	下神梅 前山	B
120	212-120	大間々町	下神梅 日光	B
121	212-121	大間々町	下神梅 道東	C
122	212-122	大間々町	高津戸 殿ノ入	B
123	212-123	大間々町	浅原 高谷戸	B
124	212-124	大間々町	浅原 馬場	A
125	212-125	大間々町	小平 向平	B
126	212-126	大間々町	上神梅 向山	C
127	212-128	大間々町	小平 孫	B
128	212-200	東町	小夜戸 石沢入	B
129	212-201	大間々町	浅原 宇当坂	B
130	212-202	東町	座間 樋ノ入	B
131	212-203	大間々町	小平 小友	B
132	212-204	東町	座間 三境	B
133	212-205	東町	沢入 入奥小屋	B
134	212-206	東町	小中 栗生	C
135	212-207	大間々町	小平 孫	B
136	212-208	東町	花輪 矢木沢	C
137	212-209	東町	沢入 尾沢向	B
138	212-210	東町	沢入 見上坂	C
139	212-211	東町	荻原 戸屋沢	C
140	212-212	東町	小中 小中山	B
141	212-213	東町	小中 小中山	C
142	212-214	大間々町	浅原 月下沢	C
143	212-215	東町	神戸 上小池	C
144	212-216	大間々町	桐原 沢ノ入	B
145	212-217	東町	花輪 臼木	C
146	212-218	東町	座間 柱戸山	B
147	212-219	東町	沢入 山梨子	B
148	212-220	東町	沢入 山梨子	C
149	212-221	東町	座間 柱戸道上	C
150	212-222	東町	小夜戸 桃ノ沢	A
151	212-223	東町	座間 柱戸山	C
152	212-224	大間々町	塩原 塩原	B
153	212-225	東町	沢入 梔名条	C
154	212-226	大間々町	塩沢 笹久保	C
155	212-227	東町	座間 柱戸山	B
156	212-228	東町	沢入 金山	B

番号	地区番号	位置		危険度
		町	大字・字	
157	212-229	東町	座間 柱戸南	B

出典：群馬県地域防災計画 資料編（令和7年3月）

2-8 災害危険区域に関する類似用語の説明

区分	用語	所管省庁	説明
土石流	砂防指定地	国土交通省	砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定する土地
	崩壊土砂流出危険地区	林野庁	山腹の崩壊等により発生した土砂、火山噴出物が土石流となって流出するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区
地すべり	地すべり防止区域	国土交通省 農林水産省	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定に基づき、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域であって、公共の利害に密接な関連を有するものとして、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する区域
	地すべり危険地区	林野庁	地すべりが発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域	国土交通省	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により、相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊を防止するために一定の行為を制限すべき土地として、都道府県知事が指定する区域
	山腹崩壊危険地区	林野庁	山腹の崩壊が発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区
雪崩	雪崩危険箇所	国土交通省	雪崩が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所
	なだれ危険箇所	林野庁	雪崩が発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する箇所

2-9 みどり市水防重要箇所

ダムの概要

名称	所在地	総貯水量	有効貯水量	関係機関	電話	担当部
高津戸ダム	大間々町高津戸地内	689,000t	530,000t	群馬県渡良瀬発電事務所	73-0717	危機管理課
草木ダム	東町座間地内	60,500,000t	50,500,000t	独立行政法人 水資源機構 渡良瀬川ダム 総合管理所	97-2131	東支所
黒坂石ダム	東町沢入地内	117,000t	90,000t	群馬県 渡良瀬発電事務所	73-0717	東支所

主な調整池の概要

名称	所在地	貯水量	面積㎡	通常 水位 m	警戒水 位	関係機関	電話	担当部
阿左美新沼（東貯水池）	笠懸町 阿左美地内	約70,000t	169,575	9.85	約 10.15	関東開発・ 市他	76-2411	産業観光部 他
阿左美旧沼	笠懸町 阿左美地内	約100,000t	123,787	1.50	約2.00	阿左美沼土 地改良区	76-4481	産業観光部
鹿の川沼	笠懸町 鹿地内	約50,000t	39,104	1.70	約2.00	鹿の川沼水 利組合 藪塚台地土 地改良区	76-3404 78-5695	産業観光部
早川貯水池	大間々町 桐原地内	約 1,200,000t	97,000			早川土地改 良区	74-2111	産業観光部
東電福岡 発電所調 整池	大間々町 塩原地内		30,000			東京電力(株) 太田支社	0276-90 -2210	総務部

3 被害状況等報告関係

3-1 被害状況等報告一覧

1 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

(1) 即報の種類(火災・災害等即報要領)

即報名	報告の時期	報告先	様式
災害概況即報	災害覚知後30分以内で 可能な限り早く	群馬県 消防庁(直接即報基準該当災害)	第4号様式 (その1)
被害状況即報	報告事項の判明したも のから逐次報告	群馬県 消防庁(消防庁長官より要請の場合)	第4号様式 (その2)
〃 (確定)	応急対策を終了した後 10日以内	群馬県	

(2) 即報基準(県に報告)

1. 一般基準 ・災害救助法の適用基準に合致したとき ・市が災害対策本部を設置したとき 2. 個別基準 ・地震が発生し、市内で震度4以上を記録したとき ・崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたとき ・雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたとき ・道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたとき ・火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたとき 3. 社会的影響基準 一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、社会的影響度が高いと認められる場合には報告

(3) 直接即報基準(県と消防庁に第1報を報告)

地震が発生し、市内で震度5強以上を記録した場合(被害の有無を問わない。)

(4) 報告方法

1. 群馬県へは、群馬県防災行政無線のシステムにより報告
2. 消防庁へは、ファックス等により報告(県報告し印字したもの)

(5) 記入要領

「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づく

火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告を

するものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にでき

ないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

- (5) 上記(1)から(4)までにかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(i) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反対象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(ii) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

b 空中消火を要請又は実施したもの

c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(iii) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(iv) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(i) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(ii) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(iii) 特定事業所内の火災 ((i)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(i) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(ii) 負傷者が5名以上発生したもの

(iii) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(iv) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(v) 海上、河川への危険物等流出事故

(vi) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(i) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(ii) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(iii) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(iv) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (i) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (ii) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (i) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (ii) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (i) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ii) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (iii) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (i) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ii) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (i) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (ii) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(iii)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(i)、(ii)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(i)、(ii)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

- (i) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- (ii) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイからオまでのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(i) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防

査察の経過

(ii) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(i) 発見及び通報の状況

(ii) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(iii) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(iv) り災者の避難保護の状況

(v) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(i) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(ii) 林野の植生

(iii) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(iv) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

(v) 覚知時の林野火災警報又は林野火災注意報の発令状況、対象区域内外

エ 交通機関の火災

(i) 車両、船舶、航空機等の概要

(ii) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。
なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(i) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(ii) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(i) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(ii) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(iii) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(iv) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

また、市町村ごとの人的被害・住家被害については、第4号様式（その2）別紙を用いて報告をすること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(i) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(ii) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(iii) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた 理 由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建 物 の 概 要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署)		台		人	
	消 防 団		台		人	
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式 (特定の事故)

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)	
			重症	人 (人)	
			中等症	人 (人)	
			軽症	人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台 人		
		消 防 団	台 人		
		消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
		そ の 他	人		
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 （消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷者		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟		
		うち 災害関連死者		人		半壊			棟	床下浸水		棟				
		不明		人		軽傷者			人	一部破損		棟	未分類		棟	
	119番通報の件数															
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)								
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)													
	自衛隊派遣要請の状況															
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 															

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(避難指示等の発令状況)

都道府県名 ()

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

[illegible]

※Ⅰ 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

被害認定基準（災害概況即報・被害状況即報・被害確定報告）

（災害報告取扱要領）

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

2 その他関係法令による報告等

N o	様式名	該当部	頁	備考
1	市有財産被害状況報告	財産管理各部	63	
2	社会福祉施設被害報告	保健福祉部	64	
3	医療機関被害状況報告	保健福祉部	65	
4	防疫関係被害状況報告	保健福祉部	66	
5	清掃施設被害及び清掃関係事業等状況報告	市民部	67	
6	水道施設被害状況報告書	都市建設部	68	
7	農地・農業用施設被害状況報告	産業観光部	69	
8	農作物被害状況報告	産業観光部	70	
9	商業関係被害状況報告	産業観光部	71	
10	公共土木施設関係被害報告	都市建設部	72	
11	公立学校教育施設被害状況報告	教育部	73	

市有財産被害状況報告

市有財産被害状況報告(概況・中間・確定)

課(学校) 月 日 時 分現在

災害の原因		災害発生日時	
災害発生場所			
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

その1 建物

種別	全壊		半壊		一部破損		被害見込額
	棟数	被害見込額	棟数	被害見込額	棟数	被害見込額	合計
		千円		千円		千円	千円

(注) 種別は庁舎、公舎、学校、病棟、住宅等とする。

その2 土地

地目	区分	被害面積			被害見込額
		流失	埋没	計	
		ha	ha	ha	千円

社会福祉施設被害状況報告

社会福祉施設被害状況報告（速報・確定）

災害発生日： 月 日 保健福祉部
 災 害 の 種 類： 月 日 時 分現在

市町村名							
区分							合計
入 所 施 設	全 壊	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	半 壊	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	一 部 破 損	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	床 上 浸 水	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	床 下 浸 水	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	被害金額		千円				
そ の 他	保育所		棟				
	被害金額		千円				

- (注) 1 「入所人員」とは、被害を受けた棟等に入所している現員とする。
 2 炊事場、浴場等が別棟になっている場合は、それぞれ1棟とし、「入所人員」欄には入所現員数を記入すること。

医療関係被害状況報告

医療関係被害状況報告（概況・中間・確定）

みどり市 月 日 時 分現在

災害の原因			災害発生日時			
災害発生場所						
報告の日時		日	時	現在	受信機関	
発信機関				受信者		
発信者						
被害状況						
区分		施設名 (市町村別)	施設数	被害程度	被害金額(千円)	摘要
病院	公的					
	私的					
	計					
診療所	公的					
	私的					
	計					
歯科 診療所	公的					
	私的					
	計					
助産所	公的					
	私的					
	計					
その他	公的					
	私的					
	計					

（注）公的は、国・県・市町村・公共立を含む。

防疫関係被害状況報告

防疫関係被害状況報告月報（日報）（概況・中間・確定）

みどり市 月 日 時 分現在

災害の原因		災害発生日時	
災害発生場所			
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	
措 置	1. そ族昆虫駆除の地域指定の要否		
	2. 代執行の必要の有無		
	3. 災害救助法の適用の有無		
	4. 感染症指定医療機関の被害状況の有無		
	5. 応援の必要の有無（機材・人員等）		
	6. その他参考となる事項		
防 疫 活 動	1. 患者発生数		
	病名	真症	名（累計
	死者	名（累計	名）
	保菌者	名（累計	名）
	2. 防疫活動状況		
	検病調査戸数	戸（延	戸）
	検診件数（人員）	名（延	名）
	防疫活動従事者		
	保健福祉事務所	名（延	名）
	本庁職員	名（延	名）
	市町村関係	名（延	名）
	3. 災害救助法の適用の有無		
	消毒方法実施	戸（延	戸）
	そ族昆虫駆除実施	戸（延	戸）
	集団避難所数及び収容人員	カ所	名（延
汚染井戸及び消毒済井戸数		名）	
汚染	カ所	消毒済	
カ所（延	カ所）		
4. 感染症法による生活用水の供給人員			
名（延	名）	地区名	
5. 災害救助法による飲料水の供給人員			
名（延	名）	地区名	
6. その他			

清掃施設被害及び清掃関係事業等状況報告

清掃施設(含下水道終末処理場)被害及び清掃関係事業等状況報告（概況・中間・確定）

みどり市 月 日 時 分現在

災害の原因				災害発生日時					
災害発生場所									
発信機関				受信機関					
発信者				受信者					
災害の状況	施設名	区分		単価	所要金額	備考			
				円	円				
災害のために必要となった清掃事業									
し尿処理					ごみ処理				
区分	員数	単価	金額	備考	区分	員数	単価	金額	備考
人夫賃				汲取戸数 戸 処理量 k l 清掃期間 月 日 ～ 月 日	人夫賃				処理量 t 清掃期間 月 日 ～ 月 日
借上料					借上料				
器具器材費					器具機材費				
桶					スコップ				
ガソリン					燃料費				
					ガソリン				
その他					その他				
合計					合計				
緊急応援の必要性									

水道施設被害状況報告

水道施設被害状況報告（概況・中間・確定）

みどり市 月 日 時 分現在

災害の原因				災害発生日時			
災害発生場所							
発信機関				受信機関			
発信者				受信者			
飲用水供給状況記録簿							
供給 年月日	供給区域	供給戸数	供給人口	給水用機械器具			備考
				名称	数量	所有者数	
災害 の 状 況	施設名	区分	復旧工事内容	員数	単価	所要金額	備考
					千円	千円	
	災害 状 況				断 減 水 の 状 況		
応 急 措 置				緊 急 応 援 の 必 要 性			

農地・農業用施設被害状況報告

市有財産被害状況報告（概況・中間・確定）

農漁業被害調査報告要領（様式4 別紙）

連絡受付年月日 _____ 時 _____ 分 連絡受付者 _____

報告 _____ みどり市役所 産業観光部 _____ 報告者名 _____

1. 災害発生年月日及び災害名

_____ 月 _____ 日～ _____ 月 _____ 日（ _____ 災害）

（1）農地

工種	箇所数	面積(ha)	延長(m)	金額(千円)	関係機関、被害状況
畦畔					
田					
畑					
計					

（2）農業用施設

工種	箇所数	延長(m)	金額(千円)	関係機関、被害状況
ため池				
頭首工				
水路				
揚水機				
堤防				
道路				
橋梁				
農地保全				
計				

（1）＋（2）＝合計 _____ 箇所 _____ 千円

2. 主な被災地及び雨量

市町村名	観測月日	雨量 (mm)				風速等	観測所名
		連続雨量		時間雨量			
		時間	雨量	時間	雨量		

3. 第 _____ 回目報告 _____ 継続・最終の別

[illegible]

商業関係被害状況報告

商業関係被害状況報告（概況・中間・確定）

みどり市 月 日 時 分現在

災害の原因			災害発生日時	
災害発生場所				
発信機関			受信機関	
発信者			受信者	
区分	被害件数	被害金額	備考（店舗であつて、住所と別である） （ガバキ住宅）（街灯、ウインドー、広告等） （アーケード、ゲージ等）	
建物	棟	千円		
施設	件	千円		
共同施設	件	千円		
商品		千円		
その他		千円		

（注）「その他」は具体的に記入すること。

公共土木施設関係被害報告

みどり市		市町村コード 102121	第	報	報 告 者				平成	年	月	日	時現在
異常気象名						災害発生日月日		自	月	日	至	月	日
気象データ	みどり市	連続雨量最大：				被災中心地：							
	連続雨量	mm		日	時～	日	時	mm		日	時～	日	時
	最大日雨量	mm		日	時～	日	時	mm		日	時～	日	時
	最大時間雨量	mm		日	時～	日	時	mm		日	時～	日	時
	最大平均風速	m/秒	日	時	分～	時	分	m/秒	日	時	分～	時	分
	その他												
一般被害等	人 的 被 害						住 家 被 害						
	区 分	人数	原因（がけ崩れ、転落等）				区 分	戸数	原因（破堤、溢水、内水等）				
	死 者						全 壊						
	行方不明						半 壊						
	負 傷 者						一部損壊						
	遭 難 者						床上浸水						
	避難勧告						床下浸水						
災害救助法適用発令月日			平成	年	月	日							
工 種	県 工 事			市 町 村 工 事			計						
	箇所数	金 額（千円）		箇所数	金 額（千円）		箇所数	金 額（千円）					
河 川													
海 岸													
砂 防 施 設													
地すべり防止施設													
急傾斜地崩壊防止施設													
道 路													
橋 梁													
下 水 道													
公 園													
計													
道路施設・被害 橋梁を除く主な	区 分 河川・海岸名等	被災位置 (字名)		被災延長 m		被害額 千円		応急工法の 概要(期間)		被 害 状 況 等 (原因、状況等)			
主な道路・橋梁施設	区 分 河川・海岸名等	被災位置 (字名)		被災延長 m		被害額 千円		応急工法の 概要(期間)		迂回路の 有無	交通規制 月日 全面・一部	被 害 状 況 等 (原因、状況、バス路線、孤立集落の有無)	
全 面 通行止	県管理国道	路線	箇所	市町村道	路線	箇所	一 部 通行規制	県管理国道	路線	箇所	市町村道	路線	箇所
	都道府県道	路線	箇所	計	路線	箇所		都道府県道	路線	箇所	計	路線	箇所

公立学校教育施設被害状況報告

公立学校教育施設被害状況報告(概況・中間・確定)

みどり市 月 日 時 分現在

災害の原因				災害発生日時										
災害発生場所														
発信機関				受信機関										
発信者				受信者										
被害状況										工 作 物 被 害 金 額	土 地 被 害 金 額	設 備 被 害 金 額	被 害 金 額 合 計	
被害 学校 名	建物													
	要新築				要補修				計					
	全壊		半壊		大・中破		小破		面積					金額
	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額						
	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円				
応 急 対 策 そ の 他														

4 通信関係

4-1 防災行政無線一覧表

4-1-1 同報系防災行政無線

種類	名称	局名	設置場所
親局	ぼうさいみどりしかさかけ	笠懸庁舎	笠懸町鹿2952番地
遠隔制御局	ぼうさいみどりしおおまま	大間々庁舎	大間々町大間々1511番地
	ぼうさいみどりしあずま	東支所	東町花輪205番地2
屋外拡声子局	笠01	笠懸庁舎	笠懸町鹿2952番地
	笠02	旧笠懸幼稚園（みどり市こどもの居場所）	笠懸町鹿4590番地1
	笠03	渡良瀬特別支援学校	笠懸町鹿2812番地
	笠04	桐生大学	笠懸町阿左美606番地7
	笠05	笠懸町第1区公民館	笠懸町阿左美3196番地6
	笠06	笠懸町第3区公民館	笠懸町阿左美1428番地6
	笠07	笠懸町第4区公民館	笠懸町阿左美2220番地1
	笠08	笠懸町第6区公民館	笠懸町久宮325番地8
	笠09	笠懸町第10区公民館	笠懸町西鹿田798番地3
	笠10	たけのこ保育園	笠懸町西鹿田26番地4
	大01	大間々庁舎	大間々町大間々1511番地
	大02	大間々東小学校	大間々町大間々456番地1
	大03	大間々町第8区集会所	大間々町大間々311番地1
	大04	大間々町第6区公民館	大間々町大間々1705番地1
	大05	桐原上ノ台公園	大間々町桐原521番地
	大06	大間々老人憩の家	大間々町桐原1251番地
	大07	塩原生活改善センター跡地	大間々町塩原435番地1
	大08	旧福岡中央小学校	大間々町浅原1509番地5
	大09	市消防団第9分団神梅詰所	大間々町上神梅115番地11
	大10	小平親水公園	大間々町小平甲774番地
	大11	大間々町第14区集会所	大間々町高津戸559番地5
	大12	大間々町塩沢公民館	大間々町塩沢248番地
	東01	関守	東町荻原465番地
	東02	荻原改善センター	東町荻原116番地
	東03	花輪地区運動広場	東町花輪524番地
	東04	花輪2区集会所	東町花輪920番地
	東05	松島橋	東町小夜戸28番地1
	東06	腰越	東町小中379番地3
	東07	神戸改善センター	東町神戸557番地1

種類	名称	局名	設置場所
	東08	東運動公園	東町座間399番地
	東09	旧国民宿舎サンレイク草木	東町草木1654番地1
	東10	草木地区住民センター	東町草木86番地9
	東11	いきがい(旧沢入小)	東町沢入413番地1
	東12	黒坂石バンガローテント村	東町沢入1146番地
	東13	市消防団第12分団詰所	東町小夜戸1012番地4
	東14	東宮	東町沢入25番地2

4－1－（2）移動系防災行政無線

種類	局名	設置場所
基地局(統制局)	笠懸庁舎	笠懸町鹿2952番地
基地局	大間々庁舎	大間々町大間々1511番地
	東支所	東町花輪205番地2
中継局	大間々庁舎	大間々町大間々1511番地
	塩原生活改善センター跡地	大間々町塩原435番地1
	小中集会所	東町小中591番地1
	いきがい(旧沢入小)	東町沢入413番地1
陸上移動局	(半固定型)	(市長が必要と認める場所： 4台) ※教育庁舎及び拠点避難所(3箇所)
	(車載型)	(市長が必要と認める場所： 20台)
	(携帯型)	(市長が必要と認める場所： 100台)

4-2 全国消防団波（153.35MHz）無線一覧表

1 みどり市消防団

施設名	局名	備考		
		設置場所	出力	
陸上移動局	車載無線機	みどりだんしき 1	本部指揮 1 (150.33Mhz)	10w
		みどりだんしき 2	本部指揮 2 (150.33Mhz)	10w
		みどりだんしき 3	本部指揮 3 (150.33Mhz)	10w
		みどりだん 1	第 1 分団	5w
		みどりだん 2	第 2 分団	5w
		みどりだん 3	第 3 分団	5w
		みどりだん 4	第 4 分団	5w
		みどりだん 5	第 5 分団	5w
		みどりだん 6	第 6 分団	5w
		みどりだん 7	第 7 分団	5w
		みどりだん 8	第 8 分団	5w
		みどりだん 9	第 9 分団	5w
		みどりだん 20	第 9 分団	5w
		みどりだん 10	第 10 分団	5w
		みどりだんけい 3	第 10 分団	5w
		みどりだん 11	第 11 分団	5w
		みどりだん 12	第 12 分団	5w
		みどりだん 13	第 13 分団	5w
		みどりだん 14	第 14 分団	5w
		みどりだん 15	第 15 分団	5w
		みどりだんけい 1	搬送車	5w
		みどりだんけい 2	搬送車	5w
		みどりだん 19	予備車	5w
		みどりだん 21	予備車	5w
		みどりだん 22	予備車	5w
		みどりだん 23	予備	5w
	携帯無線機	みどりだんしき 01	団本部	5w
		みどりだんしき 02		5w
		みどりだんしき 03		5w
		みどりだんしき 04		5w
		みどりだんしき 05		5w
		みどりだんしき 06		5w
		みどりだん 011	第 1 分団	5w
		みどりだん 012		5w
		みどりだん 021	第 2 分団	5w
		みどりだん 022		5w

施設名	局名	備考		
		設置場所	出力	
	みどりだん０３１	第３分団	１w	
	みどりだん０３２		１w	
	みどりだん０４１	第４分団	１w	
	みどりだん０４２		１w	
	みどりだん０５１	第５分団	１w	
	みどりだん０５２		１w	
	みどりだん０６１	第６分団	１w	
	みどりだん０６２		１w	
	みどりだん０６３		５w	
	みどりだん０７１	第７分団	１w	
	みどりだん０７２		１w	
	みどりだん０７３		５w	
	みどりだん０８１	第８分団	１w	
	みどりだん０８２		１w	
	みどりだん０８３		５w	
	みどりだん０９１	第９分団	１w	
	みどりだん０９２		１w	
	みどりだん０９３		５w	
	みどりだん１０１	第１０分団	１w	
	みどりだん１０２		１w	
	みどりだん１０３		５w	
	みどりだん１１１	第１１分団	１w	
	みどりだん１１２		１w	
	みどりだん１２１	第１２分団	１w	
	みどりだん１２２		１w	
	みどりだん１３１	第１３分団	１w	
	みどりだん１３２		１w	
	みどりだん１４１	第１４分団	１w	
	みどりだん１４２		１w	
	みどりだん１５１	第１５分団	１w	
	みどりだん１５２		１w	
	みどりだんけい１１	搬送車	１w	
	みどりだんけい１２		１w	
	みどりだんけい２１	搬送車	１w	
	みどりだんけい２２		１w	
	みどりだんけい３１	第１０分団	１w	
	みどりだんけい３２		１w	
	みどりだん１９１	予備車	５w	
	みどりだん１９２		５w	

4-3 災害時優先電話一覧

1 東日本電信電話(株)群馬支店

電話番号	設置部署	備考
7 6 - 2 1 6 9	笠懸庁舎	防災危機管理課
7 6 - 2 4 4 9		総務課 (FAX)
7 3 - 1 4 9 1 7 3 - 1 4 9 2 7 3 - 1 4 9 3	大間々庁舎	
7 3 - 2 8 8 6	教育庁舎	
7 6 - 0 5 7 9 7 6 - 2 1 3 5	社会福祉協議会	
7 2 - 1 6 2 7	塩原浄水場	
7 6 - 2 2 1 1	笠懸公民館	
7 6 - 2 8 0 6	笠懸中学校	
7 6 - 6 2 1 2	笠懸南中学校	
7 3 - 1 0 4 0	大間々中学校	
7 3 - 0 5 1 3	大間々東中学校	
7 6 - 2 5 0 1	笠懸小学校	
7 6 - 6 6 6 3	笠懸東小学校	
7 6 - 6 8 9 8	笠懸北小学校	
7 0 - 1 1 8 1	旧福岡中央小学校	
7 0 - 1 1 8 3	大間々東小学校	
7 0 - 1 1 8 4	大間々北小学校	
7 0 - 1 1 8 5	大間々南小学校	
7 3 - 6 7 6 8	消防団第6分団	
7 3 - 5 3 2 5	消防団第7分団	
7 2 - 2 0 8 7	消防団第8分団	
7 3 - 4 1 7 6	消防団第9分団	
7 3 - 5 0 5 3	消防団第10分団	

2 (株)NTTドコモ群馬支店

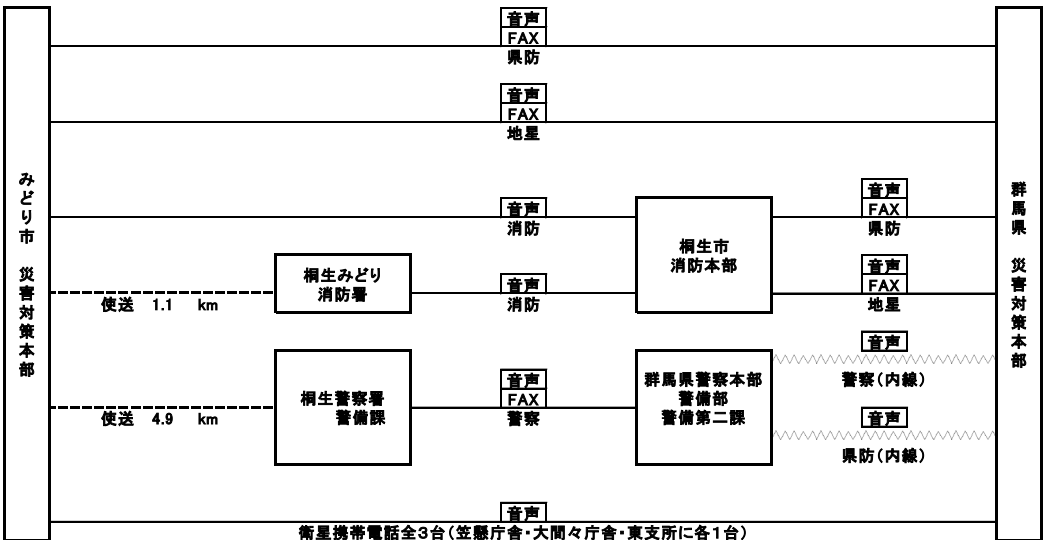
携帯番号	利用形態	備考
非公開	秘書課保有	

3 衛星携帯電話

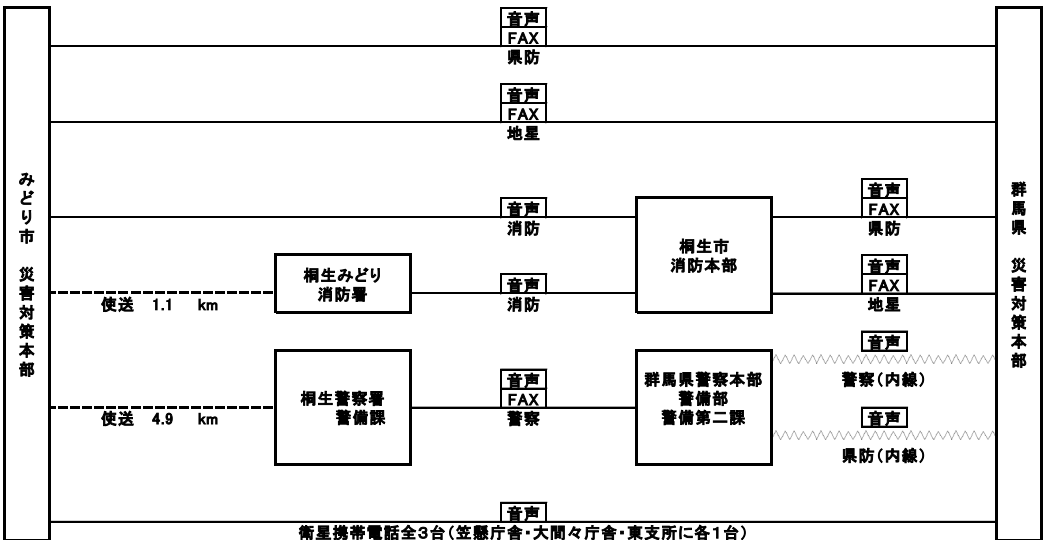
携帯番号	利用形態	備考
非公開	防災危機管理課保有	
非公開	市民課保有	
非公開	東市民生活課保有	

4-4 群馬県地方通信ルート

① 通常通信ルート



② 非常通信ルート



	機関名	所属名	TEL
1	群馬県	危機管理課	027-226-2253
2	桐生みどり消防署		0277-77-1177
3	桐生市消防本部	通信指令課	0277-47-1700
4	桐生警察署	警備課	0277-43-0110
5	群馬県警察本部	警備第二課	027-243-0110

5 相互応援協定等締結一覧

5-1 災害時相互応援協定（基本法）

協定の名称	締結日	締結相手
(1) 災害時における相互応援に関する協定	H18. 3. 27	桐生市
(2) 山形県高畠町と群馬県みどり市との災害時における相互応援協定書	H18. 3. 27	山形県高畠町
(3) 大規模災害時における相互応援に関する協定書	H18. 7. 11	両毛六市 足利市、佐野市、太田市、 館林市、桐生市
(4) 両毛六市水道災害相互応援に関する協定書	H18. 7. 11	両毛六市 足利市、佐野市、太田市、 館林市、桐生市
(5) 災害時におけるみどり市と日光市との相互応援に関する協定	H20. 4. 1	栃木県日光市
(6) 災害時における相互応援に関する協定書	H27. 1. 16	埼玉県八潮市
(7) 原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書	H30. 2. 15	茨城県水戸市

5-1-（1）災害時における相互応援に関する協定書

桐生市とみどり市は、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に隣接する桐生市とみどり市のいずれかの市域において災害が発生した場合に、被災市における応急対策及び復旧対策が円滑に行われるよう、相互の応援体制について必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急復旧活動等に必要の人員の派遣及び車両等の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要の資機材及び物資の提供
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその提供に必要な資器材の提供
- (4) ボランティアの斡旋
- (5) 児童及び生徒の受け入れ
- (6) 被災者に対する住宅の斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(応援の実施)

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

（応援のために派遣された人員の指揮）

第5条 応援のために派遣された人員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として要請市が負担するものとする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援市は応分の負担をするものとする。

2 前項の費用負担の具体的内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度、両市で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償を負うものとする。

（資料の交換）

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は平成18年3月27日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成18年3月27日

桐生市長 大澤 善隆

みどり市長職務執行者 近藤 昭次

5-1-（2）山形県高畠町と群馬県みどり市との災害時における相互応援協定書

山形県高畠町（以下「甲」という。）と群馬県みどり市（以下「乙」という。）とは、非常災害発生時における相互の応援協力について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条に基づく応急措置に関し、この協

定の定めるところにより相互に応援協力を行うものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びに供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (3) ボランティアの斡旋
- (4) 被災者の一時受け入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲又は乙が特に必要と認めて要請する事項

（応援の手続）

第3条 応援を要請する側は、次の事項を明らかにし、電話又はファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資等の品名、数量等
- (3) 職種別派遣人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他

（応援に要した経費の負担）

第4条 応援に要した経費（輸送費を含む。）は、要請側が負担するものとし、その額については、甲乙協議して定める。

（災害補償）

第5条 第2条第2号の規定により派遣され応援活動に従事した職員に係わる公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

2 前項の職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援を要請した甲又は乙への往復途中に生じたものを除き、要請した側がその賠償の責を負うものとする。

（連絡窓口等）

第6条 相互応援に関する連絡担当窓口を甲乙総務課と定め、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、平常時においてもこの協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じた情報交換を行うものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

この協定は、平成18年3月27日から効力を発生する。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成18年3月27日

甲 山形県東置賜郡高畠町長 渡部 章

乙 群馬県みどり市みどり市長職務執行者 近藤 昭次

5－1－（3）大規模災害時における相互応援に関する協定書

足利市、桐生市、佐野市、太田市、館林市及びみどり市（以下「両毛六市」という。）は、両毛六市の区域内において大規模な災害が発生した場合に、被災市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策について相互に応援するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 救助、救援及び応急復旧活動に必要な職員の派遣及び車両等の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (4) ごみ・し尿処理のための車両及び施設の提供
- (5) 火葬場の提供
- (6) 児童及び生徒の受入れ
- (7) 住宅のあっせん
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、車両の種類及び台数
- (5) 前条第6号及び第7号に掲げる応援を要請する場合にあっては、被災者の人数、提供の期間等
- (6) 応援の場所及びその経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援市は必要な支援を行うものとする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度要請市と応援市とが協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第6条 応援活動に従事した職員がその活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における本人又はその遺族に対する補償は、応援市が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(緊急応援)

第7条 両毛六市は、第2条の規定にかかわらず、両毛六市のいずれかの市域において大規模な災害が発生したことが明らかであって、事態が緊急を要すると認めた場合は、自らの判断により緊急応援活動を実施するものとする。

2 前項の緊急応援活動については、第4条から第6条までの規定を準用する。

(連絡担当部局)

第8条 両毛六市は、相互応援のための窓口としてあらかじめ連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

(平常時の活動)

第9条 両毛六市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の資料を相互に交換するほか、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、両毛六市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、署名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年7月11日

足利市長 吉谷 宗夫
太田市長 清水 聖義

桐生市長 大澤 善隆
館林市長 中島 勝敬

佐野市長 岡部 正英
みどり市長 石原 条

5-1-(4) 両毛6市水道災害相互応援に関する協定書

この協定は、桐生市、太田市、館林市、みどり市、足利市及び佐野市（以下「両毛6市」という。）との間において水道災害時における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第1条 両毛6市が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧等に必要な資材の提供
- (4) 作業に必要な車輛及び機械等の提供

2 両毛6市は、前項に定めるもののほか、特に応援要請のあった事項についても、これに応ずるよう配慮するものとする。

(応援体制の連絡)

第2条 両毛6市は、災害時の応援が円滑に行われるようあらかじめ連絡担当課を定め、毎年4月末日までに相互に連絡交換するものとし、応援の要請、その他他市への連絡は、当該連絡担当課を通して行うものとする。

(応援要請)

第3条 災害時において応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第1条第1項第1号及び第2号に規定する給水量、応援の人数及び期間等

- (3) 第1条第1項第3号及び第4号に規定する品名、規格及び数量等
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) その他必要な事項

(応援活動)

第4条 応援を受ける市は、対策本部を設け、その中に応援担当の責任者を置くものとする。

1 応援をする市は、前項の責任者と密接な連携のもとに応援活動を進めるとともに、応援職員の職種及び人数等を明確にするため、応援職員等一覧表を作成し、応援を受ける市へ送付するものとする。

(費用の負担)

第5条 第1条に規定する応援に要した費用の負担は、法令その他特別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 第1条第1項第1号及び第2号に規定する応援に要した費用は応援を受けた市の負担とすること。
ただし、職員の応援に要した費用（旅費・時間外勤務手当を除く。）は、応援をした市の負担とすること。
- (2) 第1条第1項第3号に規定する応援に要した費用は、応援を受けた市の負担とすること。
- (3) 第1条第1項第4号に規定する応援に要した費用のうち応援期間中の車輛及び器材の燃料費並びにこれらの修繕費は、応援を受けた市の負担とすること。

(協定期間)

第6条 協定期間は、平成18年7月11日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了までに両毛6市いずれの市からもなんらの意思表示がないときは期間満了の日の翌日から1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(既存協定の失効)

第7条 昭和58年6月29日付で桐生市、太田市、館林市、足利市及び佐野市が締結した水道災害相互応援に関する協定（昭和62年5月27日一部変更）は、この協定の締結日をもって、その効力を失する。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項は、その都度両毛6市が協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書6通を作成し、両毛6市の長記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成18年7月11日

桐生市長 大澤 善隆	太田市長 清水 聖義	館林市長 中島 勝敬
みどり市長 石原 条	足利市長 吉谷 宗夫	佐野市長 岡部 正英

5-1-(5) 災害時におけるみどり市と日光市との相互応援に関する協定

みどり市（以下「甲」という。）と日光市（以下「乙」という。）とは、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 甲又は乙の区域において、地震、風水害、火災等による災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧品、生活物資等の備蓄物資の提供
- (2) 救援活動及び災害復興のための職員の派遣
- (3) 被災住民の受入れ
- (4) 災害援助ボランティアの斡旋
- (5) その他災害対策上必要とする応援

(応援の要請手続き)

第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

- (1) 災害及び被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援にあつては、品名及び数量
- (3) 前条第2号に掲げる応援にあつては、派遣を必要とする職員の職種及び人数
- (4) 前条第3号に掲げる応援にあつては、被災住民の世帯数及び人数
- (5) 前条第4号に掲げる応援にあつては、業務内容及び人数
- (6) 応援を受ける場所、経路及び集結場所
- (7) 応援を必要とする期間
- (8) 全各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援活動の実施)

第4条 甲又は乙は、応援の要請があった場合は、相互信頼に基づき可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 甲又は乙は、応援の要請を待っている間は応急対策等に支障が出ると予想されるときは、前項の規定にかかわらず自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応急物資の供給及び施設提供に要する経費は、要請した側が負担するものとする。ただし、前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議して定める。

(災害補償)

第6条 第2条第2号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を別表のとおり定めておくものとし、変更が生じた場合には、速やかに相手側に報告するものとする。

(相互協力)

第8条 甲及び乙は、災害予防活動その他一般防災事務についても相互に協力するように努めるものとする。

(この協定に定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 群馬県みどり市笠懸町鹿2952
みどり市
みどり市長 石 原 条

乙 栃木県日光市今市本町1番地
日光市
日光市長 斎 藤 文 夫

5-1-(6) 災害時におけるみどり市と八潮市との相互応援に関する協定書

群馬県みどり市と埼玉県八潮市とは、災害発生時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 両市区域において、地震、風水害、火災等による災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市独自では十分な応急対策及び復旧対策等が実施できない場合において、相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の供給並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動及び災害復興のための職員の派遣
- (4) 被災住民の一時受入れ
- (5) 災害援助ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(応援の要請手続き)

第3条 応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話またはファクシミリ等により連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに公文書を送付する。

- (1) 災害及び被害の状況
- (2) 物資等の品名及び数量
- (3) 派遣を必要とする職員の職種、業務内容及び人数
- (4) 被災住民の世帯数及び人数
- (5) 応援を必要とする災害ボランティアの業務内容及び人数
- (6) 応援を受ける場所、経路及び集結場所
- (7) 応援を必要とする期間

(応援活動の実施)

第4条 応援の要請があった場合は、相互信頼に基づき可能な範囲で速やかに応じるものとする。

2 応援の要請がない場合においても、災害の規模や被害状況等から判断して応援が必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき応援を実施できるものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他に特段の定めがあるものを除き、応援を要請した市が負担するものとする。ただし、職員の派遣に要する経費は、応援を行う市が負担するものとする。

2 前項の規定により難しい場合には、両市で協議の上、決定するものとする。

(連絡体制)

第6条 この協定に基づく相互応援等が円滑に行われるよう、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとし、災害が発生した場合には速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(相互協力)

第7条 この協定が災害時に有効に機能するよう、平時から必要に応じて相互に情報交換を行うとともに、災害予防活動、一般防災事務等について相互に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の解釈について、疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年1月16日

群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石原 条

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1
八潮市長 大山 忍

5-1-(7) 原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書

みどり市(以下「甲」という。)と水戸市(以下「乙」という。)は東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「原子力災害」という。)における水戸市民の県外広域一時滞在(以下「県外広域避難」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第86条の9の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画(平成27年3月策定)(以下「茨城県広域避難計画」という。)に基づき行う、水戸市民の甲への県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

(県外広域避難の基本的事項)

第2条 原子力災害時において、水戸市民の生命又は身体を災害から保護するため、乙が県外広域避難の必要があると認めたときは、甲は、自らが被災するなど、正当な理由がある場合を除き、水戸市民を受け入れるものとする。

2 水戸市民を受け入れる場所は、甲の指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設の一部(以下「避難所」という。)とする。

3 避難所の開設等受入業務については、乙の要請を踏まえて甲が行うものとし、乙はできるだけ早期に甲から避難所の運営の移管を受ける。

4 県外広域避難の実施に当たっては、乙は、茨城県及び群馬県と連携し、迅速に人員体制を確立するなど、甲の負担が過大とならないよう配慮する。

(県外広域避難の受入要請等)

第3条 甲に対する県外広域避難の受入要請は、乙が行うものとし、あらかじめ、その旨を茨城県及び群馬県に報告するものとする。

- 2 前項の受入要請は、原子力災害における水戸市民の県外広域避難受入要請書（様式1）により行う。
ただし、
緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出する。
- 3 甲は、乙と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに受入準備を開始する。
（受入期間）
- 第4条 前条の規定による要請を受け、甲が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難所の利用状況等を踏まえ、受入機関の見直しが必要となったときは、乙が茨城県及び群馬県並びに甲と協議して決定する。
（避難退域時検査（スクリーニング）等）
- 第5条 県外広域避難を実施する水戸市民に対する避難退域時検査及び除染は、当該避難による汚染の拡大防止及び水戸市民の安全確保のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。
（必要物資等）
- 第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、乙が茨城県と協力し、確保する。
- 2 前項の必要物資が不足する場合は、乙は、甲に対し、必要物資の一部を貸与し、又は提供してもらうよう要請することができる。
（費用の負担）
- 第7条 県外広域避難に要した費用は、法令そのほか別に定めがある場合を除き、乙が負担する。
- 2 乙は、前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し、当該費用について、一時的に繰替えの支弁を求めることができる。
（情報の交換）
- 第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項が円滑に実施されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行う。
（連絡責任者等）
- 第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の防災担当課長とする。また、原子力災害における連絡体制（様式2）を整え、毎年度更新する。
（相互応援）
- 第10条 乙は、甲が被災し、復旧のための支援など、応援を必要とする場合においては、全面的に甲に対する支援を行うものとする。
（協議事項）
- 第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年2月15日

甲	みどり市
	みどり市長 石原 条
乙	水戸市
	水戸市長 高橋 靖

5-2 消防相互応援協定書（消防組織法第21条）

覚書の名称	締結日	締結相手
(1) 消防団相互応援協定書	H18. 3. 27	桐生市
(2) 消防相互応援協定書	H18. 3. 27	太田市
(3) 消防団相互応援協定書	H18. 3. 27	伊勢崎市

5-2-（1）消防団相互応援協定書

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定により桐生市とみどり市（以下「協定団体」という）が消防団相互応援協定を締結し、協定団体相互の消防力を活用して、火災による人的及び物的被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援地域）

第2条 この協定による応援地域は、桐生市、みどり市の近接する地域とする。

（相互応援出動）

第3条 前条に定める地域において発生した火災を覚知した消防団隊は、被応援地の要請を待たずして応援出動するものとする。また、出動台数については2台までとする。

（現場活動）

第4条 応援隊の長は、受援地の指揮者と緊密な連携を保ち、効果ある活動を行うものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、次により処理する。

応援隊側の負担

ア 応援出場に要した消防団隊の諸手当、災害補償費、消防賞じゅつ金及び機械器具の破損修理費及び燃料費等の経費

イ 災害地への出場又は帰路途上において発生した事故処理に要する経費

受援隊側の負担

化学消火薬剤等及び燃料の補給を行った場合、あるいは給食等を必要とした場合の経費

（協議）

第7条 この協定を改正する場合及びこの協定に定める事項以外の事項については、協定団体の長が協議のうえ決定する。

（委任）

第8条 この協定に定めるもののほか細部事項は、協定団体の消防機関の長が協議のうえ定めることができる。

（協定書の保管）

第9条 この協定を証するため正本2通を作成し、協定団体が各1通を保管する。

附 則

この協定は、平成18年3月27日から効力を生ずる。

平成18年3月27日

協定者

桐生市長 大澤 善隆

みどり市長職務執行者 近藤 昭次

5-2-(2) 消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の規定により、太田市とみどり市(以下「協定団体」という。)が消防相互応援協定を締結し、火災が発生した場合に、協定団体相互の消防力を活用して人的及び物的損害を最小限度に防止することを目的とする。

(応援地域)

第2条 この協定による応援地域は次のとおりとする。

- (1) みどり市笠懸消防団第1分団及び第5分団の区域に火災が発生した場合は、太田市消防団から消防ポンプ自動車を出動させること。
- (2) 太田市消防団第16分団及び第17分団の区域に火災が発生した場合は、みどり市笠懸消防団から消防ポンプ自動車を出動させること。

(応援出動)

第3条 消防相互応援は、協定団体管内の応援地域において発生した火災を認知し、若しくは受報した場合、下表に定める消防隊は被応援地の要請を待たずして、応援出動するものとする。

応援すべき区域		出動分団	出動車両台数	備考
みどり市	第1分団	太田市消防団第16分団	1	
	第5分団	〃 第17分団	1	
太田市	第16分団	みどり市笠懸消防団第1分団	1	
	第17分団	〃 第5分団	1	

(現場活動)

第4条 応援隊の長は、受援地の指揮者と緊密な連携を保ち、効果ある活動を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

(費用の負担)

第6条 応援に要した経費は、次により処理するものとする。

- (1) 応援者の負担

応援出動に要した消防隊の諸手当、災害補償費、消防賞じゅつ金、機械器具の破損修理費及び燃料費等の一般的経費

- (2) 受援者側の負担

ア 消火薬剤及び燃料の補給を行った場合、或は給食等を必要とした場合の所要経費

イ 本条に規定した事項又はその他の事項で特に必要がある場合は、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

(その他)

第7条 この協定を改正する場合及びこの協定に定める事項以外の事項については、協定団体の長が協議のうえ決定するものとする

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、協定団体記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成 18 年 3 月 27 日

太田市長 清水 聖義

みどり市長職務執行者 近藤 昭次

5-2-(3) 消防団相互応援協定書

(目 的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により伊勢崎市とみどり市（以下「協定団体」という）が消防団相互応援協定を締結し、協定団体相互の消防力を活用して、火災による人的及び物的被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援地域)

第2条 この協定による応援地域は、協定団体相互の境界付近で発生した火災の場合とする。

(相互の応援出動)

第3条 前条に定める地域において発生した火災を覚知した別表に定める消防団隊は、被応援地の要請があった場合応援出動するものとする。

ただし、当該団体において災害が発生している場合その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(現場活動)

第4条 応援隊の長は、受援地の指揮者と緊密な連携を保ち、効果ある活動を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、次により処理する。

(1) 応援隊側の負担

ア 応援出場に要した消防団隊の諸手当、災害補償費、消防賞じゅつ金及び機械器具の破損修理費及び燃料費等の経費。

イ 災害地への出場又は帰路途上において発生した事故処理に要する経費。

(2) 受援隊側の負担

化学消火薬剤等及び燃料の補給を行った場合、あるいは給食等を必要とした場合の経費。

(協 議)

第7条 この協定を改正する場合及びこの協定に定める事項以外の事項については、協定団体の長が協議のうえ決定する。

(委 任)

第8条 この協定に定めるもののほか細部事項は、協定団体の消防機関の長が協議のうえ定めることができる。

(協定書の保管)

第9条 この協定を証するため正本2通を作成し、協定団体が各1通を保管する。

附 則

この協定は、平成18年3月27日から効力を生ずる。

附 則

この協定は、令和6年4月1日から効力を生ずる。

令和6年4月1日

協定者

伊 勢 崎 市 長 臂 泰 雄

み ど り 市 長 須 藤 昭 男

5-3 災害時覚書

覚書の名称	締結日	締結相手
(1) 水道災害時の相互応援における水道本管接続に関する覚書	H18. 3. 27	桐生市
(2) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	H29. 6. 19	東日本電信電話株式会社 群馬支店

5-3-（1）水道災害時の相互応援における水道本管接続に関する覚書

桐生市水道事業桐生市長（以下「甲」という。）とみどり市水道事業みどり市長職務執行者（以下「乙」という。）は、相互間における水道災害時の相互応援について、次のとおり覚書を取りかわす。

（水道本管接続）

第1条 甲と乙は、この覚書に基づき、不時の災害発生に備え、当該被災側への応援給水の迅速化、確実化を図るため、甲・乙の水道本管を接続する。

2 前項の水道管接続については、甲および乙の区域内の本管接続に関する工事は、甲・乙それぞれが施工する

（位置）

第2条 本管接続の位置は次の4箇所とする。

- 1 桐生市川内町四丁目413番地の1地先（県道駒形大間々線）
みどり市大間々町高津戸433番地先（県道駒形大間々線）
- 2 桐生市広沢町二丁目4122番地の3地先（市道223号線）
みどり市笠懸町阿左美3167番地の1地先（市道笠懸2171号線）
- 3 桐生市相生町五丁目36番地の1地先（市道3号線）
みどり市笠懸町阿左美2058番地先（市道笠懸267号線）
- 4 桐生市新里町新川3616番地の4地先
みどり市大間々町桐原51番地の7地先（市道大間々469号線）

（給水の義務）

第3条 被災側からこの覚書による要請があったときは、応援側は、速やかに接続本管の開栓をして給水をするものとする。

2 接続本管の開栓および閉栓は、甲・乙立会いのうえ行うものとする。

（接続経費等）

第4条 第2項の工事に要する経費は、それぞれの負担とする。

2 前項の規定は、当該水道本管の維持管理についても同様とする。

（給水代価）

第5条 被災側は、その給水量に応じた代価を応援側に対し支払うものとする。この場合、単価は応援側の料金単価によるものとする。

（立会い確認）

第6条 本管接続箇所の点検確認のため、年1回程度甲乙双方の職員を立ち合わせ、災害時に有効活用できることを確認するものとする。

2 立会いの日時等については、双方で連絡し合い決定する。

(協議)

第7条 この覚書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有するものとする。

平成18年3月27日

(甲) 桐生市水道事業
桐生市長 大澤 善隆

(乙) みどり市水道事業
みどり市長職務執行者 近藤 昭次

5－3－(2) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

みどり市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災地等の通信の確保を目的とする。

(用語の定義)

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の被害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(特設公衆電話の設置場所及び設置箇所)

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報という。」）は甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別添1に定める様式をもって相互に通知することとする。

(通信機器等の管理)

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担等で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(電話回線等の配備)

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

(移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。

ただし、設置箇所の移動にかかる費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了に通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙1に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去をおこなうこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年6月19日

甲 群馬県みどり市笠懸町鹿2952
契約担当者
みどり市長 石 原 条

乙 群馬県高崎市高松町3番
東日本電信電話株式会社
群馬支店長 日 森 敏 泰

5-4 その他協定書

協定の名称	締結日	締結相手
(1)群馬県防災航空隊支援協定	H18. 3. 27	群馬県
(2)豪雨等災害情報の提供等に関する協定	H19. 7. 19	独立行政法人水資源機構 草木ダム管理所
(3)火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定	H19. 7. 19	群馬県東毛生コンクリート事業 協同組合、桐生市
(4)災害時における災害救助犬の出場に関する協定	H22. 1. 18	NPO法人災害救助犬ネットワーク
(5)災害時の情報交換に関する協定	H23. 3. 3	国土交通省関東地方整備局
(6)災害時等における無人遠隔操作航空撮影に関する協定書	H28. 5. 12	桐生ドローン利活用協議会
(7)災害時における情報伝達及び情報収集等に関する協定書	H28. 6. 18	群馬県オートバイ事業協同組合
(8)災害時における被災者支援等の協力に関する協定	R1. 7. 23	群馬県行政書士会桐生支部

5-4-（1）群馬県防災航空隊支援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、地震・台風・水火災及び事故の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長及び消防長（以下「市町村長等」という。）が群馬県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の支援を求める場合の必要な事項を定めるものとする。

（適用区域）

第2条 本協定は、市町村長等の求めに応じ、防災航空隊が支援出動した場合において、当該市町村長等の管轄区域についてのみ適用する。

（支援出動の要請）

第3条 この協定に基づく支援出動の要請は、災害発生地を管轄する市町村長等が、次のいずれかに該当し、群馬県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の運航が必要と認める場合に、群馬県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 市町村長等の消防力によっては、災害の防除または軽減が困難と認められる場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (3) 防災ヘリの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合
- (4) その他救急搬送等緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

（支援出動の要請の方法）

第4条 支援出動の要請は、防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 支援の種別
- (2) 災害発生（又は覚知）の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の場所及び地上支援体制

(6) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により支援出動の要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による支援出動の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに市町村長等に回答するものとする。

(市町村長等と防災航空隊との連携)

第6条 前条第1項の規定により支援出動した場合の防災航空隊は、災害現場を管轄する市町村長等との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 支援出動の要請に基づき防災航空隊員(消防本部派遣職員に限る)が消防活動に従事する場合には、非常事態発生地消防長から隊員を派遣している消防長に対し、消防相互応援協定(昭和50年12月8日付締結)第3条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担等)

第8条 この協定に基づく支援出動に要する派遣経費は、県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、県及び市町村長等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成18年3月27日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月27日

群馬県知事 小寺 弘之

みどり市長職務執行者 近藤 昭次

5-4-(2) 豪雨等災害情報の提供等に関する協定

独立行政法人水資源機構草木ダム管理所長(以下「甲」という。)とみどり市長(以下「乙」という。)は、乙が豪雨等による災害に関する情報を提供することについて、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 本協定は、豪雨等による災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、甲が、乙の依頼により、草木ダム下流の渡良瀬川沿川の住民(以下「下流住民」という。)に対して当該災害に関する情報(避難に関するものを含む。)を提供するため、甲が管理する放流警報設備(以下単に「放流警報設備」という。)の操作(以下「情報提供操作」という。)を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(情報提供操作の実施)

第2条 甲は、乙から情報提供操作の実施について依頼があった場合は、それに応ずるものとする。ただし、草木ダムの管理上支障があるときは、この限りでない。

2 甲及び乙は、情報提供操作の実施に当たっては、あらかじめ、提供する情報の内容、提供の時期、提供方法その他必要な事項について、十分に調整するものとする。

（対象設備等）

第3条 情報提供操作は、別表に掲げる設備を用いて、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- 一 警報局に取り付けられたスピーカーを用いた音声放送
- 二 電光掲示板を用いた文字表示

（費用負担）

第4条 甲は、情報提供操作に要する費用について、乙に負担を求めないものとする。

2 情報提供操作の実施に当たり、新たに整備が必要となった設備（通信回線等を含む。）の設置及び維持、運用に要する費用は、乙が負担するものとする。

（責任）

第5条 情報提供操作の実施により生じた事項については、乙が一切の責任を負うものとする。

（協定外事項等）

第6条 本協定に定めのない事項若しくは本協定について疑義が生じた事項の取扱い又は本協定の変更については、その都度、甲及び乙が協議して必要な措置を執るものとする。

（実施要領）

第7条 本協定を実施するために必要な要領は、甲及び乙が別途協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成19年7月19日

甲 独立行政法人水資源機構
草木ダム管理所長 白川 信之

乙 群馬県みどり市
みどり市長 石原 条

警 報 局 舎 一 覧 表

警報局名	所在地	警報の種類	備考
西	群馬県みどり市東町小夜戸西9-3	スピーカー	無線
花 輪	群馬県みどり市東町花輪578-1	スピーカー	無線
萩 原	群馬県みどり市東町萩原369-2	スピーカー	無線
下神梅	群馬県みどり市大間々町下神梅314-4	スピーカー	無線
ダム左岸	群馬県みどり市東町座間	電光表示盤	N T T
ダム右岸	群馬県みどり市東町神戸	電光表示盤	N T T
東橋	群馬県みどり市東町花輪	電光表示盤	N T T
萩原	群馬県みどり市東町萩原	電光表示盤	N T T

警報局名	所在地	警報の種類	備考
貴船橋	群馬県みどり市大間々町上神梅	電光表示盤	N T T
福岡橋	群馬県みどり市大間々町上桐原	電光表示盤	N T T

５－４－（３）火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書

（目的）

第1条 この協定は、桐生市並びにみどり市（以下「甲」という。）が火災又は地震等（以下「災害時」という。）の消火活動等に関し、群馬県東毛生コンクリート事業協同組合（以下「乙」という。）に水の供給応援を要請する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 この協定は、災害時において火災の消火のために甲が必要があると認めるときは、甲の要請により、乙に所属する組合員の所有するコンクリートミキサー車の積載水を消防隊の消火活動に活用するため、防火水槽等の消防水利の補水作業等の応援業務について定めるものとする。

（出動の要請）

第3条 甲は、消火活動を実施するうえで乙に応援要請をする場合は、次に掲げる事項を明示して、乙の応援を別記様式1の要請書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- （1） 災害の状況及び応援を必要とする事由
- （2） 応援を必要とする車両数及び人数
- （3） 応援を必要とする日時及び補水場所
- （4） その他参考となる事項

（業務の実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り通常業務に優先して実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により応援に従事した場合は、速やかに甲に対し次に掲げる事項を別記様式2の実施報告書により報告するものとする。

- （1） 応援に従事した組合員（会社）名
- （2） 応援に従事した車両数及び人数
- （3） 応援に従事した日時及び補水場所
- （4） その他必要事項

（経費の負担）

第6条 第4条の規定による業務に要した費用は、甲の内、災害発生市の長が負担するものとする。なお、料金算定にあたっては、実費の請求により甲乙協議のうえ決定するものとする。

（事故等）

第7条 乙の供給した応援コンクリートミキサー車が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該コンクリートミキサー車を交換してその活動を継続するものとする。

2 乙はコンクリートミキサー車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第8条 応援活動に係わる従事者が災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

等の関係法令に基づき補償、または、群馬県市町村総合事務組合非常勤消防団員等公務災害補償条例（平成2年10月12日条例第15号）に定める基準に従い、補償するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

（適用）

第10条 この協定は、締結の日から適用する。

（附則）

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し甲乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成11年2月 2日 締結

平成19年7月19日 市町村合併に伴う名称変更等により再締結

（甲） 桐生市長 亀山 豊文

（甲） みどり市長 石原 条

（乙） 群馬県東毛生コンクリート事業協同組合 理事長 中田 美昭

5－4－（4）災害時における災害救助犬の出動に関する協定

群馬県みどり市（以下「甲」という。）とNPO法人災害救助犬ネットワーク（以下「乙」という。）は、みどり市内において地震災害等が発生した場合に、被災者の搜索活動（以下「搜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、搜索活動のために必要があると認めるときは、災害救助犬出動要請書（別記様式1）により乙に対して、災害救助犬の出動を要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 災害救助犬の出動頭数等は、災害の種類及び規模等を考慮し甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに出動部隊の構成等必要事項を記載した出動部隊連絡表（別記様式2）により甲へ連絡するものとする。

ただし、文書をもって連絡するいとまがないときは、電話等の手段を用いて連絡し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（搜索活動の実施）

第3条 乙に属する災害救助犬チームの会員（以下「会員」という。）は、出動した災害現場においては、出動要請時に甲が定める現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い搜索活動を実施するものとする。

(捜索活動の終了)

第4条 この協定による捜索活動の終了は、甲の現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は災害救助犬による捜索活動の続行が不可能となったときとする。

(損害補償)

第5条 この協定に基づく出動又は捜索活動に伴って、会員並びに災害救助犬に生じた損害補償（第三者を含む。）は次のとおりとする。

(1) 甲が負担するもの

甲は、乙の会員が捜索活動中に死亡若しくは負傷し、又は捜索活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、群馬県市町村総合事務組合非常勤消防団員等公務災害補償条例に基づきその損害を補償する。

(2) 乙が負担するもの

ア 会員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

イ 災害救助犬が出動時の往復途上又は捜索活動中に、自ら被害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

(訓練の参加)

第6条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練の参加に努めるものとする。

(活動状況の通知)

第7条 乙は、出動部隊の帰着後速やかに活動状況通知書（別記様式3）にて活動状況を甲に通知するものとする。

(会員等の名簿の提出)

第8条 乙は、甲に毎年1回、会員及び災害救助犬の名簿を提出するものとし、甲はその名簿を登録しておくものとする。ただし、会員等に異動があったときは、その都度甲に通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第10条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲及び乙が1通ずつ保管する。

附 則

この協定は、平成22年1月18日から効力を生じる。

平成22年1月18日

甲 群馬県みどり市笠懸町鹿2952

みどり市

みどり市長 石原 条

乙 富山県富山市北代3915番地

NPO法人災害救助犬ネットワーク理事長 西坂 直樹

5-4-(5) 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、みどり市長 石原条（以下「乙」と

いう。)とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、みどり市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ確かな災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 みどり市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 みどり市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

(情報交換の内容)

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

(情報連絡員（リエゾン）の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年3月3日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 下保 修

乙) 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石原 条

5-4-(6) 災害時等における無人遠隔操作航空撮影に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と、桐生ドローン利活用協議会（以下「乙」という。）は、災害時等における無人遠隔操作航空撮影（以下「空撮」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、みどり市内に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に規定する災害(以下「災害」という。)等が発生した場合に、乙が行う空撮について必要な事項を定めるものとする。

(協力)

第2条 災害時において、甲から空撮の要請があったときは、乙は、当該要請に協力するものとする。

2 乙は、速やかに撮影した映像の処理を行い、甲に提供するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、気象条件等の特別な理由があるときは、甲の要請に協力しないことができる。

4 第1項に掲げるもののほか、特に要請があった場合については、可能な範囲において、これに協力するものとする。

(要請)

第3条 甲は、前条第1項及び第4項の要請を無人遠隔操作航空撮影要請通知書(様式第1号。以下「通知書」という。)により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲において通知書を作成する時間的余裕がないときは、前条第1項の要請を口頭で行うことができる。この場合において、甲は、後日速やかに通知書を乙に提出するものとする。

(費用負担)

第4条 空撮に係る費用については、乙の負担とする。

(連絡責任者)

第5条 甲又は乙は、空撮が円滑に実施できるよう、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名押印の上、各1通を保有する。

甲 みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石原 条

乙 桐生市宮前町一丁目3番21号
桐生ドローン利活用協議会
代表 塩崎 泰雄

5-4-(7) 災害時における情報伝達及び情報収集等に関する協定書

みどり市(以下「甲」という。)と群馬県オートバイ事業協同組合(以下「乙」という。)とは、災害時における情報伝達及び情報収集等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、みどり市内に地震その他の災害が発生した場合において、甲が行う応急対策活動に対する、乙の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(活動の内容)

第2条 甲が乙に協力を要請することができる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 乙による人員協力
- (2) 乙組合員所有の自動二輪車による情報伝達、情報収集及び物資搬送
- (3) 甲が応急対策活動を実施するための自動二輪車の調達
- (4) その他甲が必要と認める業務

(要請の方法)

第3条 甲は、乙に対し、協力の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話等により要請し、後日文書を交付するものとする。

- (1) 災害及び被害の状況
- (2) 要請する活動内容
- (3) その他参考となる事項

(協力の実施)

第4条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、対応できる可能な範囲において、協力を行うものとする。

2 甲は、乙に対し、活動が円滑に実施できるよう、情報提供その他必要な協力を行うものとする。

(活動の報告)

第5条 乙は、前条の規定により活動に従事した場合は、速やかに甲に対し、次の各号に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、後日文書を提出するものとする。

- (1) 活動の実施日、実施場所
- (2) 活動実施事業者名
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 第4条の規定により実施した活動に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、第1項に規定する費用について、みどり市財務規則（平成18年みどり市規則第39号）に基づき支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(事故報告)

第7条 乙は、活動に際し、事故等が発生した場合は、速やかに甲に対し文書により報告するものとする。

(補償)

第8条 前条の規定により報告がなされた場合においては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令に基づき補償を受けるものとする。

(連絡体制)

第9条 この協定に基づく活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとし、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了をしない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年6月15日

(甲)みどり市笠懸町鹿2952番地

みどり市長 石原 条

(乙)高崎市中尾町456番地4

群馬県オートバイ事業協同組合

理事長 城田 新二

5－4－（8）災害時における被災者支援等の協力に関する協定

みどり市（以下「甲」という。）と、群馬県行政書士会桐生支部（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、みどり市において、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、行政書士業務等を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 災害時において甲がみどり市災害対策本部を設置した場合に、円滑な被災者支援のために行政書士業務等の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

(行政書士業務等の範囲)

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務等は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 各種申請書類等の作成及び代理提出等（行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務）
- (2) 被災者支援相談窓口の開設
- (3) 被災証明等の各種申請受付のための甲への会員派遣
- (4) その他甲が必要と認める事項

(申請の手続き等)

第4条 第2条に定める甲の乙に対する要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について平時から連絡調整に努める。

(協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、被災者支援等に積極的に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 第3条の行政書士業務等において必要となる人件費等の費用は、乙が負担する。

(相談者の負担)

第7条 第3条第1号及び第2号の行政書士業務等は無料とし、相談者（被災者）は、負担を負わない。

(報告)

第8条 乙は、実施した行政書士業務等の件数、対象者、相談内容について、随時甲に書面で報告するものとする。

(災害補償)

第9条 甲の要請による行政書士業務等を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償については、甲は責任を負わない。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙は、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年7月23日

群馬県みどり市笠懸町鹿 2 9 5 2 番地

甲 みどり市

代表者 みどり市長 須藤 昭男

群馬県桐生市巴町 2 丁目 1 8 3 2 - 1 2

乙 群馬県行政書士会桐生支部

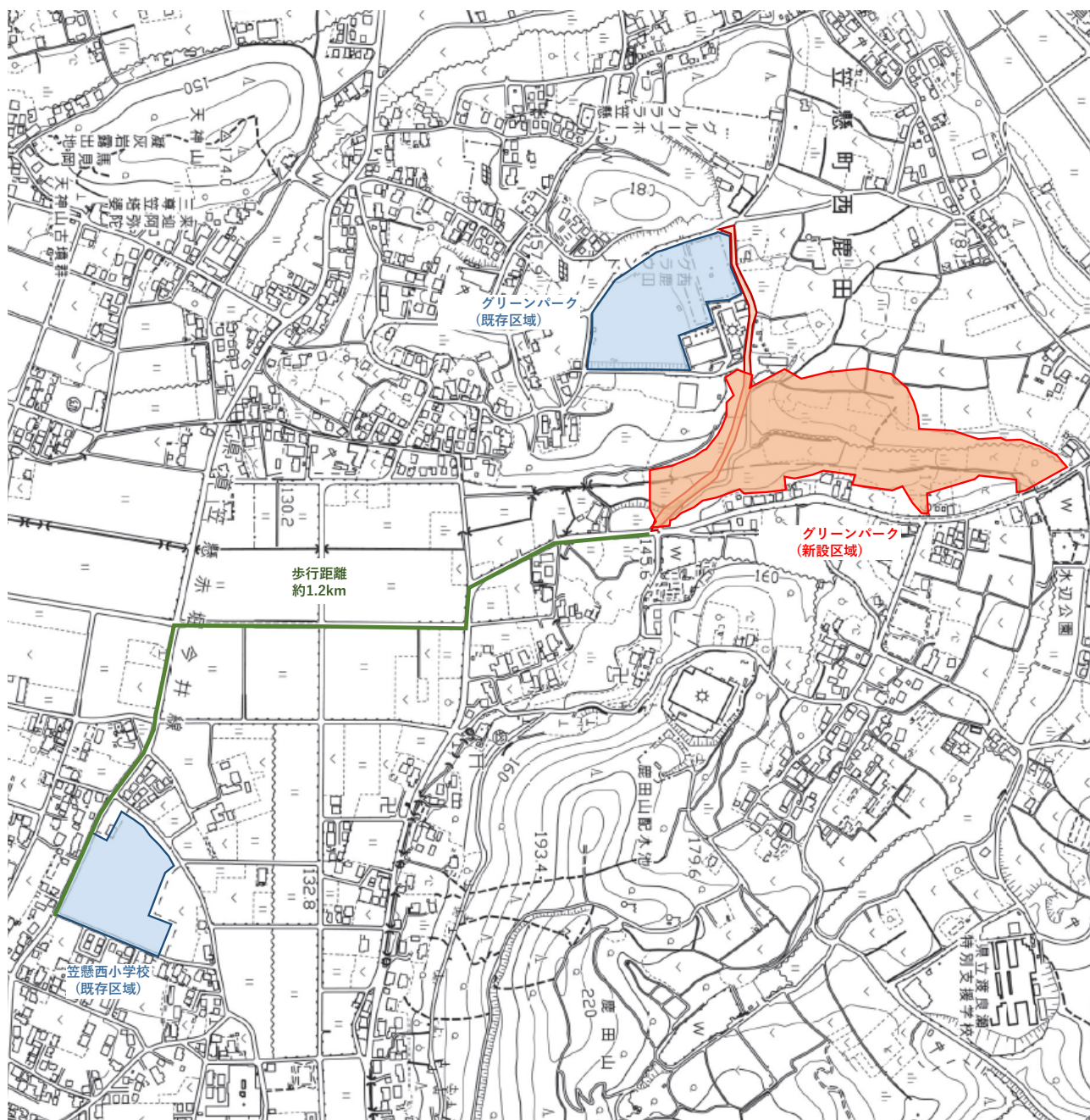
代表者 支部長 中山 一郎

5-5 大規模災害時における防災関係機関の活動拠点

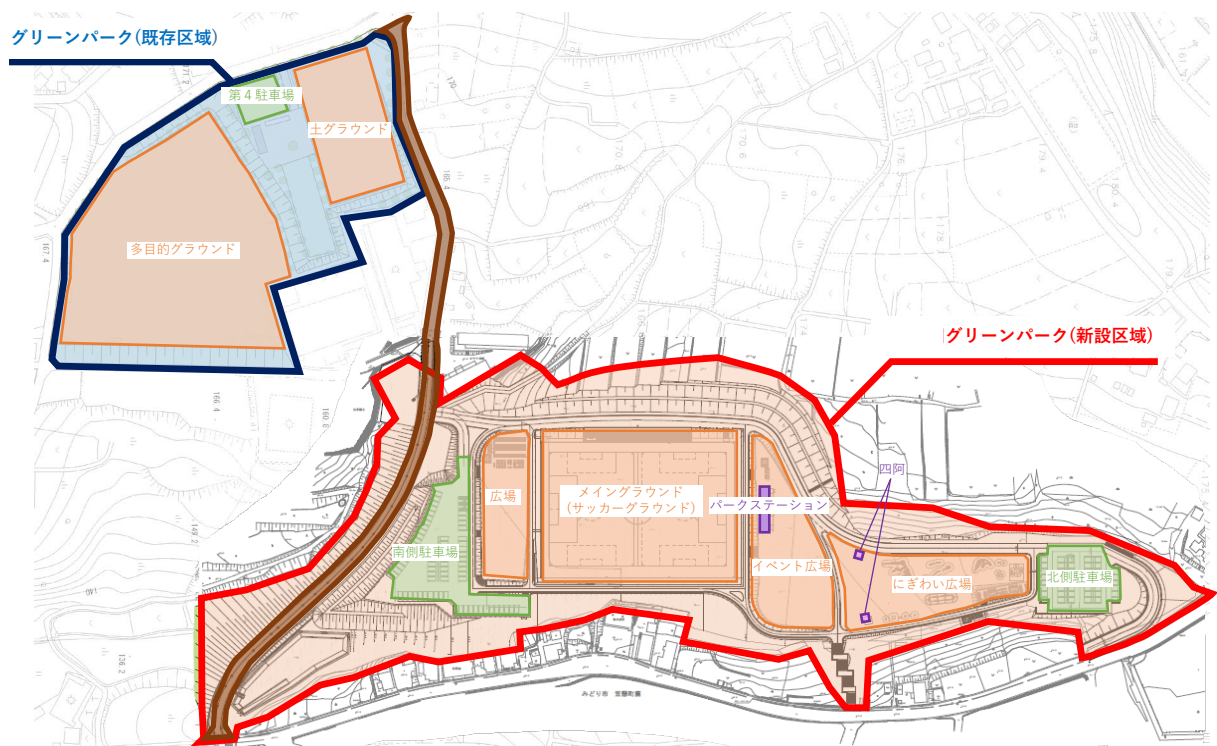
グリーンパーク及び笠懸西小学校を自衛隊や消防・警察などの防災関係機関の活動拠点として位置づけ、大規模な災害が発生した場合に応援機関の集結及び駐留拠点などとしての活用を検討するものとする。

〈災害時の役割及び運営方法〉

施設名称		用途	平常時	災害時【緊急段階】 (発災後概ね3時間から3日)	災害時【応急段階】 (発災後概ね3日から7日)	災害時【応急・復旧段階】 (発災後7日以降)	災害時【復旧復興段階】 (一年後)
グリーンパーク	メイングラウンド (サッカーグラウンド)	運動施設	各種大会／各種団体練習	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	メイングラウンド (サッカーグラウンド)
	広場	広場	軽スポーツ／イベント／遊び機能／レクリエーション／休憩	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	広場
	イベント広場	広場	遊び機能／休憩	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	イベント広場
	にぎわい広場	広場	遊び機能／休憩	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	にぎわい広場
	パークステーション	便益施設	更衣室／控室	救援部隊打ち合せスペース	救援部隊打ち合せスペース	救援部隊打ち合せスペース	パークステーション
	四阿	休憩施設	休憩所	救援部隊打ち合せスペース	救援部隊打ち合せスペース	救援部隊打ち合せスペース	四阿
	北側駐車場	便益施設	公園利用者駐車場	駐車場（車中泊用）	駐車場（車中泊用）	駐車場（車中泊用）	北側駐車場
	南側駐車場	便益施設	公園利用者駐車場	駐車場	駐車場	駐車場	南側駐車場
西鹿田グラウンド	土グラウンド	運動施設	各種大会／各種団体練習／軽スポーツ／イベント／遊び機能／レクリエーション	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	応急仮設住宅候補地
	多目的グラウンド	運動施設	各種大会／各種団体練習／軽スポーツ／イベント／遊び機能／レクリエーション	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	救援部隊活動ゾーン	応急仮設住宅候補地
	第4駐車場	便益施設	公園利用者駐車場	駐車場	駐車場	駐車場	駐車場
笠懸西小学校	学校校庭	学校施設	学校授業／行事	駐車場（車中泊用）	駐車場（車中泊用）	駐車場（車中泊用）	学校校庭



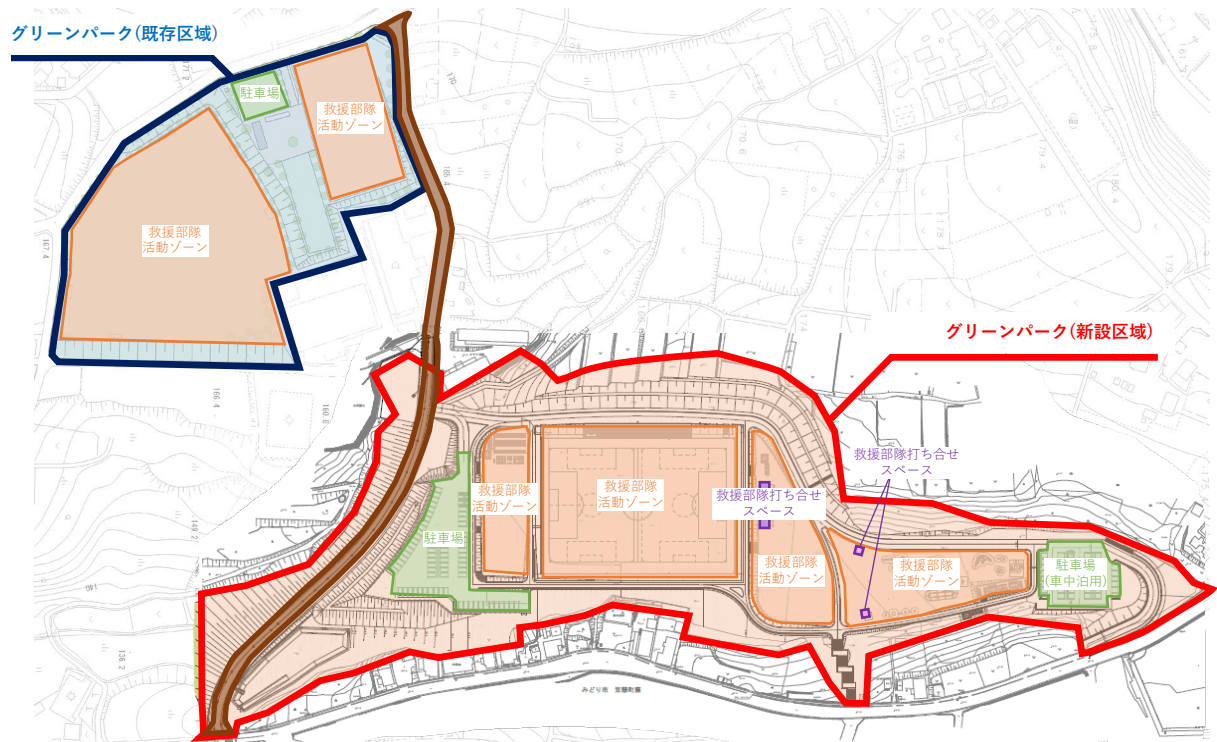
【平常時】



笠懸西小学校(既存区域)



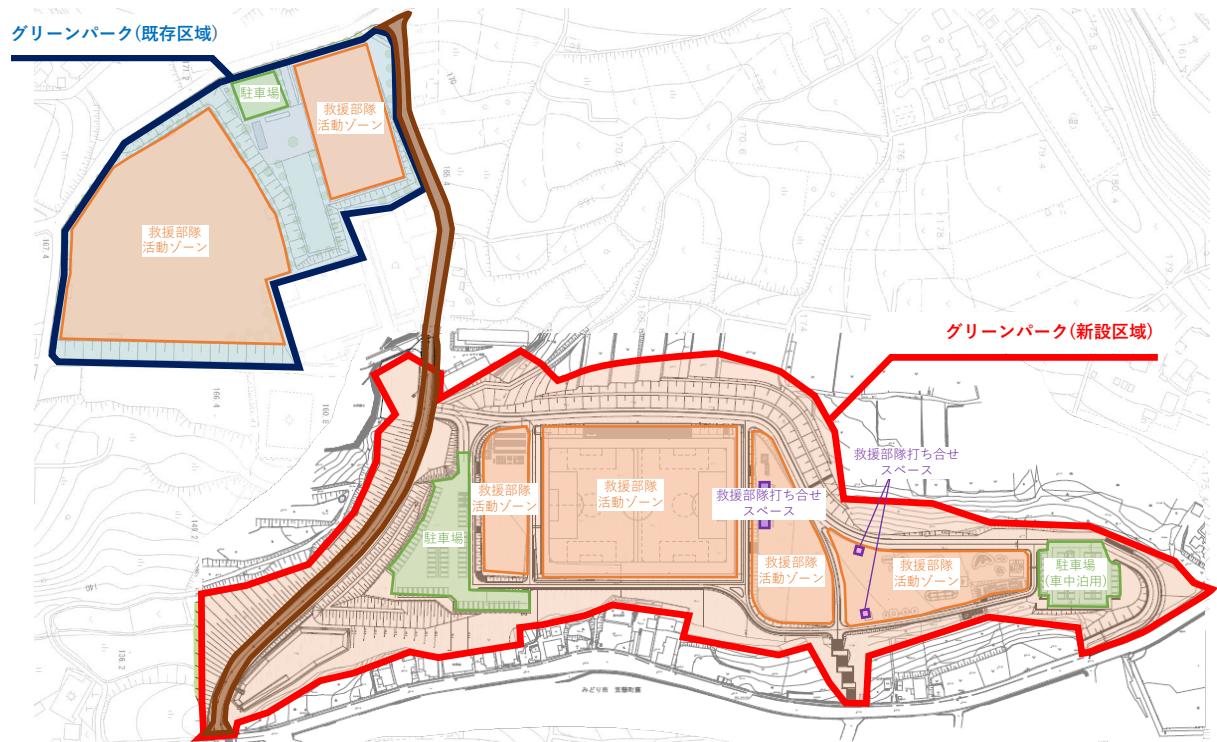
【緊急段階】 発災後概ね3時間から3日



笠懸西小学校(既存区域)



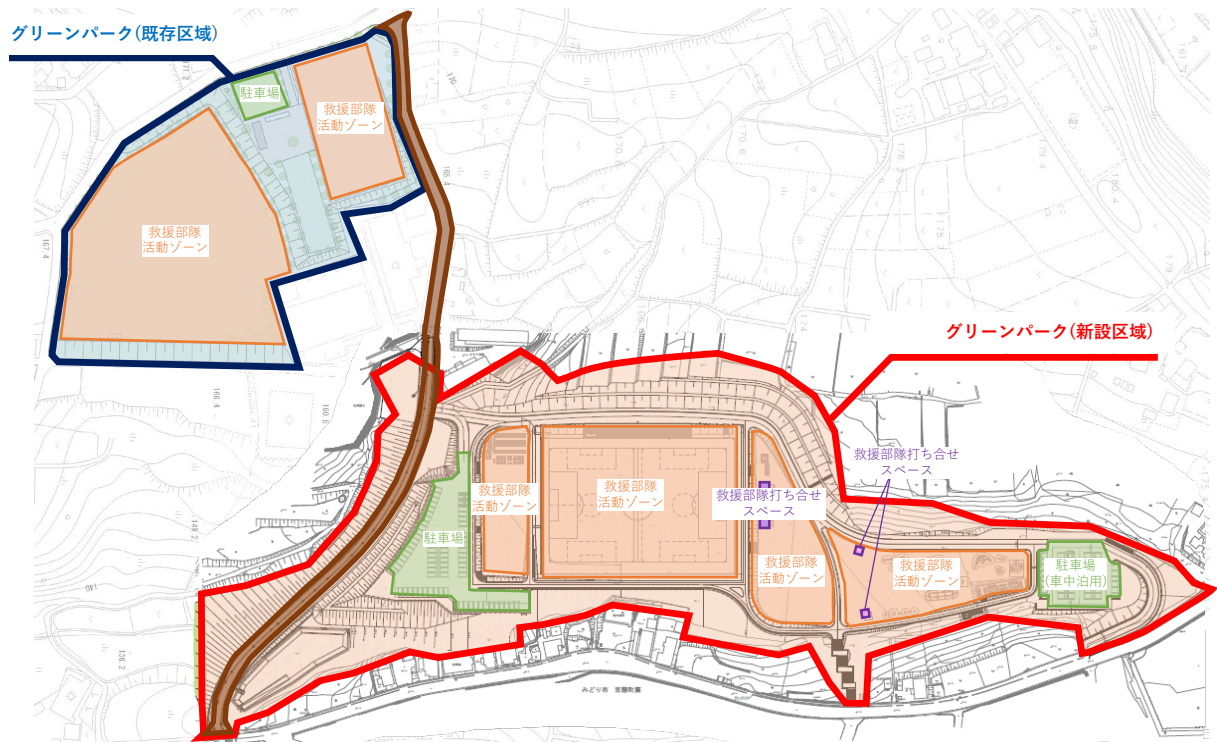
【応急段階】 発災後概ね3日から7日



笠懸西小学校(既存区域)



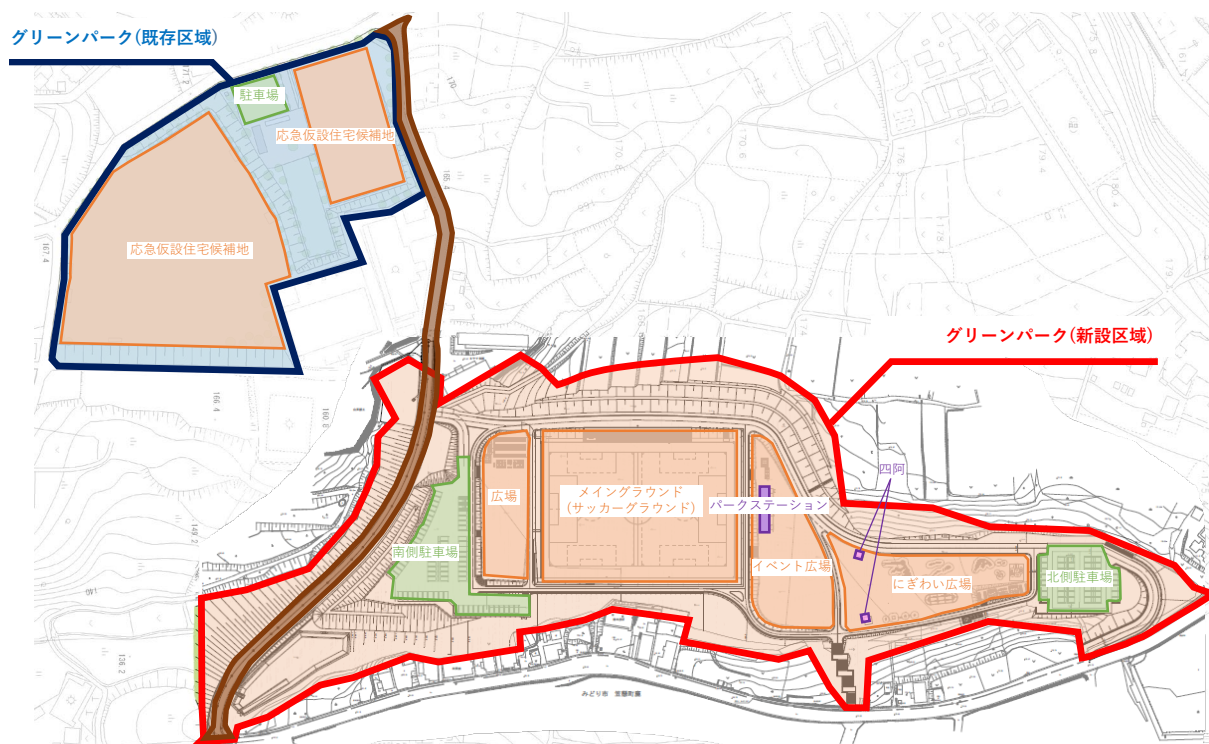
【応急・復旧段階】 発災後7日以降



笠懸西小学校(既存区域)



【復旧復興段階】一年後



笠懸西小学校(既存区域)



6 自衛隊応援要請関係

6-1 災害派遣要請書（県知事あて）

年 月 日

群馬県知事

宛て

みどり市長

印

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう
要求します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

例 ・必要な車両、航空機、資機材
・必要な人員
・連絡場所及び連絡責任者

7 応急活動関係

7-1 避難関係

1 指定避難所、指定待避所、広域避難場所及び指定緊急避難場所一覧

凡例 「○」：適 「－」：不適

名称	所在地	面積	電話	指定避難所	指定待避所	指定緊急避難場所					備考
						洪水災害	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
笠懸公民館	笠懸町阿左美1581-1	3,319㎡	76-2211	○		○	○	○	○	○	
みどり市民体育館 (桐生大学 グリーンアリーナ)	笠懸町阿左美1714-2	2,280㎡	77-1616	○		○	○	○	○	○	防災拠点（蓄電池設備） 拠点避難所
笠懸小学校	笠懸町鹿346	1,383㎡	76-2100	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
笠懸東小学校	笠懸町阿左美1010	1,344㎡	76-6167	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
笠懸北小学校	笠懸町阿左美3730	1,272㎡	76-6833	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
笠懸西小学校	笠懸町鹿3060-1	2,853.17㎡	77-1655	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
笠懸中学校	笠懸町鹿362	2,194㎡	76-2011	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
笠懸南中学校	笠懸町阿左美829	2,418㎡	76-6211	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
みどりのかぜ (旧笠懸第1保育園)	笠懸町阿左美3740	1,354㎡	76-2012	○		○	○	○	○	○	
笠懸町第1区公民館	笠懸町阿左美3196-6	260㎡		○		○	○	－	○	○	
笠懸町第2区公民館	笠懸町阿左美410	402㎡	76-6595	○		○	○	－	○	○	
笠懸町第3区公民館	笠懸町阿左美1428-6	313㎡	76-6596	○		○	○	－	○	○	
笠懸町第4区公民館	笠懸町阿左美2220-1	259㎡	76-6597	○		○	○	－	○	○	
笠懸町第5区公民館	笠懸町阿左美3631-1	263㎡	76-6598	○		○	○	○	○	○	
笠懸町第6区公民館	笠懸町久宮325-9	266㎡		○		○	○	－	○	○	
笠懸町第7区公民館	笠懸町鹿385-1	285㎡	76-4950	○		○	○	－	○	○	
笠懸町第8区公民館	笠懸町鹿2693	214㎡		○		○	－	－	○	○	
笠懸町第9区公民館	笠懸町鹿3735-1	437㎡	76-4952	○		○	○	○	○	○	
笠懸町第10区公民館	笠懸町西鹿田798-3	313㎡	76-6656	○		○	○	○	○	○	
関東開発株式会社 桐生競艇場	笠懸町阿左美2887	69,800㎡	76-2411	○		○	○	○	○	○	

名称	所在地	面積	電話	指定避難所	指定待避所	指定緊急避難場所					備考
						洪水災害	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
学校法人桐丘学園 桐生大学	笠懸町阿左美 606-7		76- 2400	○		○	○	○	○	○	
厚生会館	大間々町桐原 81-2		72- 4054	○		○	○	—	○	○	
大間々老人憩の家	大間々町桐原 1251	3,762㎡	72- 1620	○		○	○	—	○	○	
大間々北小学校	大間々町桐原 653	1,141㎡	72- 1771	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
大間々南小学校	大間々町大間々 884	1,560㎡	72- 1274	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
大間々東小学校	大間々町大間々 456-1	1,547㎡	73- 1733	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
旧神梅小学校	大間々町上神梅 68	1,079㎡		○					○	○	広域避難場所
旧福岡中央小学校	大間々町浅原 1500-2	1,205㎡	72- 1264		○	—	—	—	—	—	
多世代交流館	大間々町塩原 363	11,447㎡		○		○	○	○	○	○	広域避難場所
大間々中学校	大間々町桐原 217	1,749㎡	73- 1049	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
大間々東中学校	大間々町大間々 1829-1	2,517㎡	73- 0516	○		○	○	○	○	○	拠点避難所 広域避難場所
赤城保育園	大間々町大間々 775-1		72- 2061	○		○	○	○	○	○	
二葉保育園	大間々町大間々 2261			○		○	○	○	○	○	
大間々保育園	大間々町大間々 792-2		72- 1182	○		○	○	○	○	○	
東保育園	大間々町大間々 471-1		73- 4188	○		○	○	○	○	○	
大間々南幼稚園	大間々町大間々 895		73- 0067	○		○	○	○	○	○	
大間々町第1区 公民館	大間々町大間々 1196	506㎡	73- 1254	○		○	○	—	○	○	
大間々町第2区 公民館	大間々町大間々 1059-4	495㎡		○		○	○	—	○	○	
大間々町第3区 集会所	大間々町大間々 1339	178㎡		○		○	○	—	○	○	

名称	所在地	面積	電話	指定避難所	指定待避所	指定緊急避難場所					備考
						洪水災害	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
大間々町第4区集会所	大間々町大間々1389-3	870㎡		○		○	○	—	○	○	
大間々町5丁目クラブ	大間々町大間々1496-7	228㎡		○		○	○	—	○	○	
大間々町第6区公民館	大間々町大間々1075-1	1,173㎡		○		○	○	—	○	○	
大間々町第7区公民館	大間々町大間々762-6	946㎡		○		○	○	—	○	○	
大間々町第8区集会所	大間々町大間々311-1	796㎡	73-1020	○		○	○	○	○	○	
大間々町第9区公民館	大間々町桐原173-1	229㎡		○		○	○	—	○	○	
大間々町第10区公民館	大間々町桐原525-1	732㎡		○		○	○	—	○	○	
大間々町第11区公民館	大間々町桐原991-1	2,266㎡			○	—	—	—	—	—	
大間々町第12区公民館	大間々町桐原1040-1	2,178㎡	73-0008	○		○	○	—	○	○	
大間々町第13区集会所	大間々町大間々1955-2	2,000㎡		○		○	○	○	○	○	
大間々町第14区集会所	大間々町高津戸559-5	367㎡	73-4987		○	—	—	—	—	—	
大間々町塩原公民館	大間々町塩原434	540㎡		○		○	○	—	○	○	
大間々町第16区集会所	大間々町塩原616-1	1,747㎡		○		—	○	—	○	—	
大間々町福岡中央公民館	大間々町浅原1240	8,914㎡			○	—	—	—	—	—	
大間々町長尾根公民館	大間々町長尾根150	695㎡		○		○	○	○	○	○	
大間々町塩沢公民館	大間々町塩沢248	1,473㎡			○	—	—	—	—	—	
東公民館	東町花輪205-2	200㎡	97-2721		○	—	—	—	—	—	
あずま小中学校	東町神戸10	926㎡	97-3800	○		○	○	○	○	○	拠点避難所 広域避難場所
花輪1区集会所	東町花輪132	100㎡			○	—	—	—	—	—	

名称	所在地	面積	電話	指定避難所	指定待避所	指定緊急避難場所					備考
						洪水災害	土砂災害	地震	大規模火事	内水氾濫	
沢入会館	東町沢入932	100㎡			○	—	—	—	—	—	
東運動公園 (社会体育館)	東町座間378-4	200㎡	97-3031	○		○	○	○	○	○	広域避難場所
沢入体育館	東町沢入491	800㎡			○	—	—	—	—	—	
高齢者 生活福祉センター	東町花輪114-3	400㎡	97-2828		○	—	—	—	—	—	
神戸 生活改善センター	東町神戸556-4	100㎡		○		○	○	—	○	○	
青年研修センター	東町座間26-1	100㎡	97-2554		○	—	—	—	—	—	
座間集会所	東町座間259	132㎡		○		○	○	○	○	○	
小夜戸集会所	東町小夜戸901-2			○		○	○	—	○	○	
小中集会所	東町小中591-1			○		○	○	○	○	○	
草木集会所	東町草木208-1			○		○	○	—	○	○	
※笠懸グラウンド	笠懸町阿左美1719-1		76-4919	—	—	○	○	○	○	○	広域避難場所 指定緊急避難場所
※西鹿田グラウンド	笠懸町西鹿田1383-1			—	—	○	○	○	○	○	広域避難場所 指定緊急避難場所
※大間々グラウンド	大間々町大間々1958		73-0777	—	—	○	○	○	○	○	広域避難場所 指定緊急避難場所
※はねたき広場	大間々町大間々2239			—	—	—	○	○	○	—	広域避難場所 指定緊急避難場所
※かどや公園	笠懸町鹿381-3			—	—	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所
※桐原上ノ台公園	大間々町桐原521			—	—	○	○	○	○	○	指定緊急避難場所

※ 広域避難場所又は指定緊急避難場所のみ(又はその両避難場所)に該当

【説明】

指定緊急避難場所：災害が差し迫った状況や発災時に、緊急的に避難し、身の安全を確保することができる避難場所

指定避難所：円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、被災者が一定期間滞在する施設

指定待避所：土砂災害に注意し、一時的に避難することができる施設

広域避難場所：大地震また大規模火災発生時に延焼火災やその他の危険から避難者の安全を確保することができる場所

【異常な現象ごとの指定緊急避難場所指定基準】

異常現象	指定基準
洪水災害	浸水想定区域内に立地していない施設や場所。若しくは、想定水位以上の高さに避難者を受け入れる部分があり、かつ避難上有効な経路がある施設。（２階以上の階に避難できる施設等）
土砂災害	土砂災害警戒区域等の危険箇所内に立地していない施設や場所。若しくは、鉄筋コンクリート造などの強固な構造の施設。
地震	地震に対して安全な構造（新耐震基準）を有している施設。若しくは、その周辺に地震発生時に生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物等がない場所。
大規模火事	大規模火事による輻射熱等の影響が及ばない施設や場所等。
内水氾濫	洪水災害に同じ。

２ 福祉避難所一覧

	名称	所在地	電話	備考
(1)	特別養護老人ホーム かさかけの里	笠懸町鹿3033-1	40-5167	
(2)	特別養護老人ホーム ながめの郷	大間々町桐原1511-1	32-5069	
(3)	グループホーム ヴェルデ	東町神戸95-2	47-6951	
(4)	特別養護老人ホーム プロヴァンス笠懸	笠懸町阿左美500-3	76-8800	
(5)	介護老人保健施設 サンホープ笠懸	笠懸町鹿2646-1	76-1100	
(6)	通所介護施設 サンホープケアパーク阿左美	笠懸町阿左美574-3	76-1175	
(7)	ショートステイ サンホープケアヴィレッジ・ソレイユ	笠懸町阿左美500-1	70-7200	
(8)	サービス付き高齢者向け住宅 サンテ笠懸	笠懸町鹿3215-2	47-7800	
(9)	特別養護老人ホーム のぞみの苑	桐生市相生町5丁目493	54-9535	
(10)	デイサービス のぞみの苑	桐生市相生町5丁目493	54-9536	
(11)	療育センター きぼう	大間々町大間々22-4	73-2605	
(12)	障害者デイサービス おおぞら	大間々町大間々24-14	73-2790	
(13)	ケアハウス サンフレッシュ	桐生市相生町5丁目493	54-9535	

２－（１）災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 美幸会（以下「乙」という。）とは、災害発生時の避難生活において、高齢者、障がい者、妊産婦及び乳幼児のうち、何らかの特別な配慮を必要とする者で、一般の避難所での生活が困難な者（以下「災害時要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、災害時要援護者を当

該避難所に待避させることにより、災害時要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(受入れの要請)

第2条 甲は、災害時において、災害時要援護者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該災害時要援護者の受入れ

を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請に必要な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(指定する施設)

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のと通りの施設とする。

(管理運営)

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第6条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）

を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 災害時要援護者への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援
- (2) 災害時要援護者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求

(手続)

第5条 第2条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合

は、この限りでない。

- (1) 災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況及び報告先
- (2) 家族等身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(費用負担)

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用）
- (2) 災害時要援護者に要する食費
- (3) その他生活必需品の購入等に要した費用

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害時要援護者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への災害時要援護者の移送は、原則として当

該災害時要援護者の家族等が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料その他の福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が災害時要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助員の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖

に努めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事務所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の解除)

第14条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月29日

甲 みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石原 条

乙 みどり市笠懸町鹿3033番地1
社会福祉法人 美幸会
理事長 近藤 秀明

別表 (第3条関係)

No.	施設名	住所
1	特別養護老人ホーム かさかけの里	みどり市笠懸町鹿3033番地1

2- (2) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

みどり市 (以下「甲」という。) と社会福祉法人 ラ・クール (以下「乙」という。) とは、災害発生時の避難生活において、高齢者、障がい者、妊産婦及び乳幼児のうち、何らかの特別な配慮を必要とする者で、一般の避難所での生活が困難な者 (以下「災害時要援護者」という。) を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を

締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、災害時要援護者を当

該避難所に待避させることにより、災害時要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、災害時において、災害時要援護者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該災害時要援護者の受入れ

を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請に必要な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のと通りの施設とする。

（管理運営）

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第6条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）

を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 災害時要援護者への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援
- (2) 災害時要援護者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求

（手続）

第5条 第2条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合

は、この限りでない。

- (1) 災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況及び報告先
- (2) 家族等身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用）
- (2) 災害時要援護者に要する食費
- (3) その他生活必需品の購入等に要した費用

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時要援護者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への災害時要援護者の移送は、原則として当

該災害時要援護者の家族等が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料その他の福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が災害時要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助員の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事務所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の解除)

第14条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月29日

甲 みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石原 条

乙 みどり市大間々町桐原1511番地1
社会福祉法人 ラ・クール
理事長 蓮沼 実紀

別表 (第3条関係)

No.	施設名	住所
1	特別養護老人ホーム ながめの郷	みどり市大間々町桐原1511番地1

2- (3) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

みどり市 (以下「甲」という。) と社会福祉法人 徳昌会 (以下「乙」という。) とは、災害発生時の避難生活において、高齢者、障がい者、妊産婦及び乳幼児のうち、何らかの特別な配慮を必要とする者で、

一般の避難所での生活が困難な者（以下「災害時要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、災害時要援護者を当

該避難所に待避させることにより、災害時要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、災害時において、災害時要援護者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該災害時要援護者の受入れ

を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請に必要な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のと通りの施設とする。

（管理運営）

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第6条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）

を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 災害時要援護者への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援
- (2) 災害時要援護者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求

（手続）

第5条 第2条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合

は、この限りでない。

- (1) 災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況及び報告先
- (2) 家族等身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用）
- (2) 災害時要援護者に要する食費
- (3) その他生活必需品の購入等に要した費用

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時要援護者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への災害時要援護者の移送は、原則として当

該災害時要援護者の家族等が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料その他の福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が災害時要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助員の確

保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事務所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の解除)

第14条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年10月1日

甲 みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 須藤 昭男

乙 桐生市川内町1-361-2
社会福祉法人 徳昌会
理事長 山口 典利

別表 (第3条関係)

No.	施設名	住所
1	グループホーム ヴェルデ	みどり市東町神戸95-2

2-(4) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 有為会（以下「乙」という。）とは、災害発生時の避難生活において、高齢者、障がい者、妊産婦及び乳幼児のうち、何らかの特別な配慮を必要とする者で、一般の避難所での生活が困難な者（以下「災害時要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、災害時要援護者を当

該避難所に待避させることにより、災害時要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、災害時において、災害時要援護者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該災害時要援護者の受入れ

を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請に必要な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のと通りの施設とする。

（管理運営）

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第6条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）

を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 災害時要援護者への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援
- (2) 災害時要援護者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求

（手続）

第5条 第2条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合

は、この限りでない。

- (1) 災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況及び報告先
- (2) 家族等身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用）
- (2) 災害時要援護者に要する食費
- (3) その他生活必需品の購入等に要した費用

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時要援護者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への災害時要援護者の移送は、原則として当

該災害時要援護者の家族等が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料その他の福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
2 甲は、乙が災害時要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助員の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事務所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の解除)

第14条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月15日

甲 みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 須藤 昭男

乙 みどり市笠懸町阿左美500番地3
社会福祉法人 有為会
理事長 望月 裕文

別表（第3条関係）

No.	施設名	住所
1	特別養護老人ホーム プロヴァンス笠懸	みどり市笠懸町阿左美500番地3

2－（５）災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と医療法人 日望会（以下「乙」という。）とは、災害発生時の避難生活において、高齢者、障がい者、妊産婦及び乳幼児のうち、何らかの特別な配慮を必要とする者で、一般の避難所での生活が困難な者（以下「災害時要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、災害時要援護者を当

該避難所に待避させることにより、災害時要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、災害時において、災害時要援護者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該災害時要援護者の受入れ

を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請に必要な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のと通りの施設とする。

（管理運営）

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第6条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）

を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 災害時要援護者への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援
- (2) 災害時要援護者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求

（手続）

第5条 第2条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合

は、この限りでない。

- (1) 災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況及び報告先
- (2) 家族等身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用）
- (2) 災害時要援護者に要する食費
- (3) その他生活必需品の購入等に要した費用

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時要援護者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への災害時要援護者の移送は、原則として当

該災害時要援護者の家族等が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料その他の福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が災害時要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助員の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事務所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の解除)

第14条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月15日

甲 みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 須藤 昭男

乙 みどり市笠懸町鹿2646番地1
医療法人 日望会
理事長 望月 裕文

別表 (第3条関係)

No.	施設名	住所
1	介護老人保健施設 サンホープ笠懸	みどり市笠懸町鹿2646番地1
2	通所介護施設 サンホープケアパーク阿左美	みどり市笠懸町阿左美574番地3

3	ショートステイ サンホープケアヴィレッジ・ソレイユ	みどり市笠懸町阿左美500番地1
4	サービス付き高齢者向け住宅 サンテ笠懸	みどり市笠懸町鹿3215番地2

2－（6）災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 希望の家（以下「乙」という。）とは、災害発生時の避難生活において、高齢者、障がい者、妊産婦及び乳幼児等のうち、何らかの特別な配慮を必要とする者で、一般の避難所での生活が困難な者（以下「災害時要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、災害時要援護者を当該避難所に退避させることにより、災害時要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、災害時において、災害時要援護者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該災害時要援護者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおり施設とする。

（管理運営）

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第6条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 災害時要援護者への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援
- (2) 災害時要援護者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求

（手続）

第5条 第2条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況及び連絡先
- (2) 家族等身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用負担）

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 災害時要援護者に要する食費
- (3) その他生活必需品の購入等に要した費用

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時要援護者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への災害時要援護者の移送は、原則として当該災害時要援護者の家族等が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料その他の福祉避難所の運営に必要な物資の調達に務めるものとする。
2 甲は、乙が災害時要援護者を適切に介護できるよう看護師、介助員、ボランティア等の介助員の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入れ可能数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事務所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の解除)

第14条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

甲 みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市
みどり市長 須藤 昭男

乙 みどり市大間々町大間々22番地4
社会福祉法人 希望の家
理事長 野田 真一郎

別表 (第3条関係)

No.	施設名	住所
1	特別養護老人ホーム のぞみの苑	桐生市相生町5丁目493番地

2	デイサービス のぞみの苑	桐生市相生町5丁目493番地
3	療育センターきぼう	みどり市大間々町大間々22番地4
4	障害者デイサービス おおぞら	みどり市大間々町大間々24番地14
5	ケアハウス サンフレッシュ	桐生市相生町5丁目493番地

3 避難所状況（開設・閉鎖）報告書

避難所状況（開設・閉鎖）報告書																	
												【整理番号		-		】	
避難所名						開設・閉鎖日時				年	月	日	時	分			
責任者						報告日時				年	月	日	時	分現在			
避難者の状況																	
避難者総数						人{男						人、女		人}			
内 訳	負傷者					人{重傷者						人、軽傷者		人}			
	乳幼児					人{乳児				人、幼児				人、児童		人}	
	高齢者					人{要援護者						人}					
	要援護者					人											
	その他					人											
応援物資の状況																	
毛布等																	
食糧																	
飲料水																	
生活必需品																	
その他																	
応援活動状況																	
現在までの取り組み																	
今後の対応予定																	
その他																	
避難所施設の被害状況																	
ライフラインの被害状況																	
その他の状況																	

4 避難者名簿

[illegible]

5 避難所別避難者一覽表

[illegible]

みどり市 避難行動要支援者登録申請書

ふりがな		男 女	代筆者氏名・登録者との関係		
氏 名					
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	行政 区	笠・大・東 区 組		
年 齢	歳（平成 年 月 日現在）				
電話番号	- -		民生委員		
住 所	笠懸町・大間々町・東町				
支 援 が 必 要 な事由	①高齢者のみの世帯 ②要介護認定者 ③障害者 ④難病患者 ④その他（ ）				
身体状況 歩行困難・虚弱・ねたきり・常時医療・認知症 知的障害・聴覚障害・視覚障害 その他特記事項（常時必要な医療の内容など）			家族の状況（本人以外の家族の状態） 家族内に他の要援護者台帳の有無（有・無）		
緊急時の家族等の連絡先					
氏 名	続 柄	住 所	電話番号		
			- -		
			- -		
摘 要					
私は、緊急災害時に自力での避難が難しいため、要援護者として登録を希望します。 また、私が届け出た上記の個人情報が出す市の関係部署ならびに地域の民生委員・児童委員、行政区、自主防災組織、社会福祉協議会および消防団など、支援する機関に提供されることを承諾します。 平成 年 月 日 みどり市長あて 氏名 □代筆					

記入上の注意

「摘要」欄には、本人や家族の意見・希望などがあれば記入する。

個別避難計画

作成日： 年 月 日

ふりがな		男	行政区		
氏 名		女	笠・大・東 区 組(班)		
避難誘導上の特記事項 例) 筆談・つえ・車いす・担架など					必要な支援体制
					① 声かけ程度 ② 1人の介助で避難可能 ③ 車いすまたは2人以上で搬送が必要
避難 支 援 者	氏 名	本人との関係	住 所		電話番号
一時避難場所	①	安否確認欄	②		安否確認欄
収容避難所	① (電話 —)	安否確認欄	② (電話 —)		安否確認欄
地 図 (コピー貼付可)					

6 みどり市災害時要援護者避難支援全体計画（平成21年10月）

第1章 基本的な考え方

災害発生時に最も重要なことは、自らの身を守る「自助」であるが、災害時要援護者（以下、「要援護者」という。）については、その身体的特性等から「自助」が困難であり、周りの人々からのいろいろな形態の援護が必要とされる。

したがって、要援護者には、行政、行政区等自治組織、自主防災組織、民生委員・児童委員及び福祉団体等が連携し、「共助」、「公助」をもって避難を補完する支援体制の確立が望まれている。

また、国や県においては、近年発生した地震災害等を教訓に、要援護者の対象者や情報の把握・共有の方法などの取組方針を明らかにした「避難支援計画」の策定を各自治体に促し、要援護者対策を速みやかに推進するよう求めている。

については、これらのことに基づき、災害発生時における要援護者への支援を、市及び関係機関・団体等が適切、かつ、円滑に実施できるよう本計画を策定するものである。

第2章 要援護者の対象者

国のガイドラインに示されている要援護者とは、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々」と位置付けている。

したがって、要援護者の中には、外国人や旅行者等も含むが、本計画においては、次の方々のうち、直接的な援護が必要で、在宅かつ家族による避難支援が困難な方を、要援護者の対象者とする。

- ① 介護保険法における要介護度3・4・5の者
- ② 身体障害者手帳1級及び2級の者
- ③ 療育手帳Aの知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の者
- ⑤ 特定疾患医療を受給している難病患者
- ⑥ 上記に該当しない同程度に支援を要すると市長が認める者

第3章 制度の広報

大規模な災害発生直後においては、行政、消防、警察などの公助による要援護者への即時対応が困難なため、要援護者の避難支援は、「自助」、「共助」を基本と考えざるを得ない。

また、災害発生から一定期間経過した後の公助が必要な時期においても、要援護者の避難所等での生活支援を的確に行うためには、要援護者に関する情報把握が非常に重要である。

このため、「避難支援を希望する者（以下、「避難支援希望者」という。）」には、一人ひとりの「災害時要援護者避難支援個別計画（以下、「個別計画」という。）」を作成し、避難支援体制の確立に当たることが重要である。

したがって、この「個別計画」作成についての理解を得るため、要援護者の対象者及びその家族はもちろんのこと、行政区等自治組織、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び各種障害者団体等に対し、制度の十分な広報を、次のような方法で行う。

（1）一般的な広報

「広報みどり」や市のホームページを活用した広報を行う。

（2）民生委員・児童委員を通した広報

民生委員・児童委員の日常活動を活用した広報を行う。

（3）各組織を通した広報

- ・行政区長会を通し、行政区等自治組織を活用した広報を行う。
- ・自主防災組織を通し、組織を活用した広報を行う。
- ・社会福祉協議会を通し、組織を活用した広報を行う。
- ・老人クラブ、障害者団体等を通し組織を活用した広報を行う。

第4章 避難支援希望の申出

(1) 避難支援希望申出書の提出

避難支援の希望を申出る者は、福祉担当部局に対し、「みどり市災害時要援護者避難支援希望申出書（以下、「避難支援希望申出書」という。）」を提出するものとする。

なお、「避難支援希望申出書」の中には、個人情報の取り扱いに関する同意欄を設け、要援護者本人又は保護者から、避難支援関係者間での情報共有についての同意を得るものとする。

(2) 避難支援希望者の「個別計画」作成支援依頼

避難支援希望者の「個別計画」作成の支援をお願いするため、福祉担当部局に提出された「避難支援希望申出書」の写しと「個別計画」用紙を、行政区代表者等へ送付する。

第5章 避難支援者

(1) 避難支援者

避難支援者とは、災害発生時に要援護者のもとに容易に駆けつけることができる親族や近隣住民で、要援護者への情報伝達や安否確認、避難誘導等の支援ができる人をいう。

なお、避難支援者は要援護者一人につき複数人選定する。

(2) 避難支援者の選定

避難支援者は、要援護者自らが個人的に依頼することを原則とする。個人的に依頼できない場合で、避難支援者を地域で選定する場合は、要援護者本人の意向を極力尊重した上で、行政区等自治組織、自主防災組織、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会として対応することとし、特定の個人に過度な負担がかからないよう配慮する。

(3) 避難支援者の役割

避難支援者は、災害時に要援護者への情報伝達や安否確認、避難誘導等の支援を行うほか、平常時から要援護者への声かけや見守りを行い、身体の状態等を把握するなど、要援護者との信頼関係を保つよう努める。

(4) 避難支援者の責任

避難支援者は、あくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行うものであり、災害時に支援実施が出来ない場合や、事故等が発生しても責任が伴うものではない。

第6章 個別計画の作成・管理

個別計画は、別添の様式により、情報共有に同意した避難支援希望者について作成する。

(1) 個別計画の内容

個別計画は、要援護者の必要としている支援内容をもとに、避難支援者や避難誘導に関する事項等、具体的な避難支援の内容を定める。

(2) 個別計画の作成

個別計画の作成は、要援護者が行うことを原則とするが、行政区等自治組織、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び支援者は、要援護者と協議しながら、避難支援のための個別計画を作成することに協力するものとする。

(3) 市の役割

市は、行政区等自治組織、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に対し、積極的に先進的な取組み情報を提供するとともに、個別計画の作成に関わり、市全体の進捗状況を管理、把握する。

(4) 個別計画の管理

個別計画の利用は、避難支援の目的に限定するものとし、その管理は、市、行政区等自治組織の代表者、民生委員・児童委員、避難支援者等が管理し、本人が同意した以外の者が知ることのないよう厳重に管理する。

(5) 情報の更新

要援護者の支援情報に変更があった場合、要援護者又は保護者等は速やかに市に連絡するものとする。

市は、要援護者等からの情報のほか、直接保有する情報や関係機関等からの情報をもとに、要援護者の支援情報を更新するものとする。

第7章 要援護者への配慮等

(1) 避難情報の発令

市は、要援護者の避難行動に比較的に長い時間を要することを考慮し、避難準備情報を要援護者避難情報と位置づけ、安全な避難行動が行われるよう配慮するものとする。

(2) 避難所

市は、要援護者の避難先を個々の状況に応じて、市指定避難所のほか、福祉施設等を避難所とするため、当該福祉施設等との協定締結を進めるものとする。

なお、避難先が一般の避難所となる場合においても、要援護者の負担軽減を図るようバリアフリー化された施設を選定する等、最大限の配慮を行うものとする。

(3) ボランティアの協力

避難後の要援護者支援については、行政、地域、福祉団体などのほか、ボランティアによる支援も考慮し、平常時から、そのネットワークを構築するよう努めるものとする。

(4) 防災訓練の実施及び防災意識向上の啓発

計画の実効性を高めるため、防災訓練への要援護者の参加を促進し、防災意識の向上を図るものとする。訓練の内容は要援護者の身体的特性等を考慮したものにするとともに、自主防災組織、NPO、ボランティア団体などと連携し、より実践的なものとなるよう努めるものとする。

また、要援護者、避難支援者、地域住民等に対する防災意識向上を啓発するため、パンフレットの作成・配布や広報PR、防災講演会への参加等を促進し、要援護者支援についての理解と協力を図るものとする。

用語説明：

【自助】 自分の手で自分・家族・財産を守る備えと行動

【共助】 隣近所と協力して、地域を守る備えと行動

【公助】 市や警察、消防などの行政機関やライフラインなどの防災機関が行う応急対策・活動

7 要配慮者利用施設一覧

(1) 児童福祉施設・幼稚園

名称	所在地	電話	備考
認定こども園 みどりのかぜ（旧笠懸第1保育園）	笠懸町阿左美3740	76-2012	
笠懸いずみ保育園	笠懸町阿左美805-2	76-5511	
たけのこ保育園	笠懸町西鹿田21-1	76-2697	
けやき保育園	笠懸町鹿4643-1	76-2054	
赤城保育園	大間々町桐原775-1	72-2061	
二葉保育園	大間々町大間々2261-3	72-1182	
大間々保育園	大間々町大間々792-2	72-1448	
東保育園	大間々町大間々471-1	73-4188	
ちえのみ保育園	東町花輪215	97-3377	
認定こども園 みどりのもり	笠懸町鹿2532-10	76-6508	
認定こども園 笠懸いずみ第二こども園	笠懸町久宮299-1	46-7581	
阿左美幼稚園	笠懸町阿左美967-2	76-7320	
大間々南幼稚園	大間々町大間々895	73-0067	

(2) 老人福祉施設

名称	所在地	電話	備考
サニーヒル	大間々町桐原1476-1	72-1811	特別養護老人ホーム
かさかけの里	笠懸町鹿3033-1	40-5167	特別養護老人ホーム
ながめの郷	大間々町桐原1511-1	32-5069	特別養護老人ホーム
プロヴァンス笠懸	笠懸町阿左美500-3	76-8800	特別養護老人ホーム
いずみ	笠懸町久宮300	76-2123	特別養護老人ホーム
サンホープ笠懸	笠懸町鹿2646-1	76-1100	介護老人福祉施設
プランタンおおま	大間々町桐原1570-498	72-0202	介護老人福祉施設
スマイリングホーム メディス笠懸	笠懸町鹿4385-3	76-0021	有料老人ホーム
カレッタ笠懸	笠懸町鹿3133-7	30-8786	有料老人ホーム
ぐるめ	笠懸町鹿17-1	47-7766	有料老人ホーム
あざみん家	笠懸町阿左美1097-1	30-5585	有料老人ホーム
あざみん家Ⅱ	笠懸町阿左美1095-8	30-5585	有料老人ホーム

名称	所在地	電話	備考
オアシス	笠懸町阿左美3375-7	76-5510	有料老人ホーム
メゾン・ド・グリーン	笠懸町西鹿田279-6	40-5517	有料老人ホーム
eーらいふほーむ 緑	笠懸町西鹿田65	47-6100	有料老人ホーム
朝日ハーモニークラブ	大間々町大間々563-1	73-0713	有料老人ホーム
リストピア（くすの木）	大間々町大間々427-1	46-7337	有料老人ホーム
ナーシングヴィラT0H0花時計	笠懸町久宮124-1	76-6311	有料老人ホーム
アリスハート	大間々町大間々699-1	47-7011	有料老人ホーム
サンホープ ケアヴィレッジ・フルール	笠懸町阿左美499-1	30-8122	グループホーム
トーホー	笠懸町阿左美3279-3	76-0461	グループホーム
クララ笠懸	笠懸町西鹿田635-4	47-6891	グループホーム
桐の家	大間々町桐原634	72-0218	グループホーム
ヴェルデ	東町神戸95-2	47-6951	グループホーム
ゆいまーる	大間々町大間々464-2	70-1611	小規模多機能型居宅介護
かたくり	笠懸町鹿3033-1	40-5167	ケアハウス
高津戸荘	大間々町高津戸998	73-2003	養護老人ホーム
高齢者福祉センター まごころ	東町花輪114-3	97-2828	生活支援施設
クレイン東邦	笠懸町阿左美3276-5	46-9800	サービス付き高齢者向け住宅
人生の奥座敷 孫の手	笠懸町久宮164-1	46-8071	サービス付き高齢者向け住宅
サンデ笠懸	笠懸町鹿3215-2	47-7800	サービス付き高齢者向け住宅
サンホープケアヴィレッジ・ソレイユ	笠懸町阿左美500-1	70-7200	短期入所生活介護
デイサロン心音	大間々町桐原970-2	46-7324	通所介護・介護予防通所

(3) 障害者福祉施設

名称	所在地	電話	備考
希望の家療育病院	大間々町大間々22-4	73-2605	医療型障害児入所施設
おひさま	大間々町大間々22-4	73-2605	児童発達支援センター 放課後等デイサービス事業所
パステル	笠懸町鹿3592-3	47-7177	放課後等デイサービス事業所
999(スリーナイン)	笠懸町鹿4265-4	32-6699	放課後等デイサービス事業所
メロディーおおま	大間々町大間々561-3	46-6606	放課後等デイサービス事業所
陽だまり	笠懸町鹿256-1	76-2336	放課後等デイサービス事業所
障害者デイサービスおおぞら	大間々町大間々24-14	73-2790	障害福祉サービス事業所
障害者デイサービスオペラ	笠懸町鹿614-2	47-6300	障害福祉サービス事業所

名称	所在地	電話	備考
はーとふるチハヤ	笠懸町鹿3609	76-2335	障害者支援施設
木工工芸館工房ふじ	大間々町小平284	72-2803	障害福祉サービス事業所
街なか作業所につこにつこ倶楽部	大間々町大間々996-1	46-9933	障害福祉サービス事業所
野菜ハウス☆きらり	笠懸町久宮398-22	46-9191	障害福祉サービス事業所
チアフル	笠懸町鹿3592	47-7177	障害福祉サービス事業所
ワークスペースビート	笠懸町鹿614-6	30-5102	障害福祉サービス事業所
クラシック	笠懸町鹿4529-5	47-7285	障害福祉サービス事業所
はなはな	大間々町桐原1235-1	32-3010	障害福祉サービス事業所
赤城めぐみらいファーム	大間々町大間々484-3	55-8677	障害福祉サービス事業所
関口ホーム	大間々町大間々1970 5,6号	73-7588	グループホーム
にわやまホーム	大間々町大間々1196-3	73-7589	グループホーム
真栄ホーム	大間々町大間々1745-9	72-2671	グループホーム
わたぼうしホーム	笠懸町鹿3610-3	76-2335	グループホーム
樺の家	大間々町小平268-1	72-2182	グループホーム
エコー	笠懸町鹿490-7	77-0082	障害福祉サービス事業所
グループホーム大地	笠懸町鹿491-1	76-8711	グループホーム
地域活動支援センターつばさ	笠懸町阿左美1567-2	76-4800	地域活動支援センター
地域活動支援センターおおま	大間々町桐原1150-3	72-0234	地域活動支援センター
地域活動支援センターわたらせ	東町花輪205-2	76-0984	地域活動支援センター

(4) 医療提供施設

名称	所在地	電話	備考(診療科目)
桐生厚生総合病院	桐生市織姫町6-3	44-7171	内、循内、神内、児、外、血管外、呼外、整、脳外、皮、泌、産婦、眼、耳鼻、麻、放、歯科外
会田医院	大間々町大間々1063	72-1182	内、整、皮、肛
アイダ痛みのクリニック	大間々町大間々382-6	30-7077	内、麻
青木眼科	大間々町大間々29-1	72-7070	眼
稲葉医院	大間々町大間々1572-2	72-1655	内
岩宿クリニック	笠懸町阿左美1506-3	46-7200	産婦

名称	所在地	電話	備考(診療科目)
小保方医院	大間々町大間々964	73-2790	内、児、皮
関内科医院	大間々町大間々1838-8	73-2022	内、形外、皮
きたむらクリニック	大間々町大間々687-1	30-7577	内、児、泌
希望の家療育病院	大間々町大間々22	73-2605	内、児、整、耳鼻、神内、歯、リハ、リウ、アレ
くりた医院	笠懸町阿左美1321-7	70-7800	内、心内、泌
恵愛堂病院	大間々町大間々504-6	73-2211	外、内、呼、児、消、整、
木の実クリニック	大間々町大間々2319-3	46-6373	内、外、婦、皮
斉藤医院	大間々町大間々676	72-1730	内、児、神内
さいとう内科クリニック	笠懸町久宮164-12	47-7770	内、循内、糖内
さくら耳鼻咽喉科	笠懸町鹿2566-12	76-1133	耳鼻
志鳥クリニック	笠懸町鹿4650	76-9998	内、児
須永医院	大間々町大間々922	73-5811	内、呼、児、アレ
寺田内科小児科医院	笠懸町阿左美1896-5	77-1100	内、児、循
東邦病院	笠懸町阿左美1155	76-6311	外、内、呼、循内、省内、整皮、眼、神内、糖内、乳外、脳外、腎内、内分泌、心臓血管、放、麻、リウ、リハ、歯口外
萩原医院	大間々町大間々1534	72-1025	内、児
花輪診療所	東町花輪212-3	97-2009	内、外
松井内科医院	笠懸町鹿3322-1	70-7610	内、呼、循、消、児
クリニック樹	笠懸町阿左美1449-5	30-8808	内、呼、児、泌、消、皮、胃
みどり市国保診療所	笠懸町鹿250	76-2135	内、循
みどり病院	笠懸町鹿2646-2	76-1110	内、循、胃、リハ
みらいこどもクリニック	笠懸町阿左美658-2	47-8200	児、アレ
森の診療所	笠懸町久宮124-1	47-8118	内
かぶらぎ内科クリニック	笠懸町鹿2439-15	70-7575	
かさかけ整形外科クリニック	笠懸町鹿4712-10	46-9746	
かねこ耳鼻咽喉科クリニック	笠懸町阿左美1311-1	46-8723	
あずま歯科クリニック	東町花輪230-2	97-2575	
天田デンタルクリニック	笠懸町阿左美1934-1	77-1184	
大島デンタルクリニック	笠懸町鹿4632-12	76-1876	
笠間歯科医院	大間々町大間々974	72-1242	
かとう歯科	大間々町大間々556-1	46-6480	

名称	所在地	電話	備考(診療科目)
グリーン歯科・矯正歯科クリニック	笠懸町阿左美1698-6	46-6070	
香村デンタルクリニック	大間々町大間々40	70-1282	
古室歯科クリニック	笠懸町阿左美1528	30-5757	
なのはな歯科・口腔クリニック	笠懸町鹿3926-1	32-4182	
小森谷歯科医院	笠懸町阿左美880-5	77-1180	
ささい歯科医院	大間々町大間々889	30-7217	
しもやま歯科医院	笠懸町鹿4237-8	76-1182	
すが歯科医院	大間々町大間々1381	72-1491	
須永歯科医院	大間々町大間々1060	73-3232	
はしづめ歯科医院	笠懸町阿左美1316-4	30-8469	
引田歯科医院	笠懸町鹿331-2	76-5116	
ほしの歯科医院	大間々町大間々2407-4	73-6474	
松本歯科医院	笠懸町久宮165-2	30-8211	
粂山歯科医院	笠懸町鹿59-2	76-8266	
わかつき歯科	大間々町大間々442-41	72-1183	

(5) 学校

名称	所在地	電話	備考
笠懸小学校	笠懸町鹿346	76-2100	
笠懸東小学校	笠懸町阿左美1010	76-6167	
笠懸北小学校	笠懸町阿左美3730	76-6833	
笠懸西小学校	笠懸町鹿3060-1	77-1655	
大間々北小学校	大間々町桐原653	72-1771	
大間々南小学校	大間々町大間々884	72-1274	
大間々東小学校	大間々町大間々456-1	73-1733	
笠懸中学校	笠懸町鹿362	76-2011	
笠懸南中学校	笠懸町阿左美829	76-6211	
大間々中学校	大間々町桐原217	73-1049	
大間々東中学校	大間々町大間々1829-1	73-0516	
あずま小中学校	東町神戸10	97-3800	
大間々高等学校	大間々町桐原193-1	73-1611	
渡良瀬特別支援学校	笠懸町鹿2812	76-7321	

(6) その他

名称	所在地	電話	備考
笠懸小学校学童クラブ	笠懸町鹿4636	76-6046	
第1笠懸東学童クラブ	笠懸町阿左美1010	76-9977	笠懸東小学校内
第2笠懸東学童クラブ	笠懸町阿左美804-16	76-9954	
笠懸北小学童クラブ	笠懸町阿左美3730	76-8839	笠懸北小学校内
笠懸西小学童クラブ	笠懸町鹿3060-1	47-7371	笠懸西小学校内
こじか学童クラブ	笠懸町鹿256-1	76-2336	
大間々北学童保育所	大間々町桐原653	73-7399	大間々北小学校内
大間々南学童保育所	大間々町大間々884	73-7331	大間々南小学校内
大間々東学童保育所	大間々町大間々456-1	73-7555	大間々東小学校内
ちえのみ学童保育所	東町花輪2215	97-3377	ちえのみ保育園内

8 応急仮設住宅建設予定地

名称	所在地	面積 (東西)×(南北)	所有者	備考
笠懸中学校	笠懸町鹿362	15,701m ² 173×90	みどり市	80戸 A B 20
笠懸南中学校	笠懸町阿左美829	15,400m ² 135×100	みどり市	80戸 A B 20
笠懸グラウンド	笠懸町阿左美1717-1	19,160m ² 103×157	みどり市	90戸 A 9 B 18
西鹿田グラウンド	笠懸町西鹿田1383-1	17,973m ² 130×120	みどり市	70戸 A 9 B 13
大間々グラウンド	大間々町大間々1958	20,000m ² 104×192	みどり市	120戸 A 12 B 24
桐原グラウンド	大間々町桐原370	9,987m ² 107×92	みどり市	56戸 A 28 B
東運動公園 (グラウンド)	東町座間399	10,031m ² 107×94	みどり市	44戸 A 10 B 6
合計				540戸 A 68 B 101

A棟は、2戸タイプ

B棟は、4戸タイプ

9 災害時避難施設に関する基本協定

みどり市（以下「甲」という。）と関東開発株式会社（以下「乙」という。）とは、避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告又は避難指示が発令された場合（以下「避難勧告発令等」という。）における市民の安全を確保するため、次のとおり基本協定を定めるものとする。

（目 的）

第1条 この協定は、避難勧告発令等において、乙の管理する桐生競艇場を避難施設として使用することの基本事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、避難勧告発令等において、避難収容活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し施設利用の協力を要請することができる。

2 乙は、要請があった時は甲に対し速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第3条 避難所として使用した場合に要した費用は、甲が負担する。

（損害補償）

第4条 災害対策基本法に基づき、甲から従事命令が発せられ、第2条の規定により避難収容活動に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、これを補償するものとする。なお、従事命令が発せられない場合にあっては、甲乙協議の上解決するものとする。

（雑 則）

第5条 この協定に定めない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成19年3月11日から適用する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

平成19年3月11日

甲 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石 原 条

乙 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号
関東開発株式会社
代表取締役社長 津 田 豊 彰

10 災害時における協力体制に関する基本協定

みどり市（以下「甲」という。）と桐生大学（以下「乙」という。）とは、みどり市における地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、次のとおり基本協定を締結するものとする。

（目 的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、市民、在勤者等（以下「市民等」という。）の安全確保や生活復興等の災害対策を迅速に推進するため甲及び乙の協力体制について整備することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1)避難所として大学施設の提供
- (2)応急救護所としての大学施設の提供及び応急処置の実施
- (3)応急医療品及び備蓄物資の提供
- (4)甲から指定された被災場所及び避難所への職員及び学生ボランティアの派遣
- (5)その他協議による必要事項

（協力要請）

第3条 甲は、乙に前条の規定により協力を要請する場合は、甲乙双方の担当者を通じて行うものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定により協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（施設提供期間）

第5条 第2条第1項の規定による大学施設の提供期間は、原則として災害発生直後の1週間程度とし、市民等が帰宅し、みどり市が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による協力を要した経費は、原則として甲が負担するものとする。

（有効期間）

第7条 この基本協定の有効期間は、締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙双方からの変更又は廃止について申し立てがない場合は、1年間更新するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

平成22年7月16日

甲 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市
みどり市長 石 原 条

乙 群馬県みどり市笠懸町阿左美606番7
桐生大学

学校法人桐丘学園理事長 関崎 悦子

7-2 物資供給関係

1-1 市内備蓄品一覧

令和7年10月1日現在

【笠懸地区】

保管場所	備蓄品名称	数量	容量
笠懸小(北側日赤倉庫)	アルファ米(わかめ)	250 食	100g
	アルファ米(五目)	500 食	100g
	保存水	960 本	500ml
笠懸北小(体育館5番倉庫)	アルファ米(わかめ)	1,000 食	100g
	保存水	960 本	500ml
	クラッカー	140 人分	26枚
笠懸東小(南側日赤倉庫)	アルファ米(わかめ)	1,000 食	100g
	保存水	960 本	500ml
笠懸西小学校(体育館防災倉庫)	アルファ米(五目)	950 食	100g
	保存水	1,056 本	500ml
笠懸中(体育館ステージ横器具庫)	アルファ米(五目)	1,000 食	100g
	保存水	960 本	500ml
笠懸南中(体育館女子更衣室) ※女子トイレ右隣	アルファ米(わかめ)	1,000 食	100g
	保存水	960 本	500ml
市民体育館(東側外倉庫)	アルファ米(わかめ)	1,000 食	100g
	アルファ米(五目)	500 食	100g
	アルファ米(五目)	500 食	100g
	保存水	1,272 本	500ml
	備蓄用保存ようかん	230 本	60g程度
	簡易トイレ	90 個	5個
	簡易トイレ	80 個	5個
	簡易トイレ用便袋	400 枚	200枚
	簡易トイレ用便袋	400 枚	200枚
	簡易トイレ用便袋	400 枚	200枚
	トイレトペーパー	960 個	12個
	トイレトペーパー	960 個	12個
	トイレトペーパー	960 個	12個
	ラップボン・トレッカー	1 個	1個

	専用消耗品セットBタイプ	1 個	1個
	専用消耗品セットBタイプ	5 個	5個
	ラップボン・トレッカー付属品	1 個	1個
	毛布	328 枚	10枚
	クラッカー	840 人分	26枚
	液体ミルク	96 缶	240ml
	粉ミルク	14 缶	800g
	避難所用シート	60 枚	10枚
	マスク	600 枚	50枚
	ハンディ型サーマルカメラ	1 台	1台
	手指消毒用アルコールジェル	0 本	1L
	レインコート	42 個	1個
	ビニール手袋L	10 箱	100枚
	ビニール手袋M	10 箱	100枚
	ペーパータオル	14 パック	200枚
	ポンプ式ハンドソープ	20 本	250ml
	ペダル式ゴミ箱	2 個	45L
	手指消毒液(アルコール)	5 本	300ml
	非接触型温度計	2 台	
	フェイスシールド	50 枚	10枚
	ぞうきん	100 枚	10枚
	クリップ付きえんぴつ	250 本	50
	ゴミ袋(靴入れ用)	1,500 枚	300枚
	弾性ストッキング S	10 足	1足
	弾性ストッキング M	15 足	1足
	弾性ストッキング L	5 足	1足
	非常用生理用品	300 枚	(15枚×2)×10パック
	ラップポイントイレ	1 セット	
	パワー・ムーバー	1 台	1台
	フラワーライト	1 セット	
市民体育館(北側日赤倉庫)	避難所用間仕切り	12 張	1張
	段ボールベッド	6 個	1個
	防災ルーム180	1 張	1張
	パイプテント	1 張	2間×3間
	エアーベッド(ダブル)	10 個	

	電動エアーコンプレッサー	1 個	
	非常用おむつ（子供用）S	164 枚	82枚×2パック
	非常用おむつ（子供用）M	128 枚	64枚×2パック
	非常用おむつ（大人用）M	88 枚	22枚×4パック
	非常用おむつ（大人用）L	80 枚	20枚×4パック
笠懸庁舎（北倉庫）	アルファ米（わかめ）	250 食	100g
	保存水	264 本	500ml
	毛布	70 枚	10枚
	段ボールベッド	12 個	1個
笠懸庁舎（防災危機管理課）	マスク	2,400 枚	50枚
	マスク	6,000 枚	50枚
	マスク	1,100 枚	50枚
	マスク	3,200 枚	50枚
	フェイスシールド	50 枚	10枚
	非接触型温度計	2 台	
	手指消毒用アルコールジェル	28 本	1L
桐生ボートレース場（北ウィング3階）	段ボールベッド	150 個	1個
	避難所用間仕切り	70 張	1張
	防災ルーム180	6 張	1張
各行政区	非接触型温度計	32 台	

【大間々地区】

大間々庁舎（地下機械室）	アルファ米（五目）	250 食	100g
	保存水	360 本	500ml
	毛布	7 枚	7枚
	毛布	40 枚	10枚
	クラッカー	210 人分	26枚
	簡易トイレ用便袋	600 個	200枚
	トイレトペーパー（シングル）	864 個	12個
	段ボールベッド	8 個	1個
大間々東中（体育館剣道場更衣室）	アルファ米（わかめ）	250 食	100g
	アルファ米（五目）	350 食	100g
	保存水	120 本	500ml
	保存水	48 本	500ml
	備蓄用保存ようかん	100 本	60g程度
	簡易トイレ	5 個	5個

簡易トイレ用便袋	600 枚	200枚
トイレットペーパー	576 個	12個
トイレットペーパー	792 個	12個
ラップボン・トレッカー	1 個	1個
専用消耗品セットBタイプ	1 個	1個
専用消耗品セットBタイプ	5 個	5個
ラップボン・トレッカー付属品	1 個	1個
毛布	80 枚	10枚
クラッカー	280 人分	26枚
粉ミルク	8 缶	800g
液体ミルク	48 缶	240ml
避難所用シート	70 枚	10枚
避難所用間仕切り	10 張	1張
使い捨て哺乳瓶	230 個	230個
段ボールベッド	12 個	1個
マスク	350 枚	50枚
ハンディ型サーマルカメラ	1 台	1台
手指消毒用アルコールジェル	16 本	1L
レインコート	42 個	1個
ビニール手袋L	10 箱	100枚
ビニール手袋M	10 箱	100枚
ペーパータオル	14 パック	200枚
ポンプ式ハンドソープ	20 本	250ml
ペダル式ゴミ箱	2 個	45L
手指消毒液(アルコール)	5 本	300ml
非接触型温度計	2 台	
フェイスシールド	50 枚	10枚
防災ルーム180	1 張	1張
パイプテント	1 張	2間×3間
エアベッド(ダブル)	10 個	
電動エアーコンプレッサー	1 個	
ぞうきん	100 枚	10枚
クリップ付きえんぴつ	250 本	50
ゴミ袋(靴入れ用)	1,500 枚	300枚
弾性ストッキング S	10 足	1足

	弾性ストッキング M	15 足	1足
	弾性ストッキング L	5 足	1足
	非常用生理用品	300 枚	(15枚×2)×10パック
	非常用おむつ（子供用）S	164 枚	82枚×2パック
	非常用おむつ（子供用）M	128 枚	64枚×2パック
	非常用おむつ（大人用）M	88 枚	22枚×4パック
	非常用おむつ（大人用）L	80 枚	20枚×4パック
	ラップポントイレ	1 セット	
	パワー・ムーバー	1 台	1台
	フラワーライト	1 セット	
大間々東中（体育館北西日赤倉庫	避難所用間仕切り	30 張	1張
	防災ルーム180	1 張	1張
	エアベット	100 個	1個
旧神梅小非常用物資備蓄庫(体育館裏)	アルファ米（わかめ）	500 食	100g
	アルファ米（五目）	250 食	100g
	アルファ米（五目）	1,250 食	100g
	保存水	240 本	500ml
	毛布	100 枚	10枚
	毛布	100 枚	10枚
	毛布	10 枚	10枚
	クラッカー	140 人分	26枚
多世代交流館非常用物資備蓄庫(駐車場1)	アルファ米（わかめ）	500 食	100g
	アルファ米（五目）	250 食	100g
	アルファ米（五目）	250 食	100g
	保存水	240 本	500ml
	保存水	120 本	500ml
	毛布	150 枚	10枚
	毛布	150 枚	10枚
	毛布	170 枚	10枚
	クラッカー	140 人分	26枚
	避難所用シート	50 枚	10枚
	手指消毒液（アルコール）	5 本	300ml
旧福岡中央小 非常用物資備蓄庫(体育館裏)	アルファ米（わかめ）	500 食	100g
	アルファ米（五目）	500 食	100g
	保存水	144 本	500ml

	簡易トイレ	5 個	5個
	簡易トイレ用便袋	200 枚	200枚
	毛布	180 枚	10枚
	毛布	170 枚	10枚
	毛布	170 枚	10枚
	クラッカー	140 人分	26枚
大間々第14区子供広場 非常用物資備蓄庫	アルファ米（わかめ）	500 食	100g
	アルファ米（五目）	250 食	100g
	アルファ米（五目）	250 食	100g
	保存水	240 本	500ml
	毛布	100 枚	10枚
	毛布	100 枚	10枚
	毛布	170 枚	10枚
	クラッカー	140 人分	26枚

【東地区】

東支所2階	アルファ米（わかめ）	950 食	100g
	保存水	717 本	500ml
	保存水	240 本	500ml
	備蓄用保存ようかん	100 本	60g程度
	簡易トイレ	20 個	5個
	簡易トイレ用便袋	400 枚	200枚
	毛布	10 枚	10枚
	クラッカー	210 人分	26枚
	クラッカー	280 人分	13枚
	液体ミルク	24 缶	240ml
	粉ミルク	2 缶	800g
	避難所用シート	30 枚	10枚
	避難所用シート		10枚
	使い捨て哺乳瓶	230 個	230個
	段ボールベッド	20 個	1個
	弾性ストッキング S	10 足	1足
	弾性ストッキング M	15 足	1足
	弾性ストッキング L	5 足	1足
	非常用生理用品	300 枚	(15枚×2)×10パック
	非常用おむつ（子供用）S	164 枚	82枚×2パック

	非常用おむつ（子供用）M	128 枚	64枚×2パック
	非常用おむつ（大人用）M	88 枚	22枚×4パック
	非常用おむつ（大人用）L	80 枚	20枚×4パック
あずま小中学校（体育館裏日赤倉庫）	アルファ米（五目）	500 食	100g
	保存水	240 本	500ml
	簡易トイレ用便袋	400 枚	200枚
	簡易トイレ用便袋	200 枚	200枚
	ラップボン・トレッカー	1 個	1個
	専用消耗品セットBタイプ	1 個	1個
	専用消耗品セットBタイプ	5 個	5個
	ラップボン・トレッカー付属品	1 個	1個
	毛布	29 枚	10枚
	クラッカー	140 人分	26枚
	避難所用シート	10 枚	10枚
	避難所用間仕切り	8 張	1張
	マスク	150 枚	50枚
	ハンディ型サーマルカメラ	1 台	1台
	トイレットペーパー	96 個	12個
	手指消毒用アルコールジェル	9 本	1L
	レインコート	42 個	1個
	ビニール手袋L	10 箱	100枚
	ビニール手袋M	10 箱	100枚
	ペーパータオル	14 パック	200枚
	ポンプ式ハンドソープ	19 本	250ml
	ペダル式ゴミ箱	2 個	45L
	手指消毒液（アルコール）	5 本	300ml
	非接触型温度計	2 台	
	フェイスシールド	50 枚	10枚
	防災ルーム180	1 張	1張
	パイプテント	1 張	2間×3間
	エアベッド(ダブル)	10 個	
	電動エアーコンプレッサー	1 個	
	ぞうきん	100 枚	10枚
	クリップ付きえんぴつ	250 本	50
	ゴミ袋（靴入れ用）	1,500 枚	300枚

	ラップポントイレ	1 セット	
	パワー・ムーバー	1 台	1台
	フラワーライト	1 セット	

1-2 避難用機器

機器名	設置場所	数量	能力	備考
水蔵	笠懸小学校	2基	1基500ℓ	緊急用直結式 飲料水貯水装置
	笠懸東小学校	2基	1基500ℓ	
	大間々北小学校	2基	1基500ℓ	
	大間々中学校	2基	1基500ℓ	
	大間々東中学校	2基	1基500ℓ	
	あずま小中学校	2基	1基500ℓ	
	旧福岡西小学校	2基	1基500ℓ	
	市民体育館	2基	1基500ℓ	
	東運動公園	2基	1基500ℓ	
	計	18基		
浄水機	笠懸小学校	1台	2.0m ³ /h	
	笠懸北小学校	1台	2.0m ³ /h	
	笠懸東小学校	1台	2.0m ³ /h	
	大間々北小学校	1台	2.0m ³ /h	
	大間々南小学校	1台	2.0m ³ /h	
	大間々東小学校	1台	2.0m ³ /h	
	笠懸南中学校	1台	2.0m ³ /h	
	大間々中学校	1台	2.0m ³ /h	
	あずま小中学校	1台	2.0m ³ /h	
	旧福岡中央小学校	1台	2.0m ³ /h	
	東支所	1台	2.0m ³ /h	
	本部詰所（大間々）	1台	0.5m ³ /h	
		1台	0.5m ³ /h	
		2台	0.5m ³ /h	
		2台	0.5m ³ /h	
		2台	0.5m ³ /h	
	計	19台		

2 生活物資関係協定書

協定の名称	締結日	締結相手
(1) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定	H19. 11. 12	笠懸町商工会
(2) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定	H20. 1. 29	大間々町商工会
(3) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定	H20. 2. 6	東町商工会
(4) 災害時における救援物資提供に関する協定書	H20. 10. 1	三国コカ・コーラボトリング株式会社
(5) 災害時における飲料の提供協力に関する協定書	H21. 6. 1	株式会社ジャパンビバレッジ
(6) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	H21. 11. 2	生活協同組合コープぐんま
(7) 災害時における生活物資の供給協力に関する協定	H24. 9. 28	株式会社カインズ
(8) 災害時における物資供給に関する協定	H31. 3. 1	株式会社小林ダンボール

2－（１）災害時における応急生活物資供給等に関する協定

みどり市（以下「甲」という。）及び笠懸町商工会（以下「乙」という。）は、地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が行う被災者に対する救援活動等を支援するため、乙が応急生活物資の調達及び安定供給、物価等の生活情報の収集・提供活動、輸送業務等を積極的に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（災害時の協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲がみどり市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（応急生活物資の確保）

第3条 災害時に必要な応急生活物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて乙に加盟する会員（以下「会員店舗」という。）に対して必要な指導を行うものとする。

（費 用）

第4条 第3条の規定により、会員店舗が供給した生活物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（情報の収集・提供）

第5条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものと

する。

(ボランティア活動への支援)

第6条 乙は、災害時に会員店舗員が行うボランティア活動を支援するため、甲の「みどり市地域防災計画」に定める、ボランティア活動の育成・支援の内容に沿って協力するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第7条 乙は、みどり市以外の問屋等との間での連携を強化し、支援協定の締結等広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(連絡会議の設置)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

2 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、連絡会議において協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年11月12日

甲 みどり市笠懸町鹿2952
みどり市長 石 原 条

乙 みどり市笠懸町鹿3033-1
笠懸町商工会
会 長 青 山 正 敏

2- (2) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定

みどり市（以下「甲」という。）及び大間々町商工会（以下「乙」という。）は、地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時において甲が行う被災者に対する救援活動等を支援するため、乙 が応急生活物資の調達及び安定供給、物価等の生活情報の収集・提供活動、輸送業務等を積極的に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(災害時の協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲がみどり市災害対策本部を設置し、乙 に対して要請を行った時をもって発動する。

(応急生活物資の確保)

第3条 災害時に必要な応急生活物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて乙に加盟する会員（以下「会員店舗」という。）に対して必要な指導を行うものとする。

(費 用)

第4条 第3条の規定により、会員店舗が供給した生活物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

第5条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

(ボランティア活動への支援)

第6条 乙は、災害時に会員店舗員が行うボランティア活動を支援するため、甲の「みどり市地域防災計画」に定める、ボランティア活動の育成・支援の内容に沿って協力するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第7条 乙は、みどり市以外の問屋等との間での連携を強化し、支援協定の締結等広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(連絡会議の設置)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

2 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、連絡会議において協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年 1月29日

甲 みどり市笠懸町鹿2952
みどり市長 石 原 条

乙 みどり市大間々町大間々1549
大間々町商工会
会 長 須 藤 健 久

2－(3) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定

みどり市（以下「甲」という。）及び東町商工会（以下「乙」という。）は、地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時において甲が行う被災者に対する救援活動等を支援するため、乙が応急生活物資の調達及び安定供給、物価等の生活情報の収集・提供活動、輸送業務等を積極的に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(災害時の協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲がみどり市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(応急生活物資の確保)

第3条 災害時に必要な応急生活物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて乙に加盟する会員（以下「会員店舗」という。）に対して必要な指導を行うものとする。

(費 用)

第4条 第3条の規定により、会員店舗が供給した生活物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

第5条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

(ボランティア活動への支援)

第6条 乙は、災害時に会員店舗員が行うボランティア活動を支援するため、甲の「みどり市地域防災計画」に定める、ボランティア活動の育成・支援の内容に沿って協力するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第7条 乙は、みどり市以外の問屋等との間での連携を強化し、支援協定の締結等広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(連絡会議の設置)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

2 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、連絡会議において協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年2月6日

甲 みどり市笠懸町鹿2952
みどり市長 石 原 条

乙 みどり市東町花輪103-1
東町商工会
会 長 森 田 米 造

2- (4) 災害時における救援物資提供に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、第2条に定める災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 甲の行政区域内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置されたときには、甲は乙に対し物資の提供を要請できるものとする。

2 乙は、要請された被災地に設置されている地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

- 3 乙は、第1項に定める甲の要請に対し、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。
ただし、道路不通及び停電等の事由により供給に支障が生じた場合は、甲と協議の上対策を講じるものとする。
- 4 乙は、第1項の要請があった時は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。
- 5 第4項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成20年10月1日

群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
甲 みどり市長 石 原 条

埼玉県桶川市大字加納180番地
乙 三国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 平 野 博 史

2-(5) 災害時における飲料の提供協力に関する協定書

みどり市(以下「甲」という)と株式会社ジャパンビバレッジ(以下「乙」という)とは、みどり市において震度5以上の地震、風水害その他により大規模災害が発生した場合(以下「災害時」という)における飲料の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条(協力の要請)

甲は、災害時において飲料の提供が必要となるときは、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が設置した災害対応自動販売機内の飲料の無償提供
- (2) 甲が指定した物流拠点における飲料の提供

第2条(申請手続き)

甲は、飲料の提供を受けようとするときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明示の上、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請する理由
- (2) 要請する飲料の品目、及び数量
- (3) 要請する期間
- (4) 提供を要請する場所
- (5) その他必要な事項

第3条（協力の実施）

乙は、甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

第4条（報告）

乙は、協力を実施したときは、甲に対し、次の各号に掲げる事項を電話等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 提供した飲料の品目、及び数量
- (2) 提供した期間
- (3) 提供した場所
- (4) その他必要な事項

第5条（費用の請求及び価格の決定）

乙は、第4条に規定する文書を提出後、甲の承諾を得て協力に要した費用を請求するものとする。

- 2 乙が提供した飲料の価格は、災害時直前における適正価格を基準とし、甲、乙協議の上で決定するものとする。

第6条（支援体制の整備）

乙は、災害時における円滑な対応を図るため、社内、及びグループ各社と広域応援体制ならびに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

第7条（連絡責任者）

本協定における連絡責任者は、甲においてはみどり市総務課、乙においては株式会社ジャパンビバレッジ伊勢崎支店とする。

第8条（資料交換）

甲、及び乙は、本協定が円滑に運営されるよう資料の交換をおこなうものとする。

第9条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、平成21年6月1日から平成22年5月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日から1ヶ月前までに甲、乙いずれからも更新に異議がない場合は、本協定は従来と同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第10条（疑義等の決定）

本協定に定めのない事項、または本協定の条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙互いに誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上それぞれ1通を保有する。

2009年6月1日

甲 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石 原 条

乙 埼玉県桶川市大字加納180番地

2－（６）災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープぐんま（以下「乙」という。）は、災害時における市民生活の安定を図るため、応急生活物資供給等に関し協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、みどり市内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが相互に協力して、被災した市民等に対して行う応急生活物資の供給、輸送、ボランティア活動等に関する協力事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲がみどり市災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、乙に対し商品の供給、輸送について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 災害時に必要な応急生活物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて必要な措置をとるものとする。

（費用）

第5条 前条の規定により、乙が供給した生活物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する生活物資の対価については、災害時直前に組合員に供給していた物資の価格を参考にし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（引渡し）

第6条 応急生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、指定場所への輸送は乙が責任をもって行うものとする。甲は、当該取引場所に職員を派遣し、物資の数量等を確認のうえ引取るものとする。

（情報の収集・提供）

第7条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

（実施に関し必要な事項等の決定）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（発効）

第9条 この協定は、平成21年11月2日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上各1通を保有する。

平成21年11月2日

群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
甲 みどり市
みどり市長 石 原 条

群馬県桐生市相生町一丁目111番地
乙 生活協同組合コープぐんま
代表理事 理事長 中 嶋 源 治

2－（7）災害時における生活物資の供給協力に関する協定

みどり市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（1）日用品等の生活必需品

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年9月28日

甲 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市
みどり市長 石 原 条

乙 群馬県高崎市高関町380番地
株式会社カインズ
代表取締役社長 土 屋 裕 雅

2－(8) 災害時における物資供給に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と株式会社小林ダンボール（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、みどり市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て、物資の供給を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート、段ボールケース及び段ボール間仕切り等）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他乙の取扱商品

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(費用の支払)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙からの請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成31年3月1日

甲 みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 須藤 昭男

乙 桐生市境野町七丁目1753番地1
株式会社小林ダンボール
代表取締役社長 西川 雅貴

7-3 輸送・交通関係

1 県における緊急輸送道路指定路線一覧表（市関係抜粋）

道路種別	路線名	道路管理者	備考(区分・路線番号)
一般国道(指定区間)	一般国道50号	国土交通省	第1次(50)
一般国道(指定区間外)	一般国道122号	群馬県	第1次(122)
主要地方道	桐生伊勢崎線	群馬県	第1次(68)
	大間々世良田線	群馬県	第1次(69)
市町村道	みどり市道2級4号線	みどり市	第1次(-)
主要地方道	前橋大間々桐生線	群馬県	第2次(3)
	桐生伊勢崎線	群馬県	第2次(68)
	伊勢崎大間々線	群馬県	第2次(73)
	太田大間々線	群馬県	第2次(78)
市町村道	みどり市道2級15号線	群馬県	第2次(-)
	みどり市道2級32号線	みどり市	第2次(-)
	みどり市道大間々3447号線	みどり市	第2次(-)
	みどり市道大間々4082号線	みどり市	第2次(-)
	みどり市道大間々4399号線	みどり市	第2次(-)
	みどり市道大間々4462号線	みどり市	第2次(-)
	みどり市道	みどり市	第2次(-)

2 輸送拠点一覧表

令和6年4月1日現在

輸送拠点の名称	所在地	備考
笠懸野文化ホール	笠懸町阿左美1579-1	ステージ(W18m×D18m×H9.5m)
大間々庁舎	大間々町大間々1511	

3 ヘリポート適地一覧表

名称	所在	電話	東西(m)×南北(m)	備考
笠懸中学校	笠懸町鹿362	76-2011	160×120	校庭
笠懸南中学校	笠懸町阿左美829	76-6211	150×130	校庭
笠懸グラウンド	笠懸町阿左美1717-1	76-4919	103×157	運動場
西鹿田グラウンド	笠懸町西鹿田1378-1	—	130×120	運動場
競艇場駐車場	笠懸町阿左美地内	—	106×68	第1駐車場
大間々東小学校	大間々町大間々456-1	73-1733	160×110	運動場
大間々グラウンド	大間々町大間々1960	73-0777	110×200	運動場
県立大間々高等学校	大間々町大間々193-1	73-1611	150×100	運動場
JA東日本くみあい飼料株式会社	大間々町大間々1661	73-2621	80×40	大間々肥料工場
沢入地区多目的運動場	東町沢入453	—	90×60	運動場

名称	所在	電話	東西(m)×南北(m)	備考
東運動公園	東町座間358	97-3031	54×50	第2テニスコート

(注) ヘリポートの表示は、白色で直径約10mの円を描き、中心部にHと書くとともに発煙、旗、吹き流し等により明示する。

7-4 衛生関係

1 市関係清掃施設一覧表

(1) し尿処理施設

施設名	利用市	施設所在地	規模	管理者	電話
桐生市境野水処理センター	桐生市 (委託)みどり市	桐生市境野町3-1511-1	206k1/日	桐生市長	44-6184
みどり市笠懸し尿貯留場	みどり市	みどり市笠懸町阿左美1577-1	全体容積 200m ³	みどり市長	—
みどり市大間々し尿貯留場	みどり市	みどり市大間々町高津戸1343-8	全体容積 120m ³	みどり市長	—
みどり市東し尿貯留場	みどり市	みどり市東町荻原373-2	全体容積 50m ³	みどり市長	—

(2) ごみ処理施設

施設名	利用市	施設所在地	規模	管理者	電話
桐生市清掃センター	桐生市 (委託)みどり市	桐生市新里町野461	450t/日	桐生市長	74-1010

(3) 粗大ごみ処理施設及び資源化施設

施設名	利用市	施設所在地	規模	管理者	電話
桐生市清掃センター ①粗大ごみ処理施設 ②リサイクルセンター	桐生市 (委託)みどり市	桐生市新里町野461	①80t/5h ②1.6t/5h	桐生市長	74-1010

(4) 最終処理施設

施設名	利用市	施設所在地	規模	管理者	電話
桐生市汚泥最終処分場	桐生市 (委託)みどり市	桐生市相生町3-801-27	埋立地面積 4,529m ² 全体容積 25,678m ³	桐生市長	44-6184
桐生市清掃センター 最終処分埋立地	桐生市 (委託)みどり市	桐生市新里町野461	埋立地面積 46,050m ² 全体容積 280,600m ³	桐生市長	74-1010

7-5 遺体収容関係

1 市内遺体収容施設一覧

1 寺院

名称	所在地	代表者名	電話	収容能力
松源寺	大間々町塩原195	松島 賢道	72-3340	体
禅桂寺	大間々町浅原134	松島 賢道	73-3198	体
善雄寺	東町荻原192	真下 俊信	97-2963	20体
祥禅寺	東町花輪321	寺山 隆志	97-3191	30体
大蒼院	東町小中727	市川 俊英	97-2648	10体
高常寺	東町草木264	坂西 啓哉	95-6341	10体
大澤寺	東町沢入380	明峰 祥暢	95-6224	体

※ 市有施設で収容しきれない場合に、協力依頼するものとする。

7-6 ボランティア関係

1 みどり市災害時救援ボランティア連絡会議要綱

平成18年3月27日

訓令第22号

(設置)

第1条 自己完結を前提として災害時救援ボランティア活動を行う各関係機関等の相互連携を図ることにより、災害時におけるボランティアの受入体制の確立及び円滑な救援ボランティア活動の展開に資することを目的として、みどり市災害時救援ボランティア連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置とする。

(構成)

第2条 連絡会議は、前条の設置目的に賛同する関係機関をもって構成する。

(所掌事項等)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 災害時におけるボランティアの受入体制づくり
- (2) 総合的な調整システムの確立のための連絡調整
- (3) その他連絡会議の目的を達成するために必要な事項

(会議)

第4条 連絡会議は、保健福祉部長が主宰し、毎年開催するほか、構成員の要請により随時開催することができる。

2 会議の座長は、構成員による持ち回りとする。

3 連絡会議は、必要があると認める場合は、構成員以外の者の出席を求め、協議を行うことができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

7-7 文化財関係

1 市内指定文化財等一覧表

令和6年10月31日現在

No	文化財の名称	所在及び場所	所有者(管理者)	種別	
1	岩宿遺跡	笠懸町阿左美1781外	みどり市(みどり市教育委員会)	国指定	史跡
2	西鹿田中島遺跡	笠懸町西鹿田882-1外	みどり市(みどり市教育委員会)	国指定	史跡
3	岡登次郎兵衛景能公の墓	笠懸町阿左美1616(国瑞寺)	国瑞寺(みどり市教育委員会)	県指定	史跡
4	阿左美縄文式文化住居跡	笠懸町阿左美986-9、1053-9	東武鉄道、みどり市(みどり市教育委員会)	県指定	史跡
5	桐原郷蔵及び郷蔵文書	大間々町桐原325-3	九友会	県指定	史跡
6	塔ノ沢の石造釈迦涅槃像	東町沢入塔ノ沢1397	沢入共有林	県指定	史跡
7	木造虚空蔵菩薩坐像	大間々町塩沢203	個人	県指定	重文
8	来迎阿弥陀三尊笠塔婆	笠懸町西鹿田139	みどり市(みどり市教育委員会)	市指定	重文
9	中島の薬師如来	笠懸町西鹿田無番地	第10区5-3隣組	市指定	重文
10	馬見岡の阿弥陀三尊・石仏	笠懸町西鹿田73	個人	市指定	重文
11	山際の重制石幢	笠懸町鹿3258	個人	市指定	重文
12	長円寺の阿弥陀三尊	笠懸町鹿3608-2外	長円寺	市指定	重文
13	岩宿遺跡駐車場地点出土石器一括	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館)	みどり市教育委員会	市指定	重文
14	神社裏遺跡出土深鉢形土器	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館)	みどり市教育委員会	市指定	重文
15	清泉寺裏遺跡出土土器一括	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館)	みどり市教育委員会	市指定	重文
16	清水西丘遺跡出土土器	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館)	みどり市教育委員会	市指定	重文
17	阿左美遺跡出土注口土器	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館)	みどり市教育委員会	市指定	重文
18	天神山古墳群3号出土品	笠懸町阿左美1790-1(岩宿博物館)	みどり市教育委員会	市指定	重文

No	文化財の名称	所在及び場所	所有者(管理者)	種別	
19	獣脚の鋳型	笠懸町阿左美1790-1（岩宿博物館）	みどり市教育委員会	市指定	重文
20	脇差1口（常省子久幸作）付保管箱1	笠懸町阿左美1790-1（岩宿博物館）	笠懸町第10区（みどり市教育委員会）	市指定	重文
21	金山神社の俳額	笠懸町阿左美1790-1（岩宿博物館）	西鹿田金山神社（みどり市教育委員会）	市指定	重文
22	庚申塔及び大日如来像	大間々町浅原1310	個人	市指定	重文
23	穴原薬師堂	大間々町塩原633	穴原薬師堂保存会	市指定	重文
24	円空仏「月光菩薩立像」	大間々町小平602	個人	市指定	重文
25	円空仏「薬師如来坐像」	大間々町塩原195	禅桂寺	市指定	重文
26	旧大間々銀行	大間々町大間々1030	みどり市（大間々博物館）	市指定	重文
27	ながめ余興場	大間々町大間々1635	みどり市（ながめ余興場）	市指定	重文
28	御用銅蔵	東町花輪92	個人	市指定	重文
29	継送り札・賃銭請い契印他古文書七点	東町花輪92	個人	市指定	重文
30	稻荷神社	東町小夜戸	稻荷神社	市指定	重文
31	石造五重塔	東町小夜戸568-1	個人	市指定	重文
32	奪衣婆坐像と石龕	東町草木1085	八沢地区	市指定	重文
33	木造十一面観音菩薩立像	東町草木地内	八沢地区	市指定	重文
34	木造薬師如来坐像	東町沢入944-1 1	向沢入薬師如来坐像保存会	市指定	重文
35	宝篋印塔	東町荻原192	善雄寺	市指定	重文
36	大蒼院欄間彫刻	東町小中727	個人	市指定	重文
37	生品神社本殿	笠懸町阿左美210-1	生品神社	市指定	重文
38	普門寺の地藏菩薩坐像	東町花輪410-1 1	普門寺	市指定	重文
39	岩穴観音の地藏菩薩坐像及び阿弥陀如来像	大間々町小平1975-3	狸原共有	市指定	重文
40	横町太々神楽	笠懸町阿左美横町（秋葉神社）	横町太々神楽保存会	市指定	無民

No	文化財の名称	所在及び場所	所有者(管理者)	種別	
41	大間々祇園祭り	大間々町大間々地内（1丁目～7丁目）		市指定	無民
42	小中獅子舞	東町小中地内（鳥海神社）	小中獅子舞保存会	市指定	無民
43	小夜戸小正月飾り	東町小夜戸地内	小夜戸小正月飾り保存会	市指定	無民
44	岡登用水三俣分水口	笠懸町阿左美1998外	みどり市（みどり市教育委員会）	市指定	史跡
45	天神山古墳群3号墳	笠懸町西鹿田139の一部	みどり市（みどり市教育委員会）	市指定	史跡
46	山田氏及び里見兄弟の墓	大間々町高津戸596-1 1	自音寺	市指定	史跡
47	深沢の角地藏	大間々町上神梅228-3	深沢共有	市指定	史跡
48	岩穴観音	大間々町小平1975-3	狸原共有	市指定	史跡
49	浅原の百観音	大間々町浅原乙637	浅原百観音観音講	市指定	史跡
50	五覧田城址	東町荻原（石尊山山頂）	みどり市他（みどり市教育委員会）	市指定	史跡
51	防空監視哨跡	東町花輪352	個人	市指定	史跡
52	かやの木	笠懸町鹿1156	社福法人チハヤ養護園（みどり市教育委員会）	市指定	天記
53	馬見岡凝灰岩露出地	笠懸町西鹿田129	みどり市教育委員会(みどり市)	市指定	天記
54	カタクリ群生地	笠懸町阿左美1798-1外	みどり市（みどり市教育委員会）	市指定	天記
55	鹿の川沼のエノキ	笠懸町鹿247	みどり市（みどり市教育委員会）	市指定	天記
56	小平の大杉	大間々町小平1460	茂木共有	市指定	天記
57	小平鍾乳洞	大間々町小平459	みどり市（小平の里）	市指定	天記
58	モリアオガエル	東町沢入付近	みどり市教育委員会	市指定	天記
59	小中のムレ杉	東町小中47	個人	市指定	天記

No	文化財の名称	所在及び場所	所有者(管理者)	種別	
				市指定	天記
60	大蒼院のキリシマツツジ	東町小中727	個人	市指定	天記
61	旧花輪小学校校舎・門柱・今泉嘉一郎胸像所	東町花輪191	みどり市（みどり市教育委員会）	国登録	有形
62	旧今泉家住宅主屋・塀・蔵・表門	東町花輪96	みどり市（みどり市観光課）	国登録	有形
63	高草木家住宅主屋・稲荷社	東町花輪92-1	個人	国登録	有形
64	野口家住宅主屋	大間々町大間々1331	個人	国登録	有形
65	相澤忠洋蒐集考古資料	笠懸町阿左美1790-1（岩宿博物館）	みどり市（岩宿博物館）	国登録	有形
66	上神梅駅本屋及びプラットホーム	大間々町上神梅193-2外	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
67	笠松トンネル	東町沢入字峠向	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
68	吉ノ沢架樋	東町沢入	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
69	名越トンネル	東町沢入	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
70	沢入駅上り線プラットホーム及び待合所	東町沢入甲965-2外	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
71	沢入駅下り線プラットホーム及び待合所	東町沢入甲962-1外	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
72	神戸駅本屋及び下り線プラットホーム	東町神戸886-1外	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
73	神戸駅休憩所	東町神戸886-1	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
74	神戸駅上り線プラットホーム	東町神戸886-2外	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
75	神戸駅危険品庫	東町神戸878-2外	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
76	第二神土トンネル	東町神戸	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
77	第一神土トンネル	東町神戸	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
78	小中川橋梁	東町小中及び東町花輪	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
79	唐沢橋梁	東町花輪	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形

No	文化財の名称	所在及び場所	所有者(管理者)	種別	
80	小黒川橋梁	東町荻原及び桐生市黒保根町水沼	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
81	深沢橋梁	大間々町上神梅及び桐生市黒保根町宿廻	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
82	第三神梅トンネル	大間々町下神梅	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
83	第二神梅トンネル	大間々町下神梅	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
84	第一神梅トンネル	大間々町桐原	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
85	手振山架樋	大間々町桐原	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
86	大間々駅本屋及び下り線プラットホーム	大間々町大間々1360-1外	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
87	大間々駅上り線プラットホーム	大間々町大間々1360-1外	わたらせ渓谷鐵道株式会社	国登録	有形
88	岡直三郎商店大間々工場店舗兼主屋	大間々町大間々1013	株式会社岡直三郎商店	国登録	有形
89	岡直三郎商店大間々工場文庫蔵	大間々町大間々1013	株式会社岡直三郎商店	国登録	有形
90	相澤忠洋関係資料	笠懸町阿左美1790-1（岩宿博物館）	みどり市（岩宿博物館）	県登録	有形

8 応急復旧関係

8-1 災害救助基準

令和7年4月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置(災害救助法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施すること可能。(ホテル・旅館の利用額は@10,000円(税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置(災害救助法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害救助法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、災害救助法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

救助の種類	対象	費用の限度額			期間	備考			
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額			災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。			
炊き出し その他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内			災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、もしくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
			冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
			冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上			

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明或いは行方不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置消耗器財費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,700円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,800円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(災害救助法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食金の供与及び飲料水の供給 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(災害救助法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（災害救助法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（災害救助法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、災害救助法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

出典：災害救助事務取扱要領（令和7年10月） 内閣府政府統括官（防災担当）

8-2 災害応急対策業務に関する基本協定

協定の名称	締結日	締結相手
(1) 災害応急対策業務に関する基本協定	H19. 11. 12	笠懸町商工会
(2) 災害応急対策業務に関する基本協定	H20. 1. 29	大間々町商工会
(3) 災害応急対策業務に関する基本協定	H20. 2. 6	東町商工会
(4) 災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書	H20. 9. 5	みどり市管工事協同組合
(5) 災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書	H20. 9. 5	みどり市水道組合
(6) 災害時におけるL Pガス等供給協力に関する協定書	H28. 8. 23	群馬県L Pガス協会桐生支部
(7) 災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定	H28. 8. 31	群馬県解体工事業協同組合
(8) 災害救助に必要な物資等の提供に関する協定書	H31. 3. 22	桐生電気工事協同組合

2-（1）災害応急対策業務に関する基本協定

みどり市（以下「甲」という。）と笠懸町商工会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における市民の安全を確保するための応急措置（以下「応急対策業務」という。）に関して、次のとおり基本協定を定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設及び公共建築物等に災害が発生した時の応急対策業務に関する甲と乙との基本事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、応急対策を行う必要が生じた場合は、乙に対し応急対策業務の協力を要請することができる。

2 乙は、要請があった時は甲に対し速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第3条 乙が実施した応急対策業務に要する費用は甲が負担する。

（損害補償）

第4条 災害対策基本法に基づき、甲から従事命令が発せられ、第2条の規定により応急対策業務に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、これを補償するものとする。なお、従事命令が発せられない場合にあつては、甲乙協議の上解決するものとする。

（雑則）

第5条 この協定に定めない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成19年11月12日から適用する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持するも

のとする。

平成19年11月12日

甲 みどり市笠懸町鹿2952
みどり市長 石 原 条

乙 みどり市笠懸町鹿3003-1
笠懸町商工会
会 長 青 山 正 敏

2-（2） 災害応急対策業務に関する基本協定

みどり市（以下「甲」という。）と大間々町商工会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における市民の安全を確保するための応急措置（以下「応急対策業務」という。）に関して、次のとおり基本協定を定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設及び公共建築物等に災害が発生した時の応急対策業務に関する甲と乙との基本事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、応急対策を行う必要が生じた場合は、乙に対し応急対策業務の協力を要請することができる。

2 乙は、要請があった時は甲に対し速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第3条 乙が実施した応急対策業務に要する費用は甲が負担する。

（損害補償）

第4条 災害対策基本法に基づき、甲から従事命令が発せられ、第2条の規定により応急対策業務に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、これを補償するものとする。なお、従事命令が発せられない場合にあつては、甲乙協議の上解決するものとする。

（雑則）

第5条 この協定に定めない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成20年1月29日から適用する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

平成20年1月29日

甲 みどり市笠懸町鹿2952
みどり市長 石 原 条

乙 みどり市大間々町大間々1549
大間々町商工会会長 須 藤 健 久

2-（3） 災害応急対策業務に関する基本協定

みどり市（以下「甲」という。）と東町商工会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における市民の安全を確保するための応急措置（以下「応急対策業務」という。）に関して、次のとおり基本協定を定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設及び公共建築物等に災害が発生した時の応急対策業務に関する甲と乙との基本事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、応急対策を行う必要が生じた場合は、乙に対し応急対策業務の協力を要請することができる。

2 乙は、要請があった時は甲に対し速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第3条 乙が実施した応急対策業務に要する費用は甲が負担する。

（損害補償）

第4条 災害対策基本法に基づき、甲から従事命令が発せられ、第2条の規定により応急対策業務に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、これを補償するものとする。なお、従事命令が発せられない場合にあつては、甲乙協議の上解決するものとする。

（雑則）

第5条 この協定に定めない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成20年2月6日から適用する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

平成20年2月6日

甲 みどり市笠懸町鹿2952
みどり市長 石 原 条

乙 みどり市東町花輪103-1
東町商工会
会 長 森 田 米 造

2－（４）災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と、みどり市管工事協同組合（以下「乙」という。）は、地震、その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧工事等（以下「応急復旧」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、みどり市水道事業及び簡易水道事業の給水区域内に災害が発生し、水道施設が被災したとき、被災住民に飲料水を提供するための水道施設の早期復旧に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、被災した水道施設の応急復旧について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行う場合は、文書又は口頭により、応急復旧の内容、日時、場所、必要な人員及び資機材等を明らかにするものとする。

3 乙の連絡窓口は代表理事とする。

(協力)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急復旧について協力するものとする。

(現場指揮等)

第4条 甲は、応急復旧に関し必要な現場指揮等を行うものとする。

(事前準備)

第5条 乙は、甲の協力要請に速やかに対象できるよう、組合員の動員体制、資機材の保有状況等を把握しておくものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙が応急復旧のために要した次の経費（以下「経費」という。）を負担するものとする。

- (1) 人件費
- (2) 車両等の借上料
- (3) 協力要請により使用した乙の組合員の保有する資材費
- (4) その他応急復旧に要した経費

(費用請求)

第7条 乙は、前条の経費について甲の積算基準により算定した額を一括して甲に請求するものとする。

(労災補償及び損害賠償)

第8条 応急復旧において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は障害になった場合若しくは死亡した場合は、乙の労働者災害補償保険により補償するものとする。ただし、労働者災害補償保険で補償されないやむを得ない理由がある場合において、甲は、必要があると認められるときは、甲乙協議のうえ対処するものとする。

2 応急復旧により、乙が第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、災害発生時における応急復旧を速やかに行えるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

(他市町村の応援要請)

第10条 甲は、他市町村で発生した災害についても、この協定に準じて乙に応急復旧の協力を要請することができる。

(定めのない事項等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定期間は、平成20年9月5日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3箇月前までに、甲乙いずれかの申し出がない限り、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年9月5日

甲 みどり市笠懸町鹿2952番地

みどり市長 石原 条

乙 みどり市笠懸町阿左美3709番地
みどり市管工事協同組合
代表理事 篠原 敏

2－（５）災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と、みどり市水道組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧工事等（以下「応急復旧」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、みどり市水道事業及び簡易水道事業の給水区域内に災害が発生し、水道施設が被災したとき、被災住民に飲料水を提供するための水道施設の早期復旧に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、被災した水道施設の応急復旧について、乙は協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行う場合は、文書又は口頭により、応急復旧の内容、日時、場所、必要な人員及び資機材等を明らかにするものとする。

3 乙の連絡窓口は会長とする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急復旧について協力するものとする。

（現場指揮等）

第4条 甲は、応急復旧に関し必要な現場指揮等を行うものとする。

（事前準備）

第5条 乙は、甲の協力要請に速やかに対処できるよう、組合員の動員体制、資機材の保有状況等を把握しておくものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が、応急復旧のために要した次の経費（以下「経費」という。）を負担するものとする。

- (1) 人件費
- (2) 車両等の借上料
- (3) 協力要請により使用した乙の組合員の保有する資材費
- (4) その他応急復旧に要した経費

（費用請求）

第7条 乙は、前条の経費について甲の積算基準により算定した額を一括して甲に請求するものとする。

（労災補償及び損害賠償）

第8条 応急復旧において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は障害になった場合若しくは死亡した場合は、乙の労働者災害補償保険により補償するものとする。ただし、労働者災害補償保険で補償されない

やむを得ない理由がある場合において、甲は、必要があると認められるときは、甲乙協議のうえ対処するものとする。

2 応急復旧により、乙が第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、災害発生時における応急復旧を速やかに行えるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

(他市町村の応援要請)

第10条 甲は、他市町村で発生した災害についても、この協定に準じて乙に応急復旧の協力を要請することができる。

(定めのない事項等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定期間は、平成20年9月5日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3箇月前までに、甲乙いずれかの申し出がない限り、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年9月5日

甲 みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石原 条

乙 みどり市大間々町大間々981番地
みどり市水道組合
会 長 高草木 喜一

2－(6) 災害におけるL Pガス等供給協力に関する協定

みどり市（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬県L Pガス協会桐生支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるL Pガスの供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、みどり市において地震等の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが相互に協力して、被災者にL Pガスを供給するために必要な事項を定め、住民生活の安定を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し避難場所へのL Pガスの供給について、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに可能な限り優先的に協力するものとする。

2 乙は、緊急時に際し、甲の要請に円滑に対応するために、L Pガス及びL Pガス資機材の調達並びに要員の確保を行うこととし、備蓄物資の内容及び数量については、甲と乙が事前に協議のうえ定め

ることとする

(引渡し)

第4条 甲は、乙に供給要請を行う際、予め引き渡し場所を指定し、当該場所へ職員を派遣し、引き受けるものとする。

(費用負担)

第5条 前条の規定により、乙が供給したL Pガスの代金については、甲が負担するものとする。

(情報の提供等)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に機能するため、地域防災にかかわる情報収集や支援活動のあり方について、必要に応じて協議を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年8月23日

甲 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石原 条

乙 群馬県桐生市錦町3丁目8番7号
一般社団法人群馬県L Pガス協会桐生支部
支部長 関口 公一

2－（7）災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と群馬県解体工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、みどり市内に地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、みどり市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、乙に対して建築物等の解体撤去及び災害廃棄物の収集、運搬、一時保管等の協力を求めるに当たり、その内容、費用負担、その他基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定めるものをいう。
- (3) 解体撤去 建築物等の全部又は一部を取り壊し、その場所から取り除くことをいう。

- (4) 災害廃棄物 災害による建築物等の倒壊、焼失等に伴い発生した廃棄物及び災害による建築物等の解体撤去に伴って発生する廃棄物をいう。

(要請する業務)

第3条 甲は、災害時において、次に掲げる業務（以下「解体撤去等」という。）を乙に要請することができる。

- (1) 応急復旧活動に支障となる建築物等の解体撤去に関する業務
- (2) 被災者の救出等を目的とした建築物等の解体撤去に関する業務
- (3) 災害廃棄物の収集、運搬、一時保管その他これらに関連して必要と認める業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が防災計画に基づき、必要と認める業務

(業務要請手続)

第4条 甲は、乙に対し業務を要請するときには、災害時における建築物等の解体撤去等の協力要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、やむを得ず様式第1号により要請ができない場合は、電話等により要請し後日様式第1号を提出するものとする。

2 乙は、甲から様式第1号を受領したときは、その内容を確認の上、災害時における建築物等の解体撤去等の協力に係る確認書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

(業務の実施)

第5条 乙は、次に掲げる事項に留意し、解体撤去等を行うものとする。

- (1) 解体撤去等に必要人員、車両、資機材等の調達は、乙が行うこと。
- (2) 騒音、粉じん等により周辺地域の生活環境に支障が生じないように十分配慮すること。
- (3) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を行うこと。
- (4) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、解体撤去等の現場における分別の徹底等に努めること。

2 乙は、撤去した災害廃棄物を、甲が指定した保管場所又は処理施設（以下「保管場所等」という。）へ運搬するものとする。ただし、状況により甲が災害廃棄物の保管場所等を指定できない場合は、乙は、甲の承諾を得て、乙の判断で災害廃棄物を他の保管場所等に運搬することができるものとする。

(業務報告)

第6条 乙は、解体撤去等を完了した場合は、災害時における建築物等の解体撤去等の協力実施報告書（様式第3号）により甲に報告するものとする。ただし、状況により様式第3号での報告ができない場合は、電話等により報告し後日様式第3号を提出するものとする。

(費用負担)

第7条 業務に関する費用は、原則として甲が負担する。

2 前項に規定する費用については、災害時直前の標準的な費用を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 第1項に規定する費用の支払いについては、別途みどり市財務規則に基づき支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲の責に帰さない事由により、解体撤去等の実施に伴い、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて解体撤去等に従事した者がそのため死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、当該従事者の使用者の責任において行うものとする。

(連絡体制)

第10条 この協定に基づく活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとし、

必要に応じて情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年8月31日

(甲) みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市長 石原 条

(乙) みどり市笠懸町阿左美494番地2
群馬県解体工事業協同組合
理事長 菊地 明仁

2－(8) 災害救助に必要な物資等の提供に関する協定書

みどり市（以下「甲」という。）と桐生電気工事協同組合（以下「乙」という。）は、災害救助及び応急復旧等に必要な人員並びに資機材及び物資の提供（以下「物資等の提供」という。）について次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合と認めるときは、乙に対して物資等の提供を要請することができるものとする。

2 甲は他の都市で発生した災害で応援要請を受けた場合、その災害の状況に応じ、乙に対し前項の要請をすることができるものとする。

(要請の方法)

第2条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、乙は甲の意思を確認の上、第3条の措置をとるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第3条 乙は第1条の要請を受けたときは、可能な限り物資等の提供に関し甲に協力するものとする。

(費用負担等)

第4条 物資等の提供に要した費用は、災害発生直前時における適正な費用（災害発生前については、通常の適正な費用）を基準として甲、乙協議して定めるものとする。

2 物資等の提供に要した費用の支払いは、甲、乙協議して定めるものとするが、できる限り速やかに支払うものとする。

(有効期間)

第5条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年3月22日

(甲) 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地
みどり市
みどり市長 須藤 昭男

(乙) 群馬県桐生市新宿一丁目10番18号
桐生電気工事協同組合
理 事 長 小川 悟

9 復旧・復興関係

9-1 激甚災害法に基づく特別財政援助の対象

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第3条）
- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
 - エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
 - オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
 - カ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
 - キ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
 - ク 障害者総合支援法第83条第2項又は第3項の規定により、県又は市町村が設置した障害者支援施設の災害復旧事業
 - ケ 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
 - コ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
 - サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - シ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - (i) 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。
 - (ii) 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行なう排除事業
 - セ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚災害法第5条）
農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例（激甚災害法第6条）
農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第7条）

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。

エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚災害法第8条）

（i）天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。

（ii）天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。

オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚災害法第9条）

森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

カ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助（激甚災害法第10条）

土地改良区等の行なう湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

キ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第11条の2）

（i）県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。

（ii）県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）

災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。

イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚災害法第13条）

小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。

ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第14条）

事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(4) その他の特別の財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第16条）

公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第17条）

私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。

ウ 市町村が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例（激甚災害法第19条）

エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（激甚災害法第20条）

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

オ 水防資材費の補助の特例（激甚災害法第21条）

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。

カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚災害法第22条）

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市町村が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。

キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚災害法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。